

第4章 ドイツ

1-1 収入（国全体について）

（1）政府全体の収入構造

ドイツ連邦全体の収入は、①国（ドイツ連邦）、②EU 出資分、③州、④政府地区、⑤社会保障から成り立っている。2012 年度の収入の合計は 1,163,357 万ユーロ、2013 年度は 1,194,776 万ユーロである。この収入の内訳の主な項目は税込、利益のある営為による収入（例えば使用権による収入など）、利子、不動産資産の売却処分による収入資産の繰り入れ、その他の繰り入れ、貸付金の還流、借入である。

図表 4-1：連邦全体収入とその内訳

	2012 年		2013 年	
	単位： 100 万 ユーロ	1 人 当たり 単位： ユーロ	単位： 100 万 ユーロ	1 人 当たり 単位： ユーロ
ドイツ全体の公的財政（収入）¹³⁹	1,163,357	14,470	1,194,776	14,826
①ドイツ連邦（国）	335,455	4,172	334,893	4,156
②EU 出資分	25,251	314	30,116	374
③州	315,642	3,926	329,238	4,086
④政府地区	197,770	2,648	205,768	2,751
⑤社会保障	536,412	6,672	538,373	6,681

出典：ドイツ連邦統計局¹⁴⁰

ドイツ連邦全体の収入（上記表①、②、③、④、⑤の合計）の内訳の 2011 年から 2013 年の推移は下記の通りである。

¹³⁹ この項目で示された額は、四半期ごとの出納統計の結果の数値である。したがって、年度末の修正結果を反映させたものではない。それゆえ、内訳合計額とは一致しない。

¹⁴⁰ ドイツ連邦統計局：

<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/OeffentlicheFinanzenSteuern/OeffentlicheFinanzen/AusgabenEinnahmen/Tabellen/Einnahmen.html>

図表4-2：連邦全体収入推移

年度	単位：100万ユーロ		
	2011年度	2012年度	2013年度
修正後の収入合計¹⁴¹	1,151,993	1,163,357	1,194,776
収入の内訳			
税金（租税公課）	982,372	1,022,016	1,051,874
利益のある営為による収入（使用権など）	24,615	22,416	20,826
利子	25,330	21,586	17,032
その他の収入	52,945	55,029	58,048
不動産資産の売却処分	13,792	21,741	13,792
資産の繰り入れ	25,754	22,779	22,632
その他の繰り入れ	25	74	74
貸付金の還流	12,083	9,493	8,213
借入	2,068	997	1,312

出典：ドイツ連邦統計局¹⁴²

ドイツ連邦のみの収入は主に税金から成り立っている。ドイツは法人税、所得税、消費税による税金は国、州、地方自治体で分配される。次にこれらの税金の分配割合について説明する。「法人税及びその他の利益関連税」では、国と州の比率が1対1であるのに対し、「給与所得税及び所得税」の分配割合では、国と州はそれぞれ42.5%で1対1の比率であるが、地方自治体も15%の割合で配分を受ける。また、消費税については、国（53.9%）が州（44.1%）を若干上回っているが、地方自治体も2%と少ないながらも配分を受ける対象となる。

図表4-3：種類別税金分配割合

法人税及びその他の利益関連税	<ul style="list-style-type: none"> ・国：50% ・州：50%
給与所得税及び所得税	<ul style="list-style-type: none"> ・国：42,5% ・州：42,5% ・地方自治体：15%
消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・国：53,9% ・州：44,1% ・地方自治体：2%

¹⁴¹ この合計額は *Eingaben der laufenden Rechnung* と呼ばれる合計額である。調整後の金額ではないので、収入の内訳の合計額とは一致しない。

¹⁴² ドイツ連邦統計局：

<https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Thematisch/FinanzenSteuern/AlteAusgaben/VierteljaehrlicheKassenergebnisseAlt.html>

第4章 ドイツ

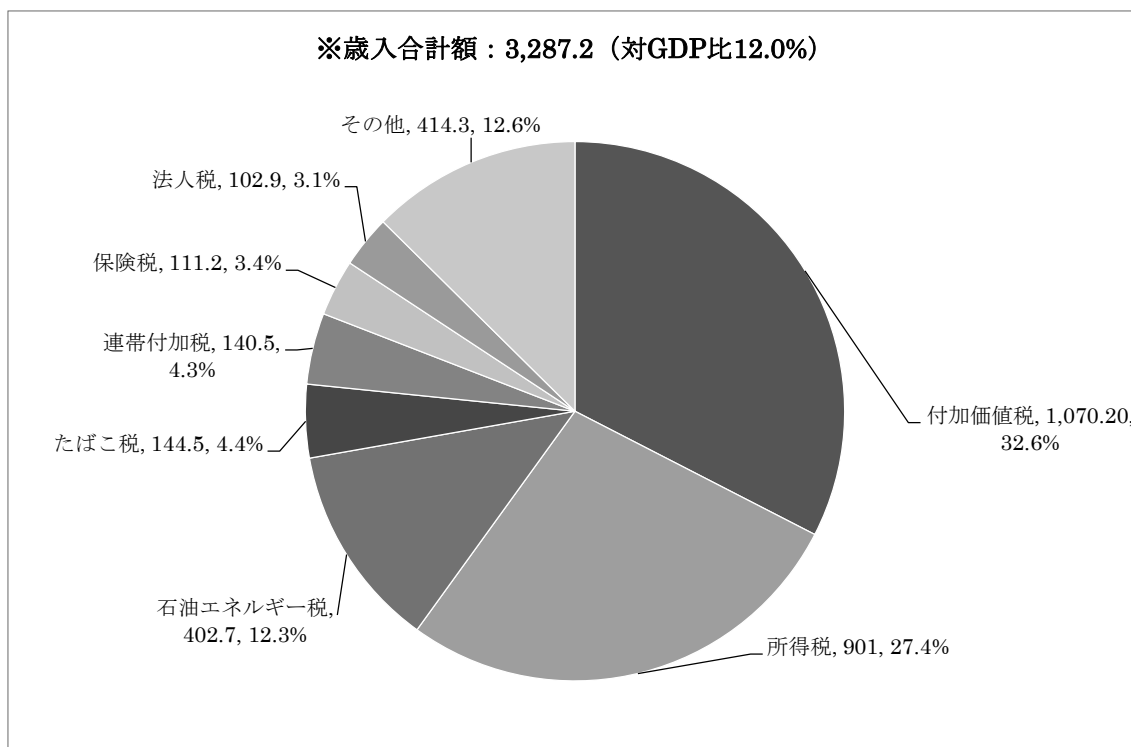
下記の図表はドイツ連邦の税収の内訳と2011年から2013年までの推移を表したものである。

図表4-4：連邦税収の内訳と推移（2011～2013年度）

	単位：100万ユーロ		
	2011年	2012年	2013年
●共同租税の連邦の分と営業税の割当て・・・①	197,441	206,643	213,999
うち所得税と法人税	89,959	97,469	103,528
うち消費税と輸入税	102,433	103,965	105,084
うち営業税割当て額	1,520	1,587	1,575
うち利や収益に対する税金	3,529	3,623	3,812
●連邦税・・・②	99,133	100,142	100,454
うち保険税	10,755	11,138	11,553
うちタバコ税	14,414	14,143	13,820
うちコーヒー税	1,028	1,054	1,021
うち火酒税	2,151	2,123	2,104
うち発泡酒税（シャンパンなど）	470	464	449
うちエネルギー税	40,036	39,305	39,364
うち車両税	8,422	8,443	8,490
うち航空税	905	948	978
うち核燃料税	923	1,925	1,285
うちその他	20,029	20,599	21,389
ドイツ連邦の税収合計（EU 予算支出含まず） ・・・①+②	296,574	306,785	314,453

図表4-5：連邦政府（国）の収入構成（2013年度・第1次補正後予算）

（単位：億ユーロ）



（出典）ドイツ連邦財務省 Bundesministerium der Finanzen、「財務報告書 2014」Finanzbericht 2014¹⁴³

¹⁴³ ドイツ連邦財務省「財務報告書 2014」

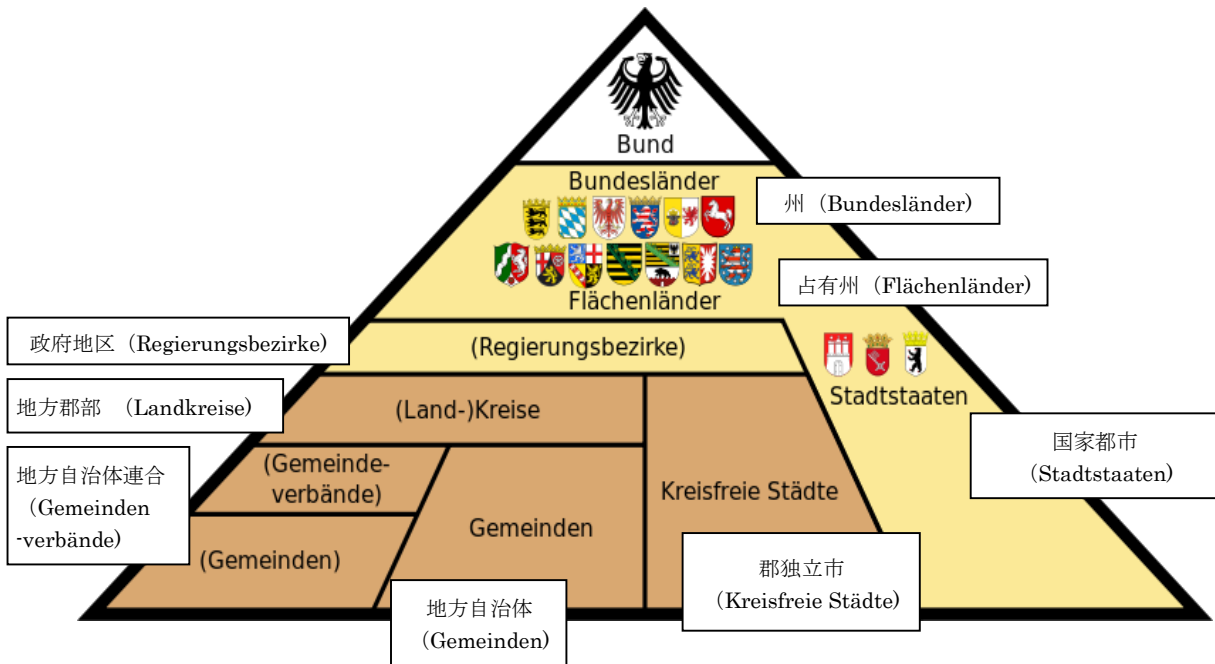
http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Oeffentliche_Finanzen/Wirtschafts_und_Finanzdaten/Finanzbericht-2014-anl.pdf?__blob=publicationFile&v=1

1-2 収入（地方政府全体について）

●ドイツの地方自治体の概要について

ドイツの地方政府とは州（Bundesländer）と政府地区（Regierungsbezirke）から構成されている。ドイツ16州は占有州（Flächenländer）と呼ばれる13州と国家都市（Stadtstaaten）あるいは都市州（Stadtland）とも呼ばれると呼ばれるハンザ都市・ハンブルク、ハンザ都市ブレーメンそしてベルリンから成り立っている。13州の下には行政管区がある。各州は独自の条例、州政府及び州議会をもつ。政府地区（Regierungsbezirke）は郡独立市（Kreisfreie Städte）、地方郡部（Landkreis）、地方自治体（Gemeinde）、地方自治体連合（Gemeinde-verbände）から成り立っており、簡単に言い換えるとドイツ政府地区（Regierungsbezirke）とは市町村のことを指す。

図表4-6：地方自治体の構成



第4章 ドイツ

(1) ドイツ州政府全体の収入構造

ア 税収に関する統計資料

共同租税の州の分と営業税の割当て、州の税収の合計、市町村（政府地区）の税収の合計について、項目別にまとめた。

なお、ドイツの租税は、共有税、連邦税、州税、市町村税に分類できる。

所得税、法人税及び日本の消費税に相当する売上税が共有税となっており、これらについては、州が徴収し、半分を連邦に拠出するのが基本である。

図表4-7：ドイツ16州の各税収の合計¹⁴⁴・市町村（政府地区）の税収の合計

（単位：100万ユーロ）

	2011	2012	2013
共同租税の州の分と営業税の割当て	182,371	193,911	201,020
所得税と法人税	89,738	97,717	103,542
消費税と輸入税	83,737	87,021	88,187
営業税割当額	5,368	5,551	5,478
利子や収益に対する税金	3,529	3,623	3,812
州の税収の合計	13,080	14,180	15,697
固定資産税 ¹⁴⁵	- 4	- 1	- 1
相続税	4,246	4,305	4,633
贈与税	6,350	7,368	8,368
競馬及び宝くじ税	1,420	1,431	1,635
火災防火税	366	380	392
ビール税	702	697	669
その他（車両税など）	0	1	0
市町村（政府地区）の税収の合計	6,880	6,868	7,493
土地税	1,326	1,341	1,353
法人事業税（額面）	3,517	3,306	3,682
法人事業税（税抜き）	3,073	2,874	3,239
所得税と収入に関する税	1,982	2,122	2,350
土地	330	350	352

144

ドイツ統計局の資料 2011年：https://www.destatis.de/GPStatistik/receive/DEHeft_heft_00016361_4142P

ドイツ統計局の資料 2012年：https://www.destatis.de/GPStatistik/receive/DEHeft_heft_00018596_41-42P

ドイツ統計局の資料 2013年：https://www.destatis.de/GPStatistik/receive/DEHeft_heft_00023873_41-42P

調整後の金額ではないので、収入の内訳の合計額とは一致しない。

¹⁴⁵ ドイツ連邦統計局に対し、電話ヒアリングで確認したところ、税収入の数値がマイナスになっている、何らかの理由により、多く収めた税金を返還しなければならない事態のためマイナスになっているとの返答が得られた。しかし、それがどのような理由でマイナスなのかはドイツ連邦統計局の方では分からないとの返答であった。

第4章 ドイツ

地方市町村からの税金			
譲渡税	77	75	85
酒税	-	-	-
娯楽税	72	85	84
犬税	16	16	16
その他町村の税金	5	5	14
税金	202,331	214,960	224,210

出典：ドイツ連邦統計局¹⁴⁶

イ ドイツ各州の税収

16州の2012年度・2013年度の収入額を以下のとおり整理した。

図表4-8：州別収入額（2012年度・2013年度）

	2013年	2014年
	100万ユーロ	100万ユーロ
州別収入		
バーデン・ヴュッテンベルグ	59,878	62,271
バイエルン	73,611	77,986
ブランデンブルグ	14,764	14,855
ヘッセン	36,180	38,378
メックレンブルク・フォアポアン	9,476	9,714
ニーダーザクセン	40,452	41,066
ノルトライン・ヴェストファーレン	99,539	102,378
ラインラント・プファルツ	20,643	21,321
ザールラント	4,894	5,085
ザクセン	23,431	25,059
ザクセン・アンハルト	12,944	13,348
シュレヒヴィク・ホルシュタイン	14,698	14,637
チューリンゲン	11,918	12,057
ベルリン	24,396	25,744
ハンザ都市ブレーメン	4,776	5,321
ハンザ都市ハンブルク	13,782	15,222

出典：ドイツ連邦統計局¹⁴⁷

¹⁴⁶ ドイツ連邦統計

https://www.destatis.de/GPStatistik/servlets/MCRFileNodeServlet/DEHeft_derivate_00009017/2140200113244.pdf
2011年度、16ページ

https://www.destatis.de/GPStatistik/servlets/MCRFileNodeServlet/DEHeft_derivate_00010249/2140200123244.pdf
2012年度、16ページ

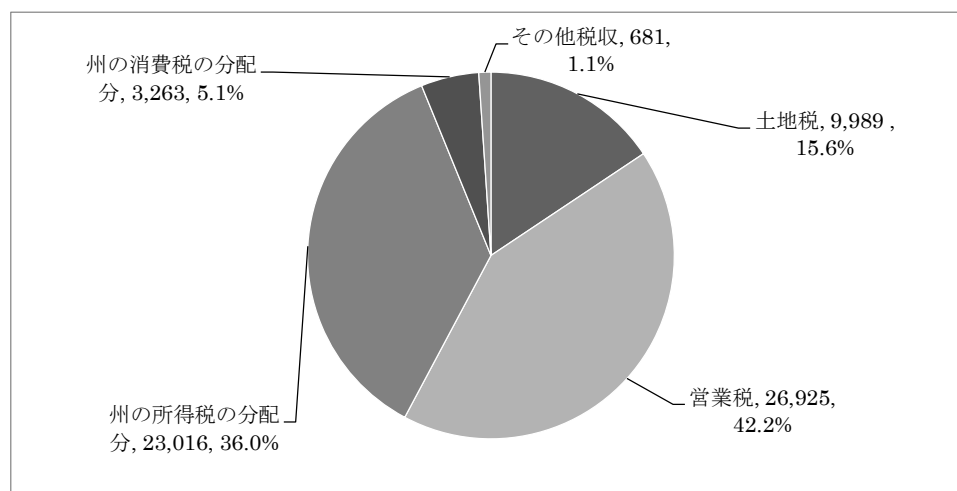
https://www.destatis.de/GPStatistik/servlets/MCRFileNodeServlet/DEHeft_derivate_00012994/2140200133244.pdf
2013年度、16ページ

調整後の額ではないので、収入の内訳の合計額とは一致しない。

第4章 ドイツ

ドイツ基本法 28 条 2 項 (Grundgesetz Art. 28, Abs.2¹⁴⁸) では、州及び政府地区 (郡独立市、地方郡部、地方自治体等の市町村) に対し、各自の責任を有する法律に基づき、地域の業務等に関する規制の権利を認めている。地方自治体税法 (Kommunalabgabengesetze¹⁴⁹) では、自治体の収入とその他の地域団体からの収入に関して規定されている。地方自治体及び地方自治体の地域団体の収入は、所得税の分配分¹⁵⁰ (15%)、消費税の分配分 (2%)、料金収入、企業の営業税、地価税、遊興飲食税と畜犬税などである。地方自治体に対しては、税金発見権利 (Kommunales Steuerfindungsrecht¹⁵¹) によるところの税収を設ける権利だけでなく税率を上げることできる。州によっては、狩猟税、畜馬税や第2の住居にかかる税金、娯楽税や保養税 (温泉地など) の税収が存在する。政府地区 (郡独立市、地方郡部、地方自治体等の市町村) 収入の内訳については、以下のグラフで確認することが可能である。

図表 4-9 : 政府地区 (市町村) の税収入 (2010 年度・税抜)
(単位: 100 万ユーロ)



出典: ハウスハルツシュトイアールングドットディエー (Haushaltssteuerung.de)¹⁵²

¹⁴⁷ ドイツ連邦統計局:

https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/OeffentlicheFinanzenSteuern/OeffentlicheFinanzen/AusgabenEinnahmen/Tabellen/Tabellen_AusgabenEinnahmenFinanzierungssaldoJaehrlich.html

¹⁴⁸ ドイツ基本法 (http://www.gesetze-im-internet.de/gg/art_28.html)

¹⁴⁹ 地方自治体税法 (Kommunalabgabengesetze): <https://dejure.org/gesetze/KAG>

¹⁵⁰ 税収の分配の割合の表を参照

¹⁵¹ 税金を見出す権利 (Kommunales Steuerfindungsrecht): ドイツ都市と地方自治体協会作成による資料: <http://www.dstgb.de/dstgb/Home/Pressemeldungen/Archiv%202011/Krise%20der%20Kommunen%20macht%20Entlastung%20im%20Sozialbereich%20unverzichtbar/Kommunales%20Steuerfindungsrecht.pdf>

¹⁵² 出典: ハウスハルツシュトイアールングドットディエー (Haushaltssteuerung.de):

<http://www.haushaltssteuerung.de/bilder/verteilung-des-gesamtsteueraufkommens-netto-der-kommunen-im-jahr-2010.png>

第4章 ドイツ

また、税項目別の内訳及びその推移を以下のとおりまとめた。

図表4-10：政府地区（郡独立都市、地方郡部、地方自治体等の市町村）の税項目別内訳と推移

（単位：100万ユーロ）

	2011年	2012年	2013年
土地税A（農耕の土地）	367	374	384
土地税B（建物の土地）	9,981	10,302	10,640
営業税（額面）	36,898	39,030	39,338
営業税（税抜き）	30,490	32,304	32,644
給与所得税と所得による税の一部	24,597	26,864	28,425
消費税の一部	3,462	3,543	3,598
酒類小売免許税	0	0	0
飲料税	-	-	-
娯楽税	408	531	623
犬税	260	272	283
第二の住居	97	104	105
その他、市町村の税金	28	24	20
市町村の税収入合計	69 690	74 316	76 722

出典：ドイツ連邦統計局¹⁵³

¹⁵³ ドイツ連邦統計局：

https://www.destatis.de/GPStatistik/servlets/MCRFileNodeServlet/DEHeft_derivate_00009017/2140200113244.pdf
2011年度、16ページ

https://www.destatis.de/GPStatistik/servlets/MCRFileNodeServlet/DEHeft_derivate_00010249/2140200123244.pdf
2012年度、16ページ

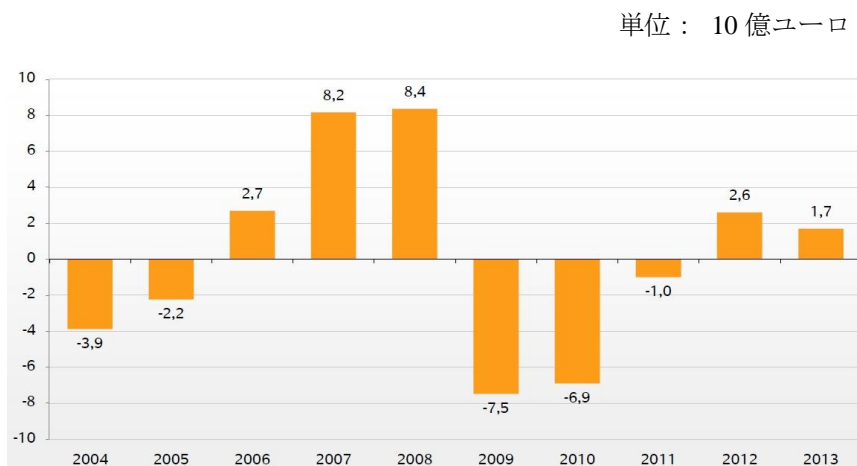
https://www.destatis.de/GPStatistik/servlets/MCRFileNodeServlet/DEHeft_derivate_00012994/2140200133244.pdf
2013年度、16ページ

調整後の金額ではないので、収入の内訳の合計額とは一致しない。

第4章 ドイツ

下記のグラフはベルリン、ハンザ都市ハンブルク、ハンザ都市ブレーメンを除く、13州の地方自治体の財政の残高差額の推移である。2009年には地方自治体の収入(収入)は合計で11.9%下がった。その要因は2008年後半に始まったリーマンショックの影響が数字に現れている。2010年からは再び上向き方向に延びている。

図表4-11：政府地区（郡独立市、地方郡部、地方自治体等の市町村）の財政の残高差額の推移（2004～2013年度）



出典：ドイツ連邦財務省：2013年度・地方自治体の財政結果（Rechnungsergebnisse der kommunalen Haushalte 2013¹⁵⁴）

※ベルリン、ハンザ都市ハンブルクとハンザ都市ブレーメンを除く

なお、2014年5月25日現在、ドイツには1万1,116の市長町があり、2013年度のドイツ全土の政府地区（各市町村）の収入の詳細資料は本脚注サイト¹⁵⁵からダウンロードできる。また、市町村レポートも参考として提示する¹⁵⁶。

¹⁵⁴ ドイツ連邦財務省：2013年度・地方自治体の財政結果

<http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Monatsberichte/2014/10/Inhalte/Kapitel-3-Analysen/3-1-bunde-spolitik-und-kommunalfinanzien.html#doc328404bodyText3>

¹⁵⁵ <http://www.haushaltssteuerung.de/doppische-haushaltsplaene-2013.html>

¹⁵⁶ <http://www.kommunaler-finanzreport.de/>

2-1 支出（国全体について）

ドイツの支出の構成は、以下の表からも分かるように、①国、②EU、③州、④政府地区（市町村）、⑤社会保障¹⁵⁷の5種類の出資項目から成る。その下には州別（都市並びにハンザ都市を含む16州）による支出の財政結果が示されている。

図表4-12：支出の構成

	2012年		2013年	
	(100万ユーロ)	1人当 (ユーロ)	(100万ユーロ)	1人当 (ユーロ)
ドイツ全体の公的財政（支出）	1,174,449*¹⁵⁸	14,608	1,204,222	14,943
①ドイツ連邦（国）	357,503	4,447	349,441	4,336
②EU	25,251	314	30,116	374
③州	321,459	3,998	329,880	4,094
④政府地区（市町村）	196,864	2,636	204,715	2,737
⑤社会保障 ¹⁵⁹	520,544	6,474	533,682	6,623

出典：ドイツ連邦統計局¹⁶⁰

図表4-13：連邦全体の支出内訳と推移

単位：100万ユーロ、出典：ドイツ統計局¹⁶¹

	2011年	2012年	2013年
調整後の純出資額合計¹⁶²	1,163,958	1,182,226	1,204,222
人件費	228,944	235,949	243,217
計上出資	300,567	310,094	321,421
利子	76,717	69,709	66,582
計上の助成金等	776,588	986,805	1,022,637

¹⁵⁷ 社会保障とはドイツ語では *Sozialversicherung* と呼ばれ、公的年金、公的介護保険、健康保険、法定災害保険と失業保険の5項目を指す。出典：ドイツ社会保障ヨーロッパ代理 *Deutsche Sozialversicherung Europavertretung* (<http://www.deutsche-sozialversicherung.de/de/wegweiser/saeulen.html>)

¹⁵⁸ ドイツ統計局の資料の脚注の補足によるとこの結果はまだ2011年度と2012年度を合算し改定していない。ドイツ全体の歳出の詳細シユアでの2012年度の歳出総額が異なるがどちらもドイツ統計局の資料の数字である。

¹⁵⁹ ここではドイツの主な歳出の項目としてドイツ連邦全体下の項目を4つ（つまり、EU、州、政府地区、社会保障）をあげている。この項目の分け方はドイツのやり方であり、EUでは全体の歳出のみを示している。つまり、国、EU、州、政府地区というカテゴリーではなく、歳出の大きな項目という見方で挙げられた項目であり、社会保障の歳出額は全体の歳出の約半分を占める。それだけ国にとって社会保障は大きな出金になっていることが伺われる

¹⁶⁰ ドイツ連邦統計局：

<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/OeffentlicheFinanzenSteuern/OeffentlicheFinanzen/AusgabenEinnahmen/Tabellen/Ausgaben.html>

¹⁶¹ ドイツ統計局の資料 2011年：https://www.destatis.de/GPStatistik/receive/DEHeft_heft_00016361

ドイツ統計局の資料 2012年：https://www.destatis.de/GPStatistik/receive/DEHeft_heft_00018596

ドイツ統計局の資料 2013年：https://www.destatis.de/GPStatistik/receive/DEHeft_heft_00023873

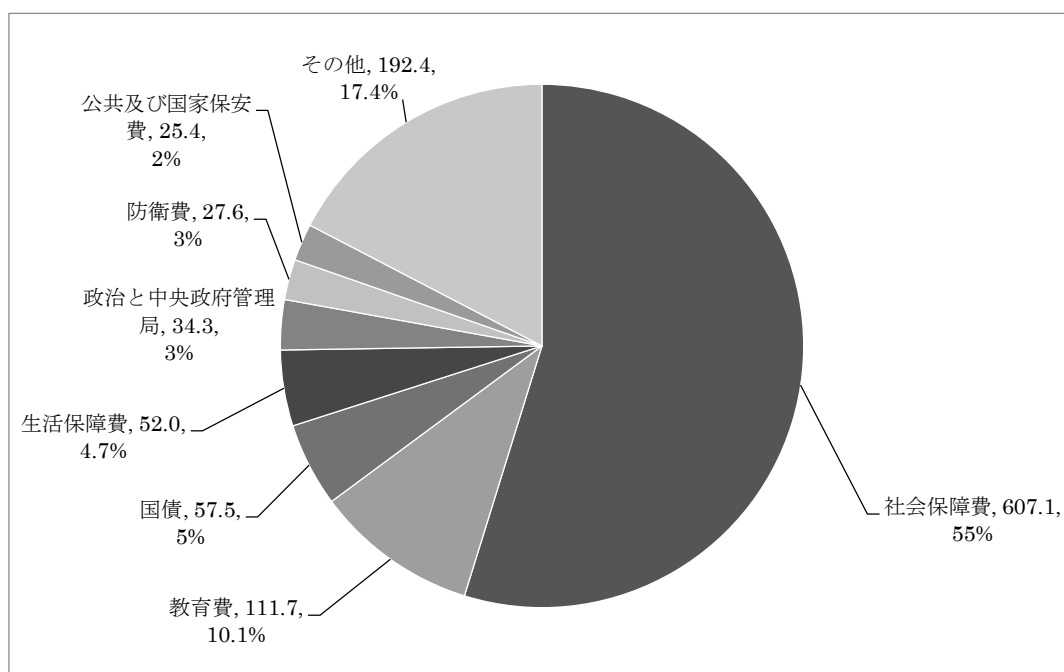
¹⁶² 調整後の金額とは *Ausgaben der Kapitalrechnung* と *Ausgaben der laufenden Rechnung* の合計額である。したがって出資の内訳合計額とは一致しない。

第4章 ドイツ

資金計算における支払いを差し引き	311,125	512,406	539,989
投資品	44,217	43,506	43,193
金融繰り入れ	51,638	41,042	41,899
貸付	13,085	10,810	8,870
参入買収	11,978	15,947	15,097
公共部門の償還（償却）支出	1,432	1,619	1,682
支出における支払いを差し引き	30,085	20,851	20,387

図表4-14：ドイツ全体（国、州、市町村）の支出（2010年度・税抜）

（単位：10億ユーロ）



出典：ドイツ連邦統計局（Statistisches Bundesamt）：「教育に関する財政報告 2013年」 p 25¹⁶³

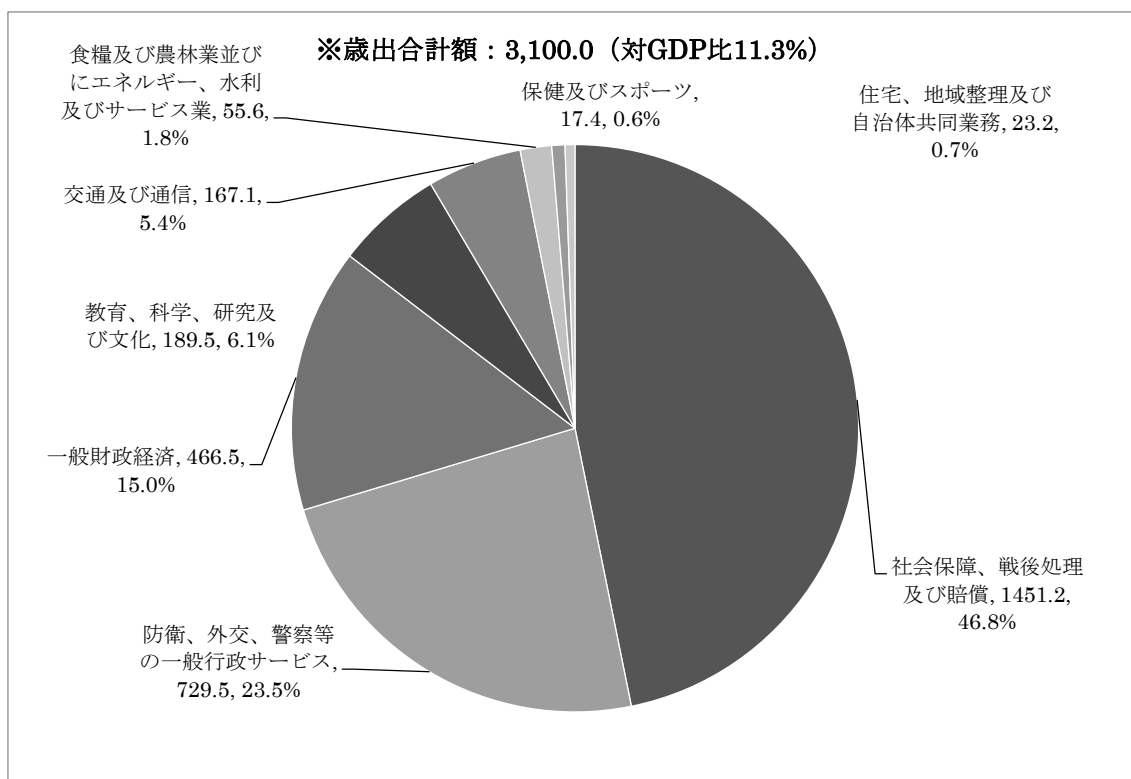
¹⁶³ ドイツ連邦統計局（Statistisches Bundesamt）：

https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Thematisch/BildungForschungKultur/BildungKulturFinanzen/Bildungsfinanzbericht1023206137004.pdf?__blob=publicationFile

第4章 ドイツ

図表4-15：連邦政府の支出構成（2013年度・第1次補正後予算）

（単位：億ユーロ）



（出典）ドイツ連邦財務省 Bundesministerium der Finanzen,の“Finanzbericht 2014”（2013年8月）¹⁶⁴

¹⁶⁴ ドイツ連邦財務省 Bundesministerium der Finanzen :

http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Oeffentliche_Finanzen/Wirtschafts_und_Finanzdaten/Finanzbericht-2014-anl.pdf?__blob=publicationFile&v=1

2-2 支出（地方政府全体について）

(1) 政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合

地方政府全体、州、市町村それぞれの支出を、費目ごとにまとめた。

図表4-16：地方政府支出内訳

(単位：100万ユーロ)

支出の内訳		
人件費	地方政府合計	180 967
	州	126 345
	市町村	54 622
流動中の物資の費用	地方政府合計	86 745
	州	40 501
	市町村	46 245
利子（公共部門）	地方政府合計	595
	州	461
	市町村	134
利子（公共部門以外）	地方政府合計	23 879
	州	19 936
	市町村	3 944
流動中の充当と助成金（公共部門）	地方政府合計	151 472
	州	101 796
	市町村	49 677
流動中の充当と助成金（公共部門以外）	地方政府合計	98 491
	州	34 408
	市町村	64 083
資金計算における支払いの差し引き	地方政府合計	144 065
	州	33 189
	市町村	41 708
流動中の出費	地方政府合計	398 085
	州	290 257
	市町村	176 996
物質投資	地方政府合計	33 367
	州	11 298
	市町村	22 069
建設費	地方政府合計	23 785
	州	6 958
	市町村	16 827
資産獲得	地方政府合計	9 582
	州	4 340
	市町村	5 243

第4章 ドイツ

資産の繰越（公共部門）	地方政府合計	14 292
	州	13 268
	市町村	1 024
資産の繰越（公共部門以外）	地方政府合計	11 316
	州	9 363
	市町村	1 953
貸付（公共部門）	地方政府合計	1 257
	州	1 166
	市町村	91
貸付（公共部門以外）	地方政府合計	5 563
	州	4 539
	市町村	1 024
参加獲得	地方政府合計	5 385
	州	3 478
	市町村	1 906
弁済・償却（公共部門）	地方政府合計	1 661
	州	1 398
	市町村	264
弁済・償却（公共部門以外）	地方政府合計	13 501
	州	4 887
	市町村	611
資本出費	地方政府合計	59 339
	州	39 623
	市町村	27 719
修正後の支出費用 ¹⁶⁵	地方政府合計	457 424
	州	329 880
	市町村	204 715

出典：ドイツ連邦統計局¹⁶⁶「財政と税金 2013 年度」

¹⁶⁵ 原語は *bereinigte Ausgaben* で、直訳すると「済まされた支出」という意味だが、ここでは、経常勘定と資本収支の合計を意味する。

¹⁶⁶ ドイツ連邦統計局「財政と税金 2013 年度」17 ページ
https://www.destatis.de/GPStatistik/receive/DEHeft_heft_00023873

第4章 ドイツ

図表4-17：州別の支出額

	2012年		2013年	
	単位： 100万 ユーロ	1人当たり 単位： ユーロ	単位： 100万 ユーロ	1人当たり 単位： ユーロ
州別の支出				
バーデン・ヴュッテンベルグ	56,450	5,355	61,151	5,770
バイエルン	65,920	5,283	70,102	5,586
ブランデンブルグ	13,843	5,650	13,935	5,694
ヘッセン	38,037	6,336	37,950	6,299
メックレンブルク・フォアポアン	9,417	5,875	9,055	5,671
ニーダーザクセン	38,985	5,008	39,774	5,106
ノルトライン・ヴェストファーレン	102,604	5,849	101,433	5,781
ラインラント・プファルツ	20,977	5,258	21,527	5,397
ザールラント	5,651	5,675	5,713	5,760
ザクセン	21,136	5,224	22,220	5,498
ザクセン・アンハルト	12,807	5,651	12,557	5,584
シュレヒヴィク・ホルシュタイン	14,143	5,044	14,717	5,241
チューリングゲン	11,297	5,194	11,420	5,278
ベルリン	24,089	7,201	23,749	6,997
ハンザ都市ブレーメン	5,180	7,944	5,312	8,115
ハンザ都市ハンブルク	13,684	7,936	15,137	8,686

出典：ドイツ連邦統計局¹⁶⁷

ア 政府全体の支出の内訳シェア

以下の内訳は、「公共予算の金融・税会計（2011）」19～26ページより、2011年州政府及び地方自治体の支出について算出したものである。

州政府の教育関連支出は、「全課題部門と職業訓練校：23%」「高等教育：10.5%」「学生のための助成金：1%」「その他の教育：0.5%」「高等教育以外の学問並びに研究開発：1.4%」を合計して算出すると、36.4%である。

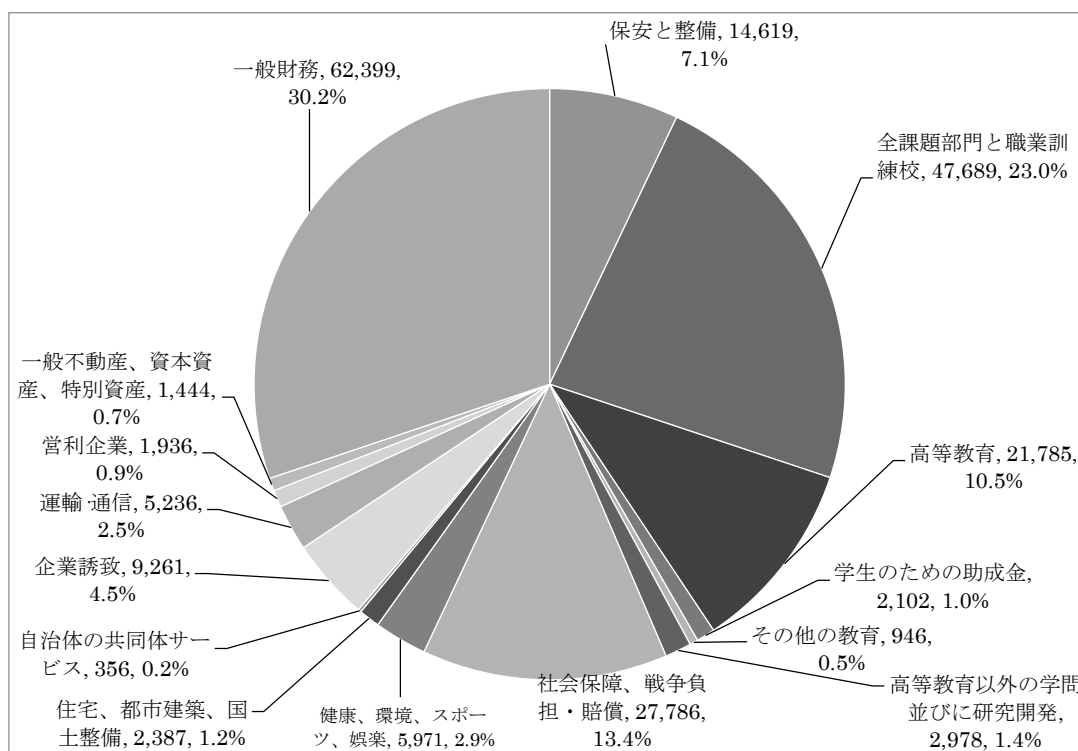
¹⁶⁷ ドイツ連邦統計局：

<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/OeffentlicheFinanzenSteuern/OeffentlicheFinanzen/AusgabenEinnahmen/Tabellen/Ausgaben.html>

第4章 ドイツ

図表 4-18：州政府の分野別支出内訳

(単位：100 万ユーロ)



図表 4-19：州政府の分野別支出内訳

(単位：100 万ユーロ)

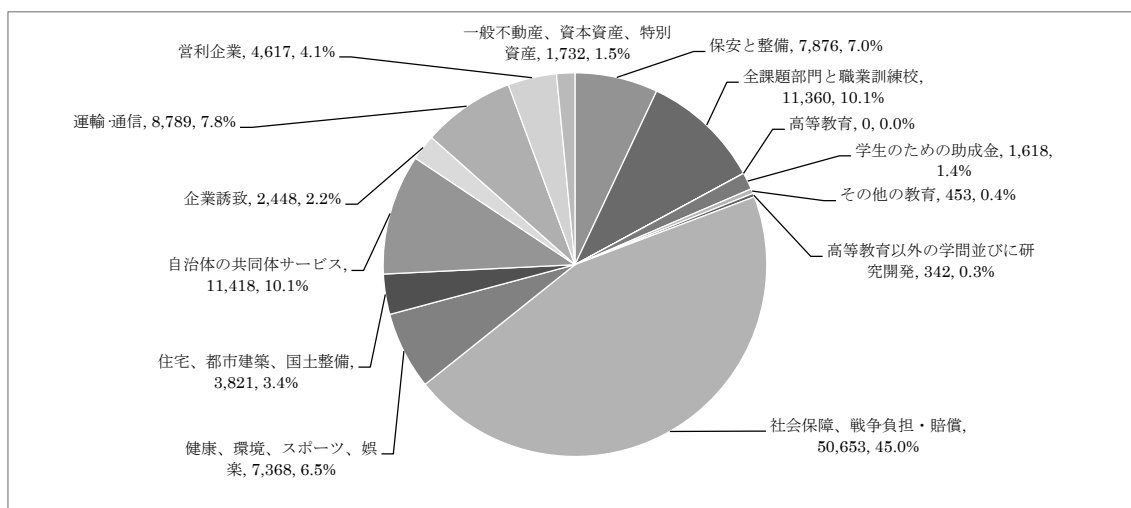
	支出額
防衛	0
保安と整備	14,619
全課題部門と職業訓練校	47,689
高等教育	21,785
学生のための助成金	2,102
その他の教育	946
高等教育以外の学問並びに研究開発	2,978
社会保障、戦争負担・賠償	27,786
健康、環境、スポーツ、娯楽	5,971
住宅、都市建築、国土整備	2,387
自治体の共同体サービス	356
企業誘致	9,261
運輸・通信	5,236
営利企業	1,936
一般不動産、資本資産、特別資産	1,444
一般財務	62,399

第4章 ドイツ

また、市町村の教育関連支出は、「全課題部門と職業訓練校：10.1%」「高等教育：0%」「学生のための助成金：1.4%」「その他の教育：0.4%」「高等教育以外の学問並びに研究開発：0.3%」を合計して算出すると、12.2%である。なお、市町村の「一般財務」はマイナスであるため、円グラフには含まれていない。

図表4-20：市町村の分野別支出内訳

(単位：100万ユーロ)



図表4-21：市町村の分野別支出内訳

(単位：100万ユーロ)

分野	支出額
防衛	0
保安と整備	7,876
全課題部門と職業訓練校	11,360
高等教育	0
学生のための助成金	1,618
その他の教育	453
高等教育以外の学問並びに研究開発	342
社会保障、戦争負担・賠償	50,653
健康、環境、スポーツ、娯楽	7,368
住宅、都市建築、国土整備	3,821
自治体の共同体サービス	11,418
企業誘致	2,448
運輸・通信	8,789
営利企業	4,617
一般不動産、資本資産、特別資産	1,732
一般財務 ¹⁶⁸	-23,350

¹⁶⁸ 市町村の「一般財務」はマイナスであるため、円グラフには含めなかった。

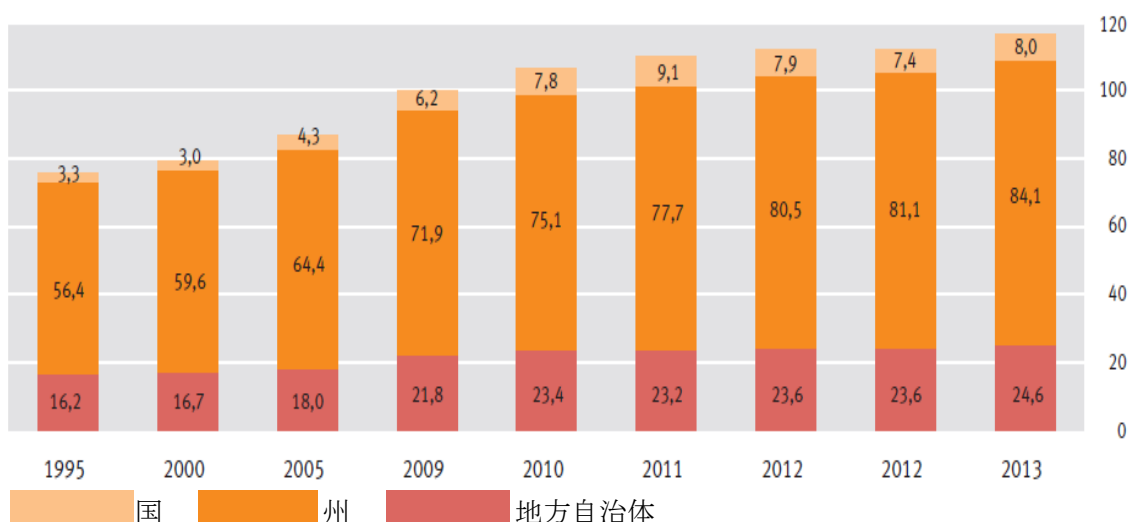
2-3 ドイツ（国・地方）における教育支出の動向

（1）公的教育の出資と傾向

1995年から2013年までの公的負担の教育費の推移は下記のグラフから確認できる。1995年の教育費759億ユーロから今日まで、教育費の負担の額は増え続けている。「基本計略コンセプト」（Grundmittelkonzept）に従い、2010年には1,063億ユーロが教育費（子供、青少年と青少年の活動のための施設を設立費も含む）に使われた。2011年には1,100億ユーロ、2012年には1,121億ユーロ、2013年には1,166億ユーロが投資された。

図表4-22：公的教育の出資と傾向（国、州、地方自治体別）

（単位：10億ユーロ）



出典：ドイツ連邦統計局（Statistisches Bundesamt）：「教育に関する財政報告2013年¹⁶⁹⁾」p. 37

（2）教育における各分野・領域への支出の動向

ア 各教育機関別の負担額・負担割合

特色ある支出項目として、各教育機関別の教育費の負担額及び負担割合を紹介する。

幼稚園並びに保育施設（3歳以下の子供を預かる施設）に対して利用される公的教育費の推移と国、州、地方自治体が負担する割合は下記のグラフから読み取ることができる。現在、幼稚園保育施設に関しては、国の公的負担は全くない。すなわち、州と地方自治体の予算で成り立っている。2007年に21.5億ユーロが保育施設設立のために投資された。この施設設立費により経営管理費もまかわなければならない

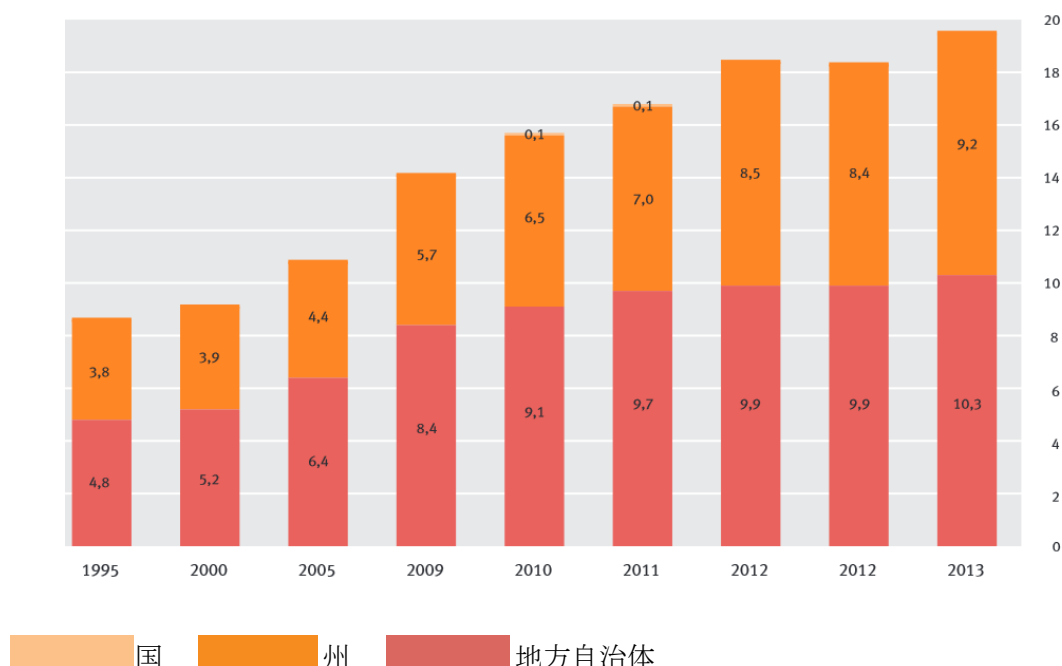
¹⁶⁹⁾ ドイツ連邦統計局（Statistisches Bundesamt）：

https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Thematisch/BildungForschungKultur/BildungKulturFinanzen/Bildungsfinanzbericht1023206137004.pdf?__blob=publicationFile

い。2008年から2013年の期間に、育児ケア融資 **Kinderbetreuungsfinanzierung** と称して投資プログラムが導入された。ドイツでは3歳以下の子供を預かる施設の必要性が高いことから2013年2月に国の特別資産の増資を決定した。子供のケアは連邦家庭・高齢者・女性青少年省（**Bundesministeriums für Familie, Senioren, Frauen und Jugend**）の課題であり、それに従い、2014年までに国は20億ユーロを特別資産として育児ケア施設建設のために準備することを決定した。

図表4-23：幼稚園及び保育施設への公的教育出資の推移

（単位：10億ユーロ）



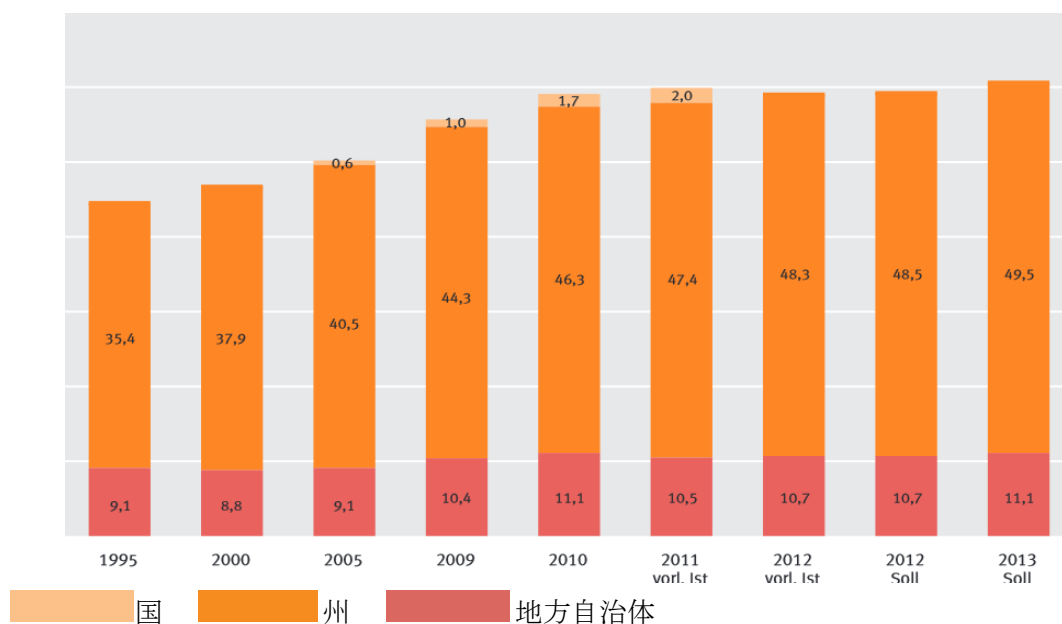
出典：ドイツ連邦統計局（Statistisches Bundesamt）：「教育に関する財政報告 2013年¹⁷⁰⁾」 p. 47

2012年州政府文化省は教育システムにおける個々の能力をさらに強化し、グローバル社会への対応や、社会発展に貢献するために学校部門におけるシステムのリフォーム対策を提案した。その一方、各学校では生徒数が減少しているため、数年後には出費額削減の対策が導入されるであろう。公的財務の整理統合では州は投資予算を削減することになる。

¹⁷⁰⁾ ドイツ連邦統計局（Statistisches Bundesamt）：
https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Thematisch/BildungForschungKultur/BildungKulturFinanzen/Bildungsfinanzbericht1023206137004.pdf?__blob=publicationFile

図表4-24：学校部門の公的出資

(単位：10億ユーロ)



ドイツ連邦統計局 (Statistisches Bundesamt) 171

2010年に一般教養学校と職業訓練学校のために出資した額は合計591億ユーロとなり、この額は2009年度に比べ5.9%増加しており、1995年に比べると32.7%も増加している。

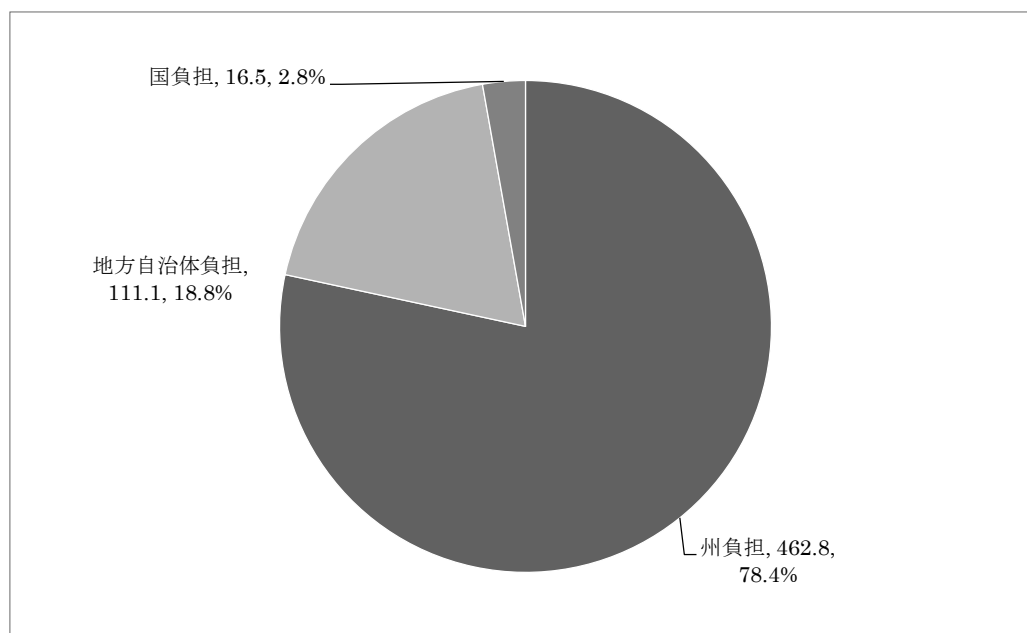
2010年度の学校関連の支出総額は591億ユーロであった。このうち17億ユーロを国が負担（1995年は70万ユーロ）、463億ユーロを州が負担（1995年は354億ユーロ）、111億ユーロ（1995年は91億ユーロ）を地方自治体が負担するという出資構成となっており、15年前の1995年度の支出額に比べて大幅に増加している。さらに、1995年度時点では、州の費用負担額の割合は現在よりも高く79.5%であった。以下の円グラフが示す通り、学校部門の費用に関しては現在の州の負担割合は78.4%である。州の負担割合が減ったにも関わらず、学校部門への支出は増えている。学校部門の支出が増えた要因は教員が増加したことにより、人件費と社会保障の負担額が増えたからである。

171 ドイツ統計局：

https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Thematisch/BildungForschungKultur/BildungKulturFinanzen/Bildungsfinanzbericht1023206137004.pdf?__blob=publicationFile

図表4-25：学校関連の支出総額内訳（2010年度）

（単位：億ユーロ）



ドイツ連邦統計局（Statistisches Bundesamt）¹⁷²

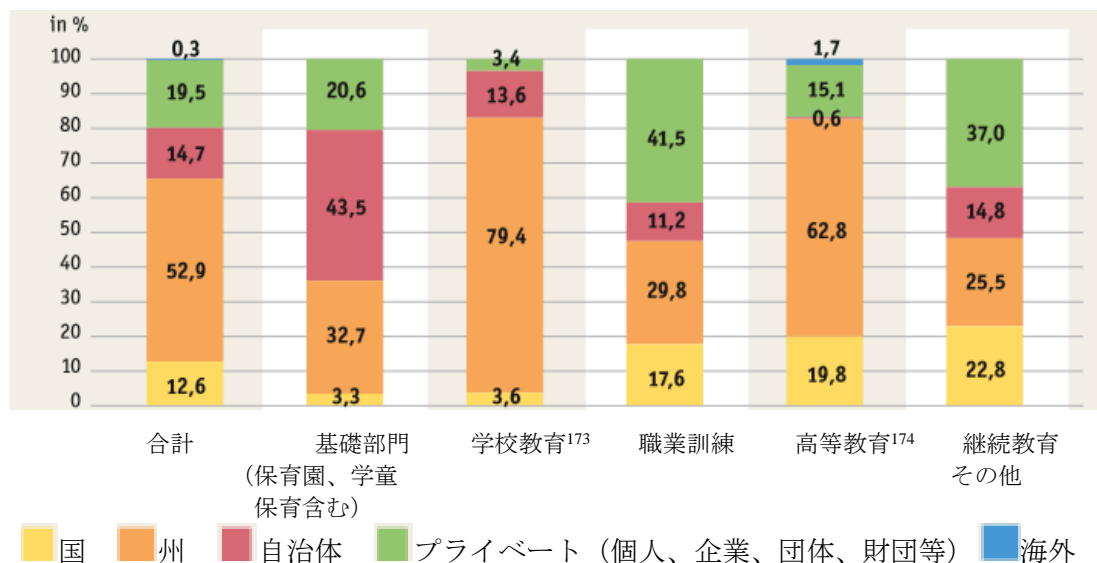
2009年から2011年には、将来の投資法（Zukunftsinvestitionsgesetz）に従い、追加投資された。教育の種類によって負担額の割合は異なるが、平均して教育費の負担割合は国が12.6%、州負担の割合は52.9%、地方自治体の割合は14.7%、個人負担が19.5%、海外の負担が0.3%である。（下記グラフ参照）

¹⁷² ドイツ統計局

https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Thematisch/BildungForschungKultur/BildungKulturFinanzen/Bildungsfinanzbericht1023206137004.pdf?__blob=publicationFile

図表4-26：教育費の負担の割合（2011年度）

（単位：％）



出典：教育報告書作成著者グループ（Autorengruppe Bildungsberichterstattung）：「ドイツの教育 2014」¹⁷⁵ p.35

ドイツの基礎学校（Grundschule）は4年制をとっている。4年間の基礎学校修了後は、中高等学校（中等教育）に相当するハウプトシューレ（Hauptschule）、レアールシューレ（Realschule）、ギムナジウム（Gymnasium）に進む。職業教育を目標とした学校がハウプトシューレと呼ばれる基幹学校（6年制）とレアールシューレと呼ばれる実科学校（6年制）である。一方、高等教育準備（大学進学を目指す）教育を行う学校がギムナジウムである。この3類の伝統的な中等教育学校システムを総合した学校のことを総合制学校ゲザムテシューレ（Gesamtschule）と呼ぶ。総合制学校ゲザムテシューレは、イギリスのコンプリヘンシブ・スクール（comprehensive school）をモデルとして、1960年以降ドイツに導入された。ギムナジウムは2004年あたりまでは9年制をとっていたが、8年制に切り替えられた。州によって導入時期が異なるが2000年頃から導入され、8年制の生徒と9年制の生徒が同じ年に卒業（大学進学）することになった年は2008年から2012年であった。8年制制度に対する批判や様々な意見があり、8年制と9年制を選択できる制度をとっている州（例：ヘッセン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、）もあれば、新制度の8年制を続けるという方針の州（例：ブレーメン州、ザールラント州）も

¹⁷³ 初等教育と中等教育を指す。

¹⁷⁴ 原語は Tertiärbereich である。UNESCO が規定する国際教育標準分類（International Standard Classification of Education、ISCED）の Level5A、5B、6 に相当するので、これを日本の基準にあてはめると、日本の高等教育に相当する。

<http://www.datenportal.bmbf.de/portal/en/Tabelle-0.43.html>

<http://www.datenportal.bmbf.de/portal/en/Tabelle-0.43.html>

¹⁷⁵ ドイツの教育 2014（Bildung in Deutschland 2014）：http://www.bildungsbericht.de/daten2014/bb_2014.pdf

第4章 ドイツ

あれば、再び9年制に戻す予定の州（ニーダーザクセン州、）もある。したがって、8年制と9年制の両方を採用する州が混在する。

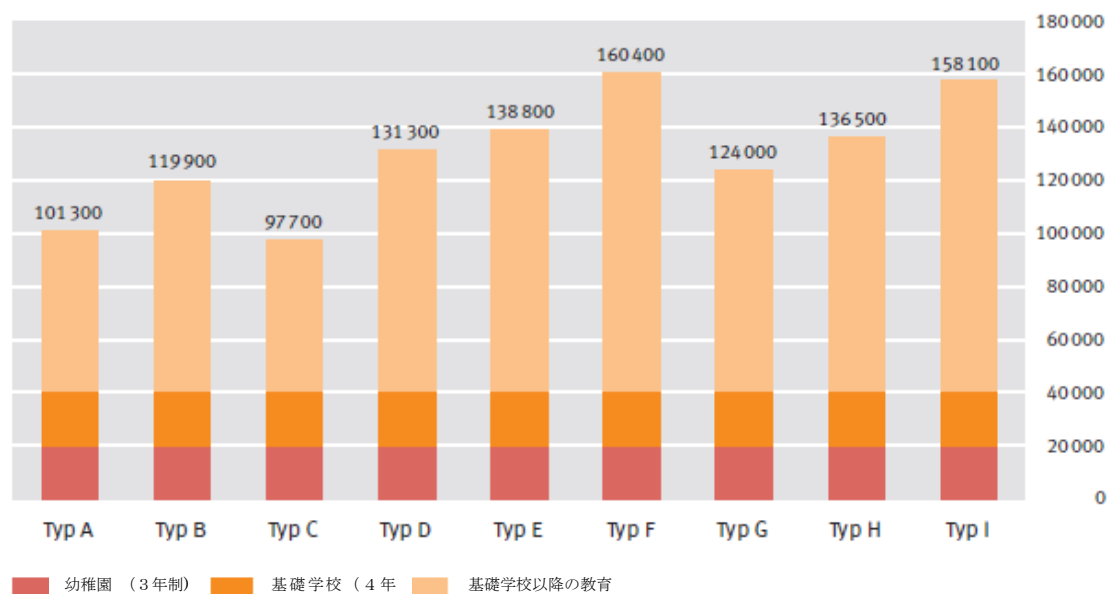
ギムナジウム修了時にアビトゥアと呼ばれる進学試験に合格すれば、高等教育（Universität 総合大学、Fachhochschule 単科大学）に進むことができる。

基幹学校と実科学校を修了した生徒はその後職業訓練へと進む。職業訓練は、デュアル職業訓練制度¹⁷⁶とも呼ばれ、企業で見習生として働く職業訓練と、職業訓練学校で学ぶという職業教育の二重システムをとっているのが特徴である。

このように、基礎学校以降の学校の種類が異なることにより、様々な進路タイプ¹⁷⁷がドイツには存在する。当然ながら卒業までに必要とする年数も異なるため、どの進学のタイプを選ぶかによって教育にかかる費用が異なることが下記の表からも確認することができる。下記の費用は進学タイプ別の卒業生1人あたりにかかる教育費である。

図表4-27：一人当たりの教育機関の累計支出（2010年度）

（単位：ユーロ）



出典：ドイツ連邦統計局：「教育に関する財政報告」2013年：31ページ¹⁷⁸

¹⁷⁶ OECD「ドイツの職業教育と訓練力、挑戦そして選奨」：Vocational Education and Training in Germany Strengths, Challenges and Recommendation (<http://www.oecd.org/education/skills-beyond-school/45938559.pdf>)

¹⁷⁷ ドイツの基礎学校以上の進学タイプは非常に多様である。下記のサイトから進学タイプの構成が理解できる。英語：http://www.partners-in-education.com/pages/germany/schulsystem_e.pdf

¹⁷⁸ ドイツ連邦統計局：「教育に関する財政報告」2013年

(https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Thematisch/BildungForschungKultur/BildungKulturFinanzen/Bildungsfinanzbericht1023206137004.pdf?__blob=publicationFile)

図表4-28：進学の種類と概要

進学の種類	概要
タイプ A	基礎学校卒業後、基幹学校（5年制）に進学、基幹学校卒業後に3年間のドゥアール職業訓練を行い合格を目指す
タイプ B	基礎学校卒業後、基幹学校（5年制）に進学、基幹学校卒業後に1年間の職業訓練学校3年間のドゥアール職業訓練を行い合格を目指す
タイプ C	基礎学校卒業後、実科学校（6年制）に進学、実家学校卒業後に3年間のドゥアール職業訓練を行い合格を目指す
タイプ D	基礎学校卒業後、実科学校（6年制）に進学、実家学校卒業後に1年間科大学に進学、4.6年間で単価大学のディプロム学位取得を目指す
タイプ E	基礎学校卒業後、ギムナジウム ¹⁷⁹ （9年制）に進学、5.8年間、総合大学にてディプロム学位取得を目指す
タイプ F	基礎学校卒業後、ギムナジウム（9年制）に進学、2.5年間のドゥアール職業訓練を行い、その後、5.8年間、総合大学にてディプロム学位取得を目指す
タイプ G	基礎学校卒業後、実科学校（6年制）に進学、実家学校卒業後に1年間科大学に進学、3.4年間で単価大学のディプロム学位取得を目指す
タイプ H	基礎学校卒業後、ギムナジウム（9年制）に進学、3.2年間、総合大学にて学士の学位取得を目指す
タイプ I	基礎学校卒業後、ギムナジウム（9年制）に進学、2.5年間のドゥアール職業訓練を行い、その後、3.2年間、総合大学にて学士の学位取得を目指すし、その後、2.3年間で修士の学位取得を目指す ¹⁸⁰

上記の学校タイプ別の費用の棒グラフの関係について以下に説明する。

進学タイプによって基礎学校以降の教育費に差があるのは、卒業までの教育年数に比例している。例えば大学進学を目指す高等学校に進んだタイプ E、F、H、I については、ギムナジウムが9年制であるため、5年制の基幹学校、6年制の実科学校より教育機関が3年から4年長くなる。加えて同タイプは、その後大学に進学し卒業を目指すため、教育費はさらにかかる。タイプ H の教育費がタイプ I よりも少ない理由は修士課程に進まず学士で終えているからである。

¹⁷⁹ ギムナジウムの期間は、日本における小学校5年生から高校3年生までの期間に相当する。ギムナジウムは「小学校高学年+中学校+高校」一貫のドイツ式の進学校であるが、これを日本語の概念で表現するのは困難であるため、日本語には翻訳せず、「ギムナジウム」という片仮名を使用している。

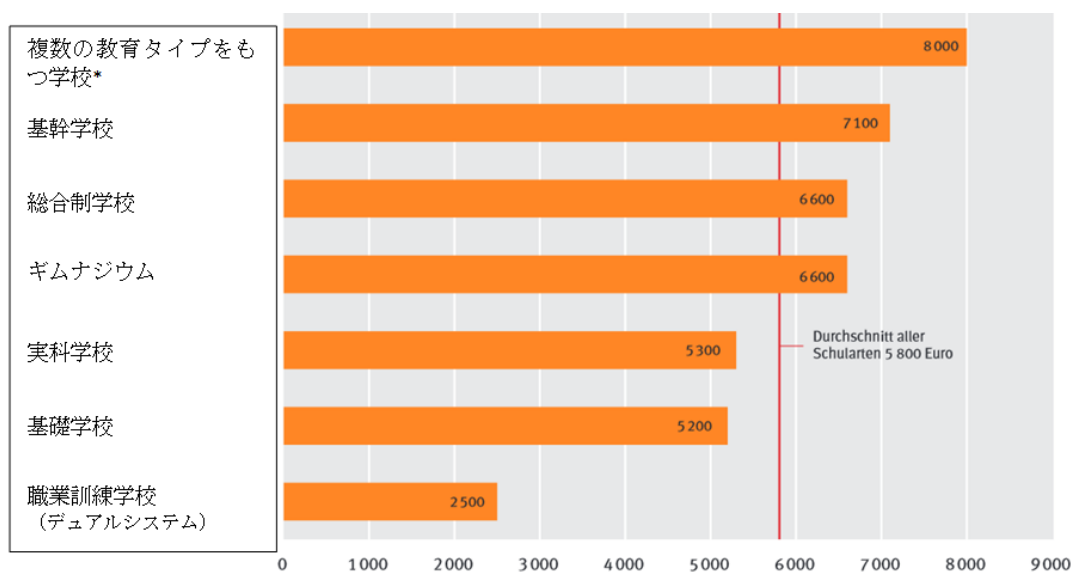
¹⁸⁰ 大学で学ぶ期間を4.6年間、5.8年間、3.4年間、2.3年間と記載されている点について補足をすると、大学によってもまた学科によっても学位取得条件は異なりそれに伴い卒業までの時間は異なってくる。日本のように学士は最低4年間在籍しなければならないというような規定はなく、また何年以内に卒業しなければならないという規定もない。中には25セメスターかけて卒業した学生もいる。学費がほぼ無料という教育環境は卒業までの期間を長くしてしまう要因の1つになっている。

第4章 ドイツ

上記に挙げた学校はすべて公立学校であるが、ドイツには現在およそ 6,315 の私立の学校があり 1,031,620 人の生徒が勉強している¹⁸¹。私立の大学は現在およそ 100 校ある。OECD の調べによると、ドイツの生徒が私立の基礎学校に通う割合はわずか 4 %、基礎学校修了後に進む私立の生徒の割合は 8 %から 9 %、私立の大学に通う学生数は全体 6 %であり OECD の平均値より大幅に下回っている¹⁸²。

図表 4-29：学校別の支出の割合（公立の生徒一人当たりの費用）

単位：ユーロ



出典：ドイツ連邦統計局：「教育に関する財政報告書」2013年度、53ページ

*複数の教育タイプをもつ学校¹⁸³

¹⁸¹ バイエルン私立学校連合 Verband Bayerischer Privatschule:

(<http://privatschulverband.de/indexL1.jsp?neid=21>)

¹⁸² ドイツ連邦統計局のプレスリリース 2013年9月11日、307番：

ドイツ語：https://www.destatis.de/DE/PresseService/Presse/Pressemitteilungen/2013/09/PD13_307_217.html

英語（短縮版）：https://www.destatis.de/EN/PressServices/Press/pr/2013/09/PE13_307_217.html

¹⁸³ 複数の教育タイプをもつ学校 (Schule mit mehreren Bildungsgänge) とは異なる卒業をもつ学校のことを指す。例えば、このタイプの学校は8年間で基幹学校の卒業を与えることができ、9年間学校に通い、最後に試験に合格すれば実科学校の卒業を認められる。(<http://www.datenportal.bmbf.de/portal/de/G135.item>) 参照

3-1 その他の動向（国全体について）

●ドイツの大学学費の概要について

ドイツでは学費は1970年～1971年の冬学期までは学費制度がまだあり、1セメスターあたりの学費は120から150ドイツマルクであった。学費廃止の理由はドイツ連邦職業訓練助成法 Das Bundesausbildungsförderungsgesetz（以下「BAföG」という）システムの導入と反対運動が理由であった。

1993年に再び学費導入が検討され始め、1998年にバーデン・ヴュッテンベルグ州では長期在籍学生に対して1セメスターにつき500ユーロの学費負担という学費制度を導入した。2002年4月にドイツは学費に関する自由選択できる法案を施行した。

多くの州では学費制度を一時期導入したが、そのうち大部分の州では再び学費制度を廃止にした。ザクセンアンハルト州のように最初から一般在籍生に対しての学費導入を行わなかった州もあった。現在も学費制度が残っているニーダーザクセンでは通常の在籍者の学費と長期在籍学生に対しての学費を導入しているが、この場合、長期在籍学生者は両方の学費を納めなければならない。

バイエルン州では以前はニーダーザクセンと同じシステムをとっていたが、一般学生と長期在籍学生への学費は2013年～2014年の冬学期に廃止となった。ドイツ16州の学費制度（廃止も含め）は以下のとおりである。学費徴収によって集められた予算は各大学で使われるため、国、州、地方自治体の収入には入らない。

第4章 ドイツ

図表4-30：ドイツの高等教育における異なる学費制度

(単位:ユーロ)

州	学費（1 Semesterごと）	登録管理費 及び試験料金
バーデン・ヴュルテンベルグ	なし	40 ユーロ
バイエルン	2013年～2014年の冬学期に学費制度は廃止 0～2000 ユーロ：職業のための学位に関してのみ	なし
ベルリン	なし	50 ユーロ
ブランデンブルグ	なし	51 ユーロ
ハンザ都市ブレーメン	500 ユーロ、長期在籍者だけににかかる学費	50 ユーロ
ハンザ都市ハンブルク	なし	50 ユーロ
ヘッセン	なし	50 ユーロ
メックレンブルク・フォアポアン	なし	50 ユーロまで
ニーダーザクセン	500 ユーロ：一般学生に対する学費 (2014～2015年度の冬学期の見込み額)： 600～800 ユーロ：長期在籍者だけににかかる学費	75 ユーロまで
ノルトライン・ヴェストファーレン	なし	なし
ラインラント・プファルツ	650 ユーロ：2つ目の学位取得の場合と上級学位取得の場合にかかる学費	なし
ザールラント	0～400 ユーロ 2つ目の学位取得の場合と長期在籍者だけににかかる学費	なし
ザクセン・アンハルト	500 ユーロ：長期在籍者だけににかかる学費	なし
ザクセン	500 ユーロ：長期在籍者、2つ目の学位取得、外国人学生に対してだけににかかる学費	25 から 150 ユーロ
シュレヒヴィク・ホルシュタイン	なし	なし
チューリンゲン	500 ユーロ：長期在籍者だけににかかる学費	なし

出典：バチェラー勉学 Bachelor Studium¹⁸⁴

(1) 個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除

Kindergeld と呼ばれる児童手当が存在するが、これに税金はかからない。児童手当は無税で直接両親の銀行口座に振り込まれる。児童手当 Kindergeld の詳細については、「(3) その他の支援制度 ウ 児童手当」を参照されたい。

以下、教育費控除制度の概要と教育費用支出に充てられる税制について述べる。

¹⁸⁴ バチェラー勉学：<http://www.bachelor-studium.net/studiengebuehren-kosten.php>

ア 教育費控除制度の概要

教育にかかった費用は年間 6,000 ユーロを限度として税金控除することができる。ただし、最初の学位取得¹⁸⁵までの教育に限る。その先の教育（Weiterbildung¹⁸⁶）にかかる費用は特別費用（Sonderausgabenabzug）¹⁸⁷として扱われ、確定申告で控除することができる。

イ 教育費用支出に充てられる税制

所得税法 10 条 1 項 7 番¹⁸⁸により 2012 年度から年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）最高で 6,000 ユーロまでの教育にかかった費用を確定申告の際に控除することができる。2011 年度までは年間 4,000 ユーロまでが控除の対象であった。控除の対象は学校教育並びに職業訓練教育を受ける子供が最初の教育¹⁸⁹を受ける場合の費用が控除の対象になる。控除の対象となる費用とは、学費、交通費、家賃、講習代、就職活動をする場合の費用のことを指す¹⁹⁰。この控除は所得税法 12 条により、最初の学位取得予定の大学生を対象としている。

(2) 民間資金の活用

ロベルトボッシュ社やフォルクスワーゲン社といった大企業では、独自の財団（ボッシュ財団、VW財団）を設立し民間企業ではなく非利益団体の財団として研究学問分野への支援をしている。このような財団による支援は相当な数があると考えられる。主に大学分野以上の学生に対して与える奨学金や研究費用が主な活用方法になる。

(3) その他の支援制度

ア 低所得家庭の教育費支援制度

ドイツ連邦職業訓練助成法 BAföG¹⁹¹が 1971 年に施行され、家庭全体の収入が低い子供の教育費を月々支援する制度が導入された。支援を受ける資格者の年齢制限は

¹⁸⁵ 最初の職業訓練 Die erste Ausbildung あるいは最初の学位 Das erste Studium を取得するために勉強する場合のことを指す。学位取得後に別の学科に入学し勉強することはその先の教育（職業訓練）weitere Bildung と呼ばれる。

¹⁸⁶ Weiterbildung とは一度学位を取得した後、あるいは一度職業訓練を終えた後に勉強することを指す。民間のカルチャーセンターでの語学講座やセミナーの受講や大学に入りなおして勉強することも weitere Bildung に含まれる。

¹⁸⁷ 所得税法：Einkommensteuergesetz

<http://www.gesetze-im-internet.de/estg/index.html#BJNR010050934BJNE006040377>

¹⁸⁸ 所得税法 10 条：(Einkommensteuergesetz http://www.gesetze-im-internet.de/estg/_10.html)

¹⁸⁹ 最初の教育とは義務教育以降の教育機関（大学や職業訓練学校等）で 2 度目の勉強並びに 2 度目の職業訓練は最初の教育の対象外である。

¹⁹⁰ 所得税法：Einkommensteuergesetz

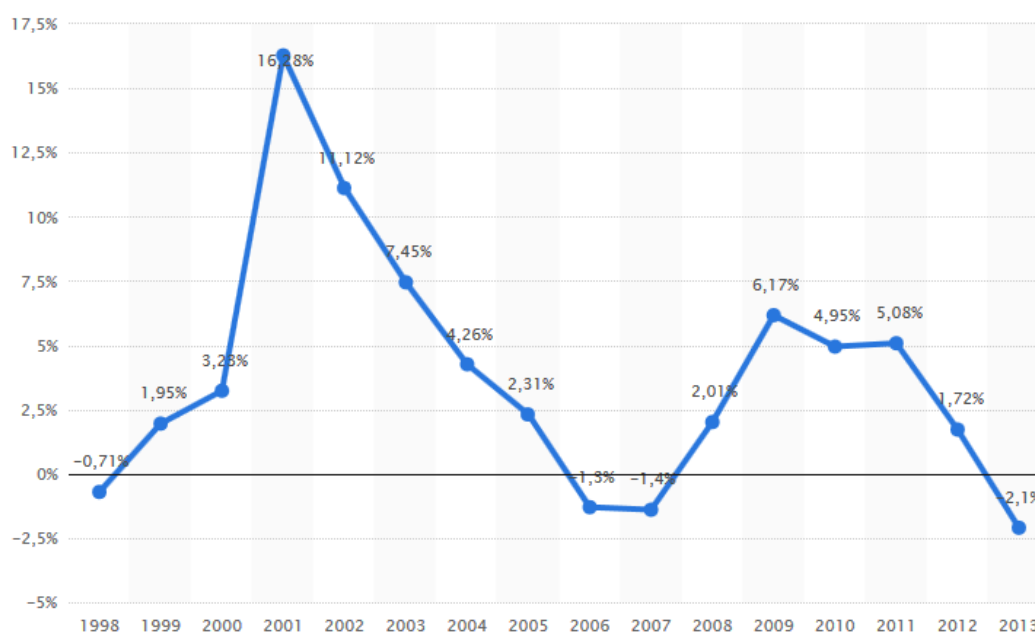
<http://www.gesetze-im-internet.de/estg/index.html#BJNR010050934BJNE006040377>

¹⁹¹ ドイツ連邦職業訓練助成法: 英語：<http://www.bmbf.de/en/892.php>

ドイツ語：<https://www.bafög.de/de/bundesausbildungs--foerderungsgesetz---bafog-204.php>

36歳までである。返済については、借り入れた額を20年以内に返金する。借り入れ金に対する利息は発生しない。2010年12月7日にBAföGは一部改定された¹⁹²。BAföGの支援を受ける学生及び生徒が月々受け取れる支援額の平均は、中等教育（高校）までの学生は385ユーロ、高等教育（大学）以上の学生は452ユーロである。2011年の時点でBAföGの支援を受けている累積の学生数は、約963,000人である。この受給者の数は前年度に比べ5.1%増加している。BAföGはドイツ連邦（約35%）とドイツ州政府（約65%負担）が支援しており、その総額は3.2億ユーロ。前年度に比べ10.7%増えた。前年比で見る1998年から2013年までのBAföGの支援を受けている学生の推移は以下のとおりである。

図表4-31：BAföGの支援を受けている学生の前年比推移



出典：ドイツ連邦統計局¹⁹³

イ 奨学金制度

その他の教育を受けるための支援制度としては奨学金制度がある。

まず、ドイチェランド奨学金（Deutschlandstipendium¹⁹⁴）と呼ばれる奨学金は国の奨学金であるが、月々の奨学金額300ユーロのうち半分150ユーロを国が負担し、残りの半分は民間の企業、財団あるいは民間人からの寄附で賄っている。この奨学

¹⁹² ドイツ連邦職業訓練助成法：<https://www.bafög.de/de/bundesausbildungs--foerderungsgesetz---bafog-204.php>

¹⁹³ ドイツ連邦統計局：

<http://de.statista.com/statistik/daten/studie/161050/umfrage/entwicklung-der-anzahl-der-bafog-empfaenger/>

¹⁹⁴ ドイツ連邦教育研究省「ドイチェランド奨学金について」：

<http://www.deutschlandstipendium.de/de/2319.php>

第4章 ドイツ

金を受ける資格者はドイツの大学（単科大学も含む）で勉強するすべての国籍の学生である。奨学生に求められる条件としては、学校、大学あるいは社会において何かの協会、大学の企画部などにおいて奉仕活動を行っていることである。2013年には19,740人に奨学金が与えられた。この数字は2012年に比べ47%も増えた¹⁹⁵。

その他の高等教育以上学生を対象とした奨学金としては、「奨学金プラス（Stipendium Plus¹⁹⁶）」と呼ばれる大学生対象の奨学金、「SBB 奨学金（SBB Stipendium¹⁹⁷）」と呼ばれる職業訓練のための奨学金がある。

上記の奨学金以外にも、財団の奨学金、州の奨学金、大学の奨学金などがあり、奨学金の対象は学位（学校教育、学士、修士、博士）によって異なる場合が多い。

ウ 児童手当

児童手当 **Kindergeld** については、2012年1月1日からは児童手当支給にあたり、両親の所得制限はなくなった。2014年現在のドイツの児童手当の額は子供2人までは1人につき月々184ユーロ支給される。子供が3人以上いる場合は、3人目は190ユーロ支払われ、4人目からは215ユーロ支給される。この児童手当は所得税法 **Einkommensteuergesetz¹⁹⁸（ESStG）** とドイツ連邦児童手当法 **Bundeskindergeldgesetz¹⁹⁹（BKGG）** により、税金はかからず無税で支払われる。

¹⁹⁵ ドイツ連邦教育研究省プレスリリース（2014年5月20日）：

<http://www.deutschlandstipendium.de/de/2611.php>

¹⁹⁶ 奨学金プラス: Stipendium Plus : <http://www.stipendiumplus.de/en/dein-plus/stipendiumplus-who-we-are.html>

¹⁹⁷ 職業訓練の奨学金 SBB Stipendium : (<https://www.sbb-stipendien.de/>)

¹⁹⁸ 所得税法 : <http://www.gesetze-im-internet.de/estg/>

¹⁹⁹ ドイツ連邦児童手当法 : http://www.gesetze-im-internet.de/bkkg_1996/

第5章 フランス

以下、フランス予算・財務省、文部省、国立統計経済調査局 INSEE (Institut National de Statistiques et Etudes Economiques、以下 INSEE)、欧州連合 EU 委員会 (教育・訓練局)、OECD の資料を主に参考にしたが、それぞれの資料において「教育」として計上している範囲が異なるため、それぞれの数字が異なる部分もある点に留意されたい。また、州政府は 22 あり、総括的資料は存在せず、調査は困難であった。

1-1 収入 (国全体について)

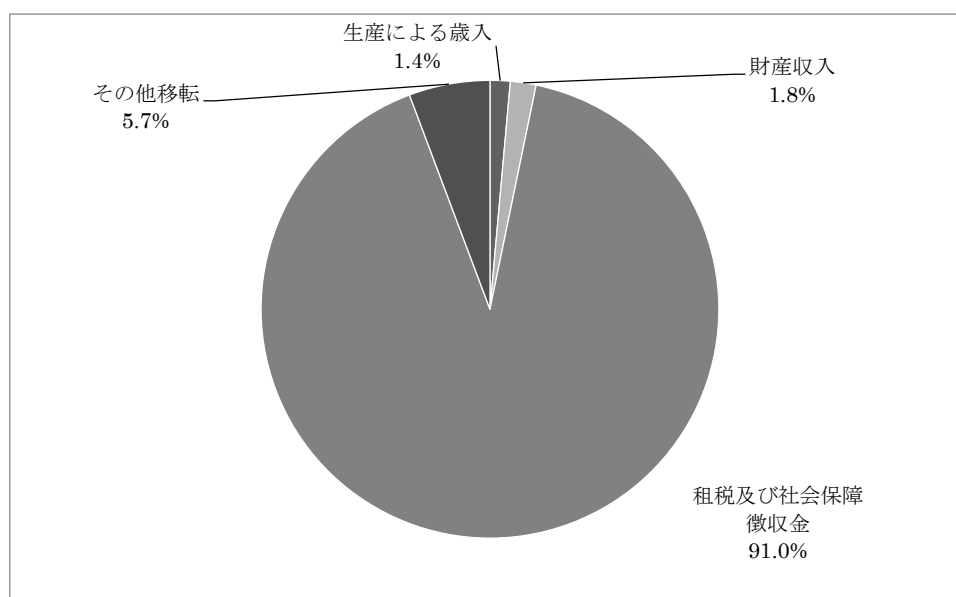
(1) 政府全体の収入構造

ア 収入内訳シェア

国家予算は毎年 12 月 31 日までに翌年度予算が予算法として議会で採択される。

年度半ば程度に補正予算、修正予算等が加わるため、予算執行報告書が 2 年後に会計検査院から提出されるが、話題になることは稀である。

図表 5-1 : 収入内訳 (2013 年度)



内訳は次項、推移データにある会計分類法であり、分野別内訳は別途 INSEE または文部省が分析したものが後で公表されるため、時差が生じる。なお、フランス国立統計経済研究所 (INSEE) が分析したデータには、租税と社会保障徴収金が 1 つの項目に含まれている。

第5章 フランス

イ 収入に関する過去からの推移データ

フランス国立統計経済研究所（L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques、以下 INSEE という）のデータから 2009 年から 2013 年までの政府収入の収入・支出を記載する。

図表 5 - 2 : 収入内訳と推移²⁰⁰ (2009~2013 年度)

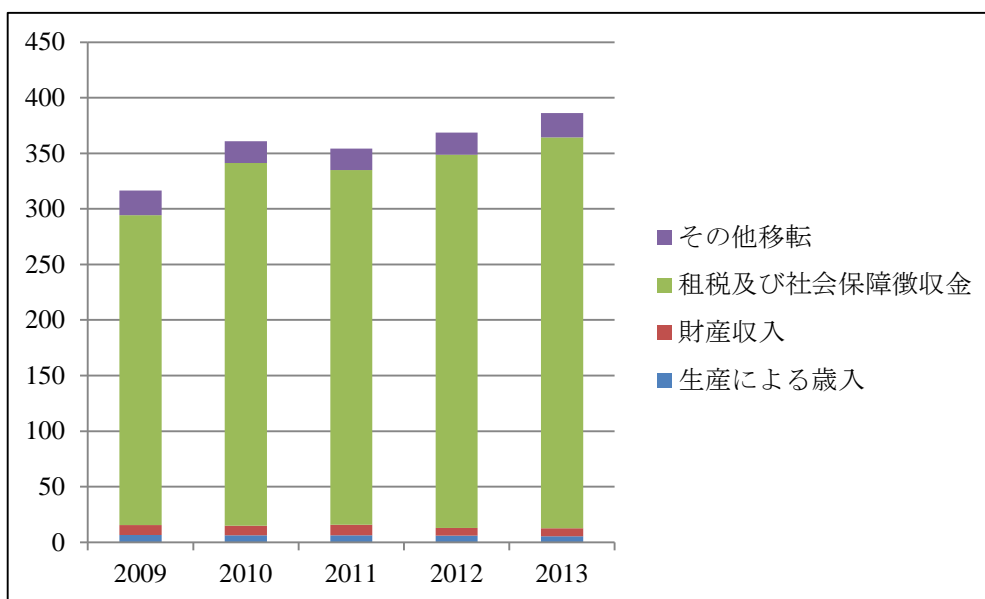
(単位: 10 億ユーロ)

	2009	2010	2011	2012	2013
収入合計 (Total des recettes)	316.6	360.8	354.1	368.7	386.3
●生産による収入	6.7	6.3	6.2	6.0	5.5
商品生産及び工業売上	5.9	5.5	5.4	5.2	4.7
最終雇用生産	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
部分的支払い	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
生産補助金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
●財産収入	8.8	8.7	9.7	6.9	7.0
利子収入	1.7	1.1	1.5	1.2	0.8
利子以外の収入	7.1	7.6	8.2	5.8	6.2
●租税及び社会保障徴収金	278.9	326.2	319.0	335.9	351.7
生産及び輸入課税	152.0	172.0	156.2	156.9	160.8
財産税	96.0	109.7	121.0	132.6	143.8
資本課税受け取り	7.5	7.7	8.7	9.6	10.5
租税収入移転	-16.9	-5.6	-9.1	-8.4	-7.9
社会保障純拠出金	42.8	43.8	45.0	46.5	47.6
租税及び社会保障拠出金徴収不可分	-2.4	-1.5	-2.7	-1.2	-3.1
●その他移転	22.2	19.6	19.2	19.9	22.1
行政間通常移転	11.8	12.4	11.9	12.5	13.0
その他の通常移転	5.4	5.2	5.5	5.3	7.0
資本移転	4.9	2.0	1.9	2.2	2.1

²⁰⁰ INSEE 国の歳出と収入 3.203 - Dépenses et recettes de l'État (S13111) (En milliards d'euros)
http://www.insee.fr/fr/themes/comptes-nationaux/tableau.asp?sous_theme=3.2&xml=t_3203

図表5-3：収入内訳推移（2009～2013年度）

（単位：10億ユーロ）



(2) 教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度

国家予算では特定の目的のために特定財源を充てることが稀にあるが、教育費用支出のための特定財源やその制度は近年では存在しない。

なお、参考情報として、高齢者対策として車輛税が創設されたが、適用されることなく廃止となった。また2004年には、2003年夏の酷暑の後、高齢者大量死亡が問題になり、五旬祭・ペンテコスト（カトリックの祭日で復活祭50日後、復活祭は移動祭日であるのでその週の月曜日）の休日を廃止し、1日分介護費用に充てる案が出され、法律は成立したものの、執行は立ち消えになった。

1-2 収入（地方政府全体について）

●フランス地方政府教育財政の概要

フランス本土は、22の州に分かれており、それぞれの州はいくつかの県で構成される。全国では99県ある。さらに最小の行政単位として地方自治体（Commune）が36,500ある。この重複した行政・政治機構を改革すべく2015年1月16日法では州の数を13に減少させることが決定されたが、下層構造を構成する県や地方自治体（及びいくつかの地方自治体が集合した共同体）はそのままで統合された州を構成する。教育に関する権限は、教員の給与はレベルと公私立を問わず、文部省予算（国家財政）に計上され、人事権も文部省監督区（アカデミー）に分かれてはいるものの、文部省が掌握する。教育内容に関しては大学・高等教育の要綱は文部省、高校レベルは州、中学レベルは県、初等及び修学前教育に関しては地方自治体と分かれている。

（1）地方政府全体の収入構造

ア 収入内訳シェア

2013年度の地方財政収入内訳は州・県・地方財政別に以下のとおりである。

図表5-4：地方政府収入内訳（2013年度）

（単位：10億ユーロ）

	州		県 ²⁰¹		地方自治体 ²⁰²		地方政府合計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
総収入	28.3		71.8		129.7		229.8	
経常部門 ²⁰³ 収入	22.9	80.9%	64.7	90.1%	104.3	80.4%	191.9	83.5%
税金	12.6	44.5%	42.5	59.2%	60.6	46.7%	115.7	50.3%
地方税	4.8	17.0%	20.6	28.7%	50.0	38.6%	75.4	32.8%
その他租税	7.8	27.6%	21.9	30.5%	10.6	8.2%	40.3	17.5%
国からの補助金	9.3	32.9%	14.9	20.8%	27.7	21.4%	51.9	22.6%
その他の経常収入	1.0	3.5%	7.3	10.2%	16.0	12.3%	24.3	10.6%
繰越財源収入	5.4	19.1%	7.1	9.9%	25.4	19.6%	37.9	16.5%

（出典：2014年版地方財政オブサバトリー報告書）²⁰⁴

²⁰¹ http://www.collectivites-locales.gouv.fr/files/files/OFL2014_00.pdf 49ページ

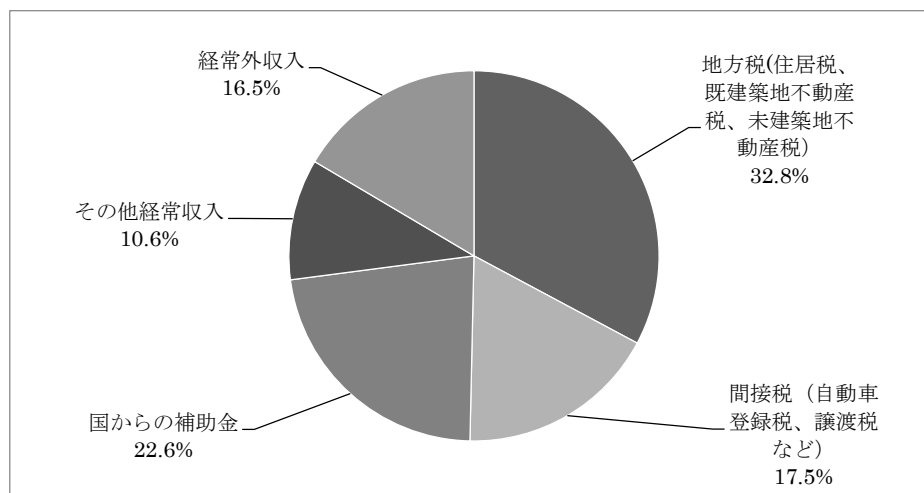
²⁰² http://www.collectivites-locales.gouv.fr/files/files/OFL2014_00.pdf 75ページ

²⁰³ 投資部門に対する経常部門という位置づけ。

²⁰⁴ <http://www.collectivites-locales.gouv.fr/finances-des-collectivites-locales-2014>

第5章 フランス

図表 5-5 : 地方政府収入内訳シェア (2013 年度)



(出典：2014 年版地方財政オブサバトリー報告書) ²⁰⁵

イ 収入に関する過去からの推移データ

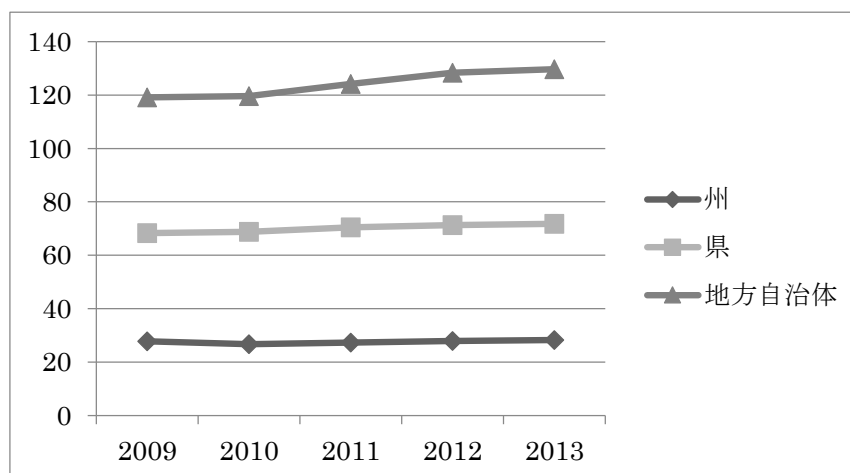
図表 5-6 : 地方政府収入額推移 (2009~2013 年度)

	2009	2010	2011	2012	2013
地方財政合計	215.2	215.1	221.9	227.5	229.8
州	27.8	26.7	27.3	27.9	28.3
県	68.3	68.8	70.4	71.3	71.8
地方自治体	119.1	119.6	124.2	128.3	129.7

(単位：10 億ユーロ、出典：2014 年版地方財政オブサバトリー報告書)

図表 5-7 : 地方財政収入推移 (2009~2013 年度)

(単位：10 億ユーロ)



²⁰⁵ <http://www.collectivites-locales.gouv.fr/finances-des-collectivites-locales-2014>

2-1 支出（国全体について）

(1) 国家財政全体の支出構造及び教育分野への支出割合

ア 支出に関する内訳と過去からの推移データ

フランス国家財政の支出額と2009年～2013年の推移は以下のとおりである。

フランスは40年以来、国家財政において、支出が収入を上回り続けており、マーストリヒト条約で決められたGDP比3%の赤字を上回っているため、近年欧州委員会からの財政赤字警告が出し続けられている。

図表5-8：支出内訳推移（2009～2013年度）

（単位：10億ユーロ）

支出 DEPENSES	2009	2010	2011	2012	2013
営業支出	140.0	138.4	138.7	140.0	140.8
中間消費	21.0	20.4	20.5	20.7	20.9
給与報酬	117.9	116.9	117.1	118.3	118.9
生産に関わる租税	1.1	1.0	1.0	1.1	1.0
利子	39.3	41.9	46.0	44.9	40.3
給付金とその他移転	242.0	288.8	252.0	258.0	264.3
社会福祉給付金以外の給付金	66.9	66.8	68.8	71.2	72.3
社会福祉給付金	13.1	13.5	13.7	14.2	14.8
補助金	13.1	14.4	12.8	13.5	12.5
行政間の通常移転	87.5	126.7	102.9	102.1	103.8
その他の移転	33.2	31.9	31.6	32.7	35.9
資本移転支払い	28.2	35.5	22.2	24.3	25.1
財務以外の財産取得	12.2	13.4	8.6	8.4	10.0
支出合計	433.5	482.5	445.3	451.3	455.5

INSEE:国民会計 Comptes Nationales

イ 政府全体の支出の機能別内訳シェア

近年、予算法と同時にパフォーマンス・レポートが提出され、支出の内容内訳が見られるようになったが、2009年、2011年だけで、2015年予算法では、世帯の支出統計が付属文書に掲載されているものの、政府の支出は同じ分類法ではなくなった。

図表5-9：公的予算 機能分野別内訳²⁰⁶

	2009年度 予算	2011年度 予算
社会保護	41.4%	42.6%
医療・保健	14.8%	14.7%
一般公共サービス	12.9%	11.5%
教育	11.0%	10.8%
経済問題	5.5%	6.2%
都市と住宅	3.7%	3.4%
国防	3.3%	3.2%
余暇、文化・宗教	3.0%	2.5%
秩序・安全	2.4%	3.1%
環境保護	1.6%	1.9%

²⁰⁶ 公的支出とその変化に関する報告書 Rapport sur la dépense publique et son évolution 2009年版及び2011年版、国民議会

ウ 教育分野全体の支出の内訳シェア

2011 年度、教育分野全体支出における、教育段階別の支出額とその財源内訳は以下のとおりである。なお、国の支出は、公務員である教員の給与（人件費）が 90% 以上である。リセ（高校レベル）の建物等ハードウェアは州の管轄、コレッジ（中学レベル）は郡、就学前及び初等教育は地方自治体の予算となっている。

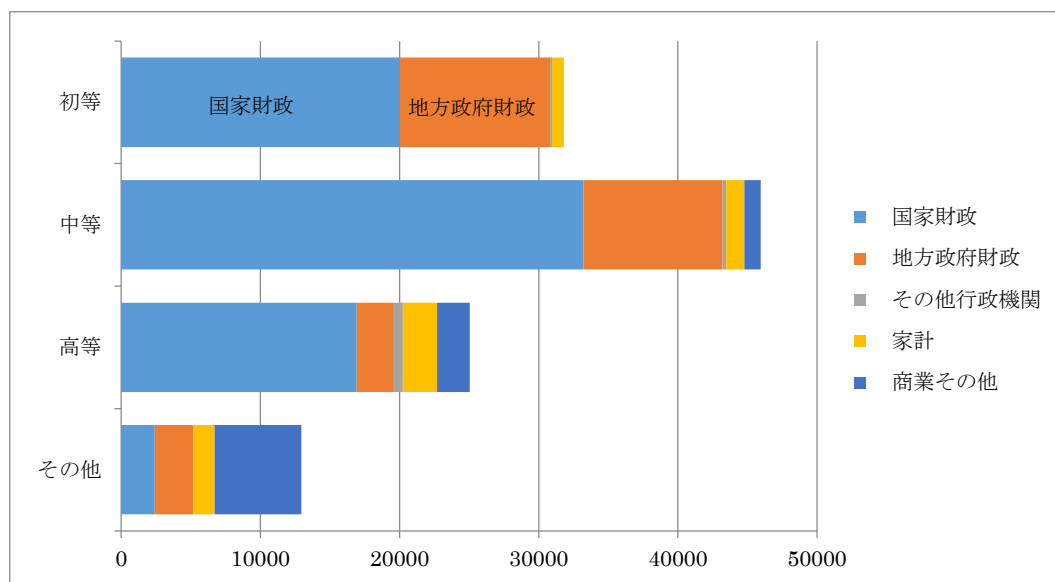
図表 5 - 10 : 教育段階別支出額及び財源内訳²⁰⁷ (2011 年度)

(単位:100 万ユーロ)

	国家財政		地方政府 財政	その他 行政機関	家計	商業 その他	教育支出 合計	教育段階別 のシェア
	教育部門	その他省庁						
初等	19,940	83	10,798	128	813	1	31,763	27.5%
中等	31,840	1,361	10,001	272	1,304	1,164	45,943	39.7%
高等	15,077	1,843	2,678	640	2,453	2,350	25,042	21.6%
その他	501	1,898	2,761	33	1,521	6,216	12,930	11.2%
合計	67,358	5,185	26,238	1,074	6,091	9,732	115,678	100.0%

図表 5 - 11 : 教育段階別支出額及び財源内訳 (2011 年度)

(単位:100 万ユーロ)



²⁰⁷ ‘Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche 2014’
 ‘RERS 10.1 Le financement de la dépense intérieure d’éducation’
<http://www.education.gouv.fr/cid57096/reperes-et-references-statistiques.html>

図表5-12：教育段階ごとの公財政・家計・私的支出割合²⁰⁸（2011年度）

（単位：％）

	公財政支出 ²⁰⁹	家計支出 ²¹⁰	その他の私的部門の支出 ²¹¹	私費のうち公的補助
就学前教育	93.7	6.3	-	-
初等、中等、中等以降 （高等教育を除く）	91.8	6.7	1.5	1.7
高等教育 ²¹²	80.8	10.4	8.8	2.6

（2）教育分野における各分野・領域への支出の動向

2008年の財政危機以降、欧州諸国は増減が激しいが、フランスは公的教育機関への支出、対GDP割合ともあまり変化が見られない。

ただし、2012年大統領選挙があり、オランド新政権は教育を優先事項と定め、2012年エロー内閣の所信表明演説、2014年のヴァルツ内閣所信表明演説でも教育を優先することを強調、他の省庁予算は据え置いたが、文部省における6万人の新たな雇用創出を公約、実施している。

ア 特に支出が増加している分野及び領域

特に支出が増加している分野として、都市郊外に多い優先教育圏（ZEP：Zone d'Education Prioritaire）がある。移民、貧困（多くは片親家庭）層の密集する地域の学校（就学前、小学校が中心である）で人材及び予算を重点的に配分することを趣旨にこの教育優先圏ZEPが創設された。

ZEP指定を受けた学校では、通常のクラスより定員が少なく（通常35人）、教師も複数配分されるなど、1人1人の生徒にキメの細かい指導が可能となっている。多くの生徒は家庭内教育の機会が少ないため（移民で親がフランス語の知識がない、片親で勉強を見る時間がない）、特にフランス学習のハンディキャップを補うことができる。担当する教師側にはZEP勤務手当が支払われる（月100ユーロ程度）。

²⁰⁸ “OECD Education at Glance 2014” 245 ページ、

“Table B3.1. Relative proportions of public and private expenditure on educational institutions, by level of education (2011)”

²⁰⁹ Public sources

²¹⁰ Household expenditure

²¹¹ Expenditure of other private entities

²¹² Tertiary education

図表5-13：ZEP 名称及び対象校数の変遷

年度	名称	対象学校数 (就学前、小学校)	中学校
1982-1983	Zone Prioritaires	3,730	503
1990-1991	Zone d'Education Prioritaire	5,503	796
1999-2000	Zone d'Education Prioritaire, Resaux d'Education Prioritaire	7,329	1,053
2008-2009	Resaux ambition reussite, reseaux de resussite scolaire	6,969	1,105
2012	Ecole colleges, Lycees pour ambition, innovation et la reussite reseaux de resussite scolaire	6,770	1,099

国民議会報告書 2012年 教育優先圏の評価 p8

下記に、ZEP の経緯・現状・予算の概要を整理した。

図表5-14：ZEP の経緯・現状・予算の概要

経緯	1981年教育優先圏 Zone d'Education Prioritaire が創設された。社会党政権の目玉政策として主に都市郊外にある（60年代から多数建設された低所得者層向け住宅の密集するニュータウンを中心に）問題を抱える世帯が多い地域に教育上特別な優遇を与え、（移民出身階層の）社会統合の促進策以来、この30年間で4回にわたり改革が行われた。また改革ごとに新規策や名称に変更が加わっているが、本稿ではZEPの名称を使用する。
現状	2014年12月18日発表された文部省新政策により、2015年度からZEPは再び Resaux d'Education Prioritaire となり、1,082校が指定された。10校は指定から外れ、4校が新たに加わった。指定対象の指標は以下の4項目である。 ①奨学金受給者の数 ②6年生（日本の中学1年に相当）に進学出来ない者の数 ③保護者の年収 ④都市部貧困圏（文字通りには都市部敏感圏）内であること。全国で750か所が指定されている
予算の概要	2015年国家予算中、文部省予算は634億ユーロ（教員数934,373人の給与が90%を占める）、教育優先圏に充てられているのは、3億5,200万ユーロである。ただし、人件費は総括で文部省予算として計上されているため、ZEP予算から人件費は除外されている。 また、国民議会報告書によると、ZEP担当の教師は応募が少なく（1,000人のポストに500人あまりの応募）、新卒で経験の少ない者が多く赴任することになり交替も激しい。これはZEPの趣旨に反している。（国民議会報告書、ZEPの効果評価） ZEPのクラス収容人数は普通学級より少なく、平均19.2人~23.7人となっている（普通学級の収容上限数は35人） 貧困地域、問題地域の代名詞であったZEPであり、多くの父兄はZEP指定されている学区・学校を避ける傾向にあるが、指定を外れると学校予算が減るため、発表の翌日には指定外れを不満としてデモが行われた。

また、フランスにおいてエリートと位置付けられるグランゼコール（特に、国立行政学院 ENA Ecole National d'Administration）、理工科学校（Ecole Polytechnique）、高等師範学校（Ecole Normale Supérieure）、高等商業学校（Ecole des Hautes Etudes Commerciales）への合格者が上層階級出身者で占められている現状²¹³への打開策として、ここ数年グランゼコール準備学級への ZEP 出身者特別枠や学資援助を設けるなど、各学校別の優遇措置も打ち出されている。

ZEP の効果の測定及び評価については、国民議会報告書とともに国家予算の効果の評価、批評する目的を持つ会計院も多数の報告書を発表している²¹⁴。いずれの報告書も一致して指摘しているのは効果測定の困難さである。

また、OECD 報告書「教育の機会均等と質」Equity and Quality in Education（2012）では不利な生徒に対する教育対策を論じ、下記4項目の勧告を提出するとともに予算強化（現在の倍）を提案しているが、財政困難であるため、あまり現実的とはいえない。

【OECD 勧告】

- ・教育人材・教師のグループ化、連携
- ・早期教育（就学前）から対処する
- ・将来に対する希望と野心を抱かせる（国語の習得を助ける）
- ・教育政策に整合性と継続性をもたせる

²¹³ ENA 入学者の出身階級調査では40年前、親が上級公務員及び上級管理職である者が97%、2012年には99%であった。

²¹⁴ 付録資料一覧

2-2 支出（地方政府全体について）

(1) 政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合

ア 地方政府全体の支出の内訳シェアと推移

地方政府すなわち州は 22 あり、県は 99、地方自治体は約 36,500 存在する。分野別支出の内訳は以下のとおりである。

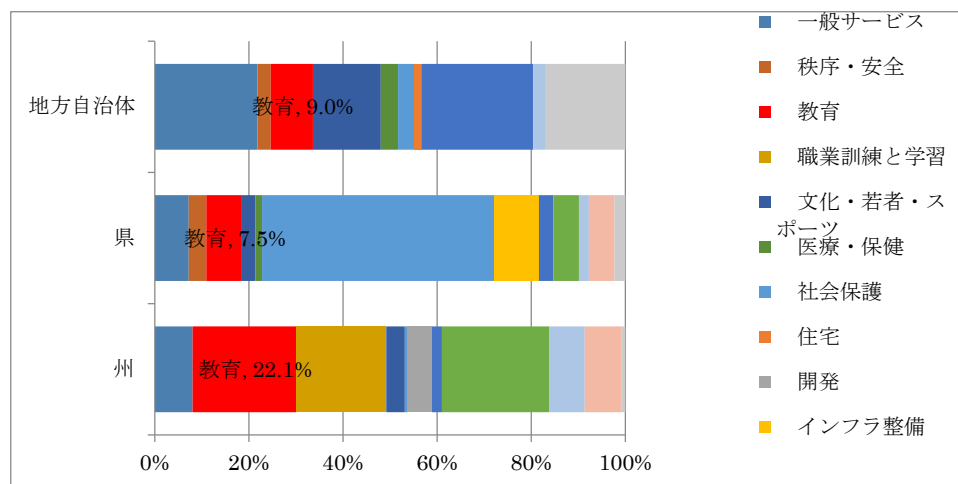
図表 5-15：地方政府支出内訳（2012 年度）

(単位:100 万ユーロ)

	州		県		主要地方自治体（人口 1 万人以上）計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
支出合計	27,393		71,355		87,321	
一般サービス	2,214	8.1%	5,151	7.2%	19,065	21.8%
秩序・安全	0	0.0%	2,696	3.8%	2,489	2.9%
教育	6,053	22.1%	5,356	7.5%	7,833	9.0%
職業訓練と学習	5,211	19.0%	0	0.0%	0	0.0%
文化・若者・スポーツ	1,081	3.9%	2,061	2.9%	12,562	14.4%
医療・保健	0	0.0%	1,001	1.4%	3,207	3.7%
社会保護	167	0.6%	35,270	49.4%	3,092	3.5%
住宅	0	0.0%	0	0.0%	1,311	1.5%
開発	1,417	5.2%	0	0.0%	0	0.0%
インフラ整備	0	0.0%	6,737	9.4%	0	0.0%
都市計画・環境	586	2.1%	2,173	3.0%	20,673	23.7%
交通	6,259	22.8%	3,895	5.5%	0	0.0%
経済問題	2,037	7.4%	1,507	2.1%	2,174	2.5%
債務	2,125	7.8%	3,892	5.5%	0	0.0%
その他	243	0.9%	1,616	2.3%	14,915	17.1%

(出典：2014 年版地方財政オブサバトリ一報告書) ²¹⁵

図表 5-16：地方政府支出内訳（2012 年度）



²¹⁵ <http://www.collectivites-locales.gouv.fr/finances-des-collectivites-locales-2014>

第5章 フランス

図表 5-17：地方政府支出額推移²¹⁶（2009～2013 年度）

（単位 10 億ユーロ）

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
地方自治体	117.4	117.4	122.5	126.6	132.5
県	68.4	68.4	69.6	71.4	72.4
州	28	28	27.2	27.4	28.7
総合計	213.8	212.6	219.2	225.9	252

（出典：2014 年版地方財政オブサバトリー報告書）²¹⁷

イ 教育分野全体の支出の内訳シェア

教育費については初等教育を地方自治体、中学を県、高校を州が主に担っている。また、州財政は職業訓練も管轄している。

図表 5-18：地方政府教育分野支出内訳（2012 年度）

（単位：100 万ユーロ）

	州		県		主要地方自治体（人口 1 万人以上）計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
教育	6,053	22.1%	5,356	7.5%	7,833	9.0%
共通サービス	0	0.0%	0	0.0%	987	1.1%
初等教育	0	0.0%	0	0.0%	4,157	4.8%
コレッジ（中学）	0	0.0%	4,193	5.9%	0	0.0%
リセ（高校）公立	4,589	16.8%	0	0.0%	0	0.0%
リセ（高校）私立	443	1.6%	0	0.0%	0	0.0%
高等教育（大学ほか）	399	1.5%	202	0.3%	331	0.4%
その他	622	2.3%	961	1.3%	2,358	2.7%
職業訓練と学習	5,211	19.0%	0	0.0%	0	0.0%
職業訓練など	2,082	7.6%	0	0.0%	0	0.0%
学習	2,058	7.5%	0	0.0%	0	0.0%
社会教育	1,005	3.7%	0	0.0%	0	0.0%
その他	66	0.2%	0	0.0%	0	0.0%

（出典：2014 年版地方財政オブサバトリー報告書）

²¹⁶ Rapports de l'Observatoire des finances locales (OFL)

<http://www.collectivites-locales.gouv.fr/rapports-observatoire-des-finances-locales-ofl>

²¹⁷ <http://www.collectivites-locales.gouv.fr/finances-des-collectivites-locales-2014>

ウ 特徴的な支出構造

職業教育の見直しが現在進行中である。

1971年7月16日法で生涯職業教育（企業に個人の能力開発を継続的に行うことを義務づけた）以降、企業と国家（労働担当省予算、2014年度予算では4億2,190万ユーロ）が資金を負担して職業教育を行う前提で、年間300億ユーロ余りが充てられている。しかし、この莫大な職業教育予算は労使の共同管理が原則となっているため、闇資金化し、会計検査院の報告書の指摘するように、用途は非効率的、不平等、不透明である。

2014年3月5日法で1971年生涯教育法の改正が行われた。改正後の規定によると企業は各従業員に対し、年間150時間9年間の継続教育を与えなければならない。教育機関は労働省の認定を受けた機関であり、各人の選択に任される。そのため法の施行に従い私立の外国語研修機関が激増した。

この制度の最大の欠点は恩恵を受けるのが、企業、特に人的余裕のある大企業や国家及び地方政府の被用者が中心となることであり、最も職業教育を必要とする求職者や就業経験の無い若年労働者は対象外である。

生涯教育法案のみでなく、現在まで労使に全面的に一任されていた職業訓練制度の大枠を改革し、失業減少に効果のある制度及び見習い制度の見直しをするべきである、との議論が起こりつつある²¹⁸。

²¹⁸ 改正の概要：2013年11月13日付トリビューン誌（経済誌）

<http://www.latribune.fr/actualites/economie/france/20131113trib000795491/comment-reformer-le-mammouth-de-la-formation-professionnelle-.html>

3-1 その他の動向（国全体について）

（1）個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除

ア 教育費控除制度の概要

フランスでは就学前教育から高等教育まで教育は原則無料であるため、授業料の控除は行われないが、下記に見るような控除制度を設けている。

① 保育経費の控除²¹⁹

子どもの保育費用として支払った額については一定条件のもとで控除が認められている。

保育（自宅保育、自宅外保育）に支払った額と、国（家族手当金庫²²⁰）から給付された保育補助（保育方法自由選択補足手当²²¹（*Complément de libre choix du mode de garde*、以下 *Cmg*））の差額の最大50%が控除額として認められる。子どもの保育場所（自宅でのベビーシッター雇用等であるか、または保育所等自宅外であるか等）により控除の上限額が異なる²²²

なお、*Cmg* は、乳幼児扶養世帯を対象とする4項目の手当からなる「乳幼児受入手当」（*Prestation d'accueil du jeune enfant*、*PAJE*）の1つであり、6歳未満の子どもの扶養世帯に適用される。保育サービス利用（保育園利用、認定保育ママ、ベビーシッターの個人的な雇用等）に関し、その費用の一部（保育サービス提供者の賃金や社会保険料の一部）を給付するものである。

② 中等教育・高等教育在籍生を扶養する者に対する控除²²³

中等教育機関（コレージュ、リセ）或いは高等教育機関に通う子どもの扶養者はその教育費の一部を控除することができる。

25歳未満かつ当該教育機関在籍生である被扶養者を抱える世帯において、扶養者が申告を行うことにより控除が認められる。

²¹⁹ 「フランスの子育て支援—家族政策を中心に—」自治体国際化協会 Clair Report No. 374 (Aug 2, 2012)
<http://www.clair.or.jp/forum/pub/docs/374.pdf>

²²⁰ これらの手当での主な財源は社会保険料（雇用者から社会保険料として徴収されたもの）であるが、国からの拠出も行われる。

「フランスの社会保障制度の中の家族部門」家族手当全国金庫（CNAF）
http://www.caf.fr/sites/default/files/cnaf/Documents/international/pdf/plaquette_internationaljapan.pdf

²²¹ Your Family Benefits 2013 家族手当金庫（Caisses d'Allocations familiales）

²²² 「フランスの子育て支援—家族政策を中心に—」自治体国際化協会 Clair Report No. 374 (Aug 2, 2012)
なお、控除は、3-1（1）項で述べた家族係数ベースの計算にもとづき算出された所得税額から差し引かれる形で行われる。

²²³ ・ National Student Fee and Support Systems in European Higher Education 2014/15, Eurydice
http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/facts_and_figures/fees_support.pdf
・ Using tax incentives to promote education and training, CEDEFOP
file:///C:/Users/PAP/Downloads/5180_en.pdf

③ 学生ローン借入金利息負担者に対する控除²²⁴

教育ローンを利用する学生は、支払金利を税額控除することができる。

ローン開始時の年初に 26 歳未満であり、フランスで課税対象者となっている高等教育機関在籍学生を対象とする²²⁵。

④ 対人サービス利用費に対する控除

対人サービスが雇用創出に有用であるところから、世帯が対人サービスに支出した場合、所得税の課税控除が適用されるため、富裕層の利用が多い。しかしながら保育、学習支援、家事、介護すべてが対象となるため、税優遇措置もサービスごとに区分されてはいない。

例えば、保育、家事と学習支援（学校に迎えに行き、おやつを与えて宿題を見るといった）は区別が困難である。また、これらの就業は学生アルバイトやパートタイムも多く、サービスごとの分離統計は存在していない。しかしながら、この税優遇制度に支えられフランスは学習支援サービスが欧州で最もさかんな国である。（反して学童の補習校＝塾や音楽を含む習い事は非常に少ない。公的な（文化省管轄の全国組織または各自治体でも運営）芸術保全院・コンセルバトワールが数多いためと思われる）

⑤ 子どもの数が所得税算定に与える影響

なお、直接の教育費税控除には当たらないものの、フランスの所得税算定においては子どもの数が影響を与えるため、その概要をここに記載する。

フランスでは所得に対する課税が世帯単位で行われ、「家族係数」(quotient familial) (夫婦を 2、扶養する児童を 1 名につき 0.5、等と規定) を用いた計算式で世帯全体の税額を算定する²²⁶。このため、子ども数が多い家庭ほど税の節減効果がある。

²²⁴ Using tax incentives to promote education and training, CEDEFOP

file:///C:/Users/PAP/Downloads/5180_en.pdf

²²⁵ 2005 年 9 月 1 日から 2008 年 12 月末の間に開始されたローンが対象であった。

²²⁶ http://www.caf.fr/sites/default/files/Ave-2014_plaquette.pdf (P1 「Mode de calcul」)

3-2 その他の動向（地方政府全体について）

2016年から地方の境界と地方行政組織は変更になる。現在、統合された州都をどこにするか、重複している組織をどうまとめるかについては議論中である。教育問題の管轄に関しても、州は中高等教育を管轄し、地方自治体（コミューン）は初等及び修学前教育を管轄する分担には変化はないと思われる。²²⁷

2016年1月から現在の22州から以下の13州に統合される。構成する県の変更はないが、詳細は現在協議中である。

- ① アルザス・シャンパーニュアルデンヌ及びロレーヌ (Alsace, Champagne-Ardenne et Lorraine)
- ② アキテーヌ、リムーザン及びポワトゥーシャラント (Aquitaine, Limousin et Poitou-Charentes)
- ③ オーベルニュ及びロヌアルプ (Auvergne et Rhône-Alpes)
- ④ ブルゴーニュ及びフランシュエコンテ (Bourgogne et Franche-Comté)
- ⑤ ブルターニュ (Bretagne)
- ⑥ サントル (Centre)
- ⑦ コルシカ (Corse)
- ⑧ イールドフランス (Île-de-France)
- ⑨ ラングドック・ルシヨン及びミディ・ピレネ (Languedoc-Roussillon et Midi-Pyrénées)
- ⑩ ノール・パ・ドカレ及びピカルディー (Nord-Pas-de-Calais et Picardie)
- ⑪ バス・ノルマンディー及びオート・ノルマンディー (Basse-Normandie et Haute-Normandie)
- ⑫ ペイドラロワール (Pays de la Loire)
- ⑬ プロバンス・アルプ・コートダジュール (Provence-Alpes-Côte d'Azur)

- (1) 個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除
地方政府固有の制度はない。
- (2) 民間資金の活用
地方政府固有の制度はない。

²²⁷ 共和国官報 2015年1月17日付け [Legifrance.gouv.fr](http://www.legifrance.gouv.fr) 州境の限定と州議会選挙、県議会選挙と選挙日程変更に関する2015年1月16日法 LOI n° 2015-29 du 16 janvier 2015 relative à la délimitation des régions, aux élections régionales et départementales et modifiant le calendrier électoral (1)
<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000030109622>

4 付録：教育に関する最近の動向

(1) フランスの学制

2015年1月7日～9日、パリ市内の風刺漫画週刊誌と環状線沿いのユダヤ食品店がイスラム過激派に襲撃され、ジャーナリストや買物客ら17人が殺された。この事件の後11日には、数100万人が表現の自由、フランス共和国の非宗教性（Laïcité1905年政教分離協定に基づき、公共サービスほどの宗教にも偏らない）を守ることを叫び行進した。

近年稀な政党を超えた挙国一致の国民的結束の動きと共に、イスラム過激派が脚光を浴び、過激派テロ予防策が議論されている。まさに百花繚乱の感を呈する論調は、幼児学校の段階から国語教育を強化する、教員数増加、学生の制服復活、兵役制復活、犯罪者社会保護家庭への給付停止、刑務所のイスラム懺悔師増員、道徳教育の復活、共和国の価値・理念の学習、学校における国家斉唱、学校で教師の入室時起立をする、といった論調が主流を占める。また2月5日オランダ大統領記者会見においては、数多くの施策と共に2015年6月から民間予備役制度を文部省にも導入することが発表されたが、予算の裏付けは用意されていない。

しかしながら、義務教育終了前にドロップアウトする多数の若者達²²⁸をどうするか、また優先教育圏 ZEP (Zoned'Education Prioritaire) として指定地区に30年来莫大な資金を投じているにも関わらずなぜこのような結果になるのかは議論されることが稀である。1789年フランス大革命以降、フランスの学制は政権・政策との密接な関係で変化してきた。以下に就学前教育、義務教育、高等教育の概要をまとめた。

図表5-19：就学前教育、義務教育、高等教育の概要

就学前教育	<p>第2次世界大戦後、ベビーブーマー（1943年生まれから10年間）の学童数増加に対処するため、大幅な教室増加をした後、空いた教室利用対策として就学前教育が発展、折しも女性の社会進出により働く女性の子供保育の必要と合致し、現在では就学前教育は世界一、93%の普及率となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2歳から6歳までの就学前教育が公立で義務に近く無料であること ・ 保育士・教諭給与は文部省負担
義務教育	<p>● 6歳から16歳まで 飛び級、落第制度があるため義務教育は学年ではなく、年齢による。</p>
	<p>● 小学校 通常6歳から（就学前学校で飛び級することもある）6年</p>
	<p>● 中学校と高校（Lycee リセ） 6年間一貫教育が原則、中学だけのコレージュと呼ばれる学校もある。</p>

²²⁸ 移民2代目、3代目が多く、学力だけでなく技能がないため多くは職につけない、イスラム過激派の温床である

	<p>●職業（高校）</p> <p>高校1年生相当から進学する職業教育を主とする学校、CAP（Certificat Aptitude Professionnelle 職業適応証書）取得を目指す。CAPは200種あまりの分野に分かれる。</p>
<p>高等教育</p>	<p>●大学</p> <p>その起源は中世の神学校（「ロベール・ソルボン」から「ソルボンヌ」にその名を残す）に遡り、欧州でも屈指の古さを誇る。原則としてバカロレア（大学進学資格試験）を取得した者は無試験で入学でき、定員は存在しない（現在では各大学とも志望者が多すぎ、実際には書類選考が行われる）。選抜試験は平等の原則に反するため、資格数制限のある医学部などでは2年生への進級試験が実質的な入学試験となる。（その結果、丸1年無駄にする者が多数生じる。）19世紀のエリート養成教育機関が大衆教育に対応しきれず、大学自治法で各大学の裁量は広がったものの、高等教育の建造物その他ハードウェアは州の管轄であるため、膨張する生徒数に予算は追いつかず、さらに近年の予算緊縮のあおりを受け、ハードウェアの修理・改修の遅れが目立つ。</p>
	<p>●専門学校 IUT（Insutit Universite Tehinique）</p> <p>1966年誕生した技術系短期大学。2年または3年修学、大学に進学することも可能。</p>
	<p>●その他の専門学校</p> <p>バカロレア取得後2年でBTS Brevet Tehnicien Supérieur（高等技術者証書30種類以上）受験を準備する。免状取得後、技術グランゼコール・大学進学も可能である。</p> <p>※グランゼコール：</p> <p>最古の学校はルイ15世の1747年創設によるエコール・ポンゼショッセ（シビルエンジニアリング専門の学校、文字通りには橋と橋梁）土木学校、その後ナポレオン一世が国の基幹人材を養成する目的で現在に残る主要な学校を創設した。入学は熾烈な入学試験を経ることが必要であり、そのためには2年程度の準備学級に通学する。3大グランゼコール（理工科学校、高等師範、国立行政院）に入学すると国家公務員となり学費を納める代わりに給与が支給される。エコール・ポリテクニク（理工科学校）は国防省管轄である。現在グランゼコールの定義はなく、グランゼコール組合に参加する学校を指すため200校あまりあり、情報通信技術系の学校が増加、私立のマネージメント・スクールなども範疇に入っている。</p>

(2) 文部政策

ア 歴史的背景

19世紀に第三共和制下、ジュール・フェリーにより無料の義務教育（当初は小学校のみ）が実施されて以来、極度に中央集権的な文部省組織が設置された。教育は無償の原則に従い、全国津々浦々の学校組織や教員配置はパリの文部省がすべて決定する。

1980年以降、社会党政権の謳う地方分権の波に乗り、新規に設置された22の州は中学・高校（リセ）の教育内容、新規創設や建設・増改修などハードウェアの決定権を与えられた。一方就学前教育・初等教育は地方自治体の分野である。

ただし、これらすべての人事権は中央の文部省が統括するため、文部省は国家予算中、最大の所轄人員と予算額を有する（マンモスに例えられる）

他の省庁と同様、政権や内閣が交代するたびに名称や所轄が変化するだけでなく、文部大臣の交替が頻繁なものもフランスの特徴であり、青年・スポーツや研究・高等教育が所轄となることも多い。

80年代、就学人口80%のバカロレア取得を目標として掲げ、バカロレアの主目的であった大学進学試験の枠を大幅に超えた技術・職業教育を内容とする職業高校卒業のバカロレア・プロフェッショナルや技術バカロレアを創設、合格者は2011年には受験者の85.7%にまで達している。（これらバカロレア合格者のうち、大学進学者に必要な一般総合バカロレア合格者は50%である）ちなみに1945年バカロレア取得者は世代人口の3%、1975年は25%、2011年は71.6%であった。

イ 現在の文化政策の問題点

数合わせのようなバカロレア合格者増加策により、免状の相対的価値が低下、加えて大学進学者の数は増加したにも関わらず、（産業構造改革や実質的な能力よりも免状を重視する意識改革が進んでおらず）対応する就業ポストは増加していないため、大学卒業者の失業、長期就学（高等教育5～6年以上）が増加、資格に対応した就職ができない者が増加している。またバカロレア実施にかかる経費は莫大（生徒1人あたり80ユーロ）であるが相対的価値の低下を招いた。また、すべて小論文形式（1課題に4時間で作文する）であるため、採点も主観的で各種の調整策は講じるものの、地域や採点者による差異が毎年問題になる。また論文であるため、国語能力の差が必要以上に強調される。

進学を至上目的とする進路指導が蔓延、就職に直結する実学見習いが（ドイツに比べ）大幅に遅れ、低学歴若年者の失業につながる。義務教育終了前にドロップアウトする者は年130,000人あまりである。これらの若者は職にもつけず、安易な金銭取得を求め麻薬や軽犯罪に走り、拘禁され、刑務所でイスラム過激派と接触、洗脳される。全国で1,000人とも3,000人とも言われるイスラム過激派のうち、都市スラ

第5章 フランス

ム出身（国籍はフランスであるが親は移民出身、かつ片親育ちの共通点を持つ）が2014年に続き2015年1月大量殺戮事件を起こし問題となった。

都市部周辺地域に多い移民居住地がスラム化、社会的問題を提起するとともに教育面での困難が拡大。1981年（実施されたのは1982年）優先教育圏 ZEP（Zone d'Education Prioritaire）を創設し、重点的な人的資源と資金を投入してはいるものの、低迷する経済状況と高失業率（相関関係にある高犯罪率・麻薬密売等の違法行為）により悪化の一方で、地域で就労を希望する教師が不足している。この問題は ZEP 出身者の高等教育進学優遇措置では補いきれていない。ZEP に関しては後出、参照

頻繁に交替する文部大臣は就任すると「改革」と称して就学サイクルや時間割をトップダウンで変更する。根本的なカリキュラムや 19 世紀的教育手法は変化せず、現場での混乱を増すばかりである。

教員は公私立学校とも全員が公務員であるため、公務員の年金財政はすでに財政難であり、今後さらに悪化することが懸念される。

第6章 フィンランド

1-1 収入（国全体について）

(1) 政府全体の収入構造

ア 収入に関する過去からの推移データと収入内訳シェア

フィンランドの公共部門の財政は、国、地方（自治体）、被用者年金基金、その他の社会保障基金から構成され²²⁹、収入は税や様々な料金からなる²³⁰。2015年度予算案では、予算として、前年より4億ユーロ少ない合計537億ユーロが提示され、うち約400億ユーロが税収によるものである。物価上昇や予算案の構成変更などを考慮すると、2014年予算と比較して1.5%程度低い水準の予算額となる。

政府の収入内訳は、財務省により次のように分類されている。

図表6-1：財政予算における収入及び予算²³¹（2012～2015年度）

(単位：100万ユーロ)

	2012年 収入	2013年 収入	2014年 最終予算案	2015年 予算案	2014-2015 推移 (%)
収入合計	50,436	52,591	54,064	53,705	-1
所得税、資産税	7,869	7,848	8,676	8,877	2
法人税	2,906	3,227	2,477	2,532	2
付加価値税	15,814	17,030	16,932	16,434	-1
その他の税	10,731	11,231	11,610	11,702	1
その他の収入	8,413	7,432	7,142	9,194	29
小計	45,733	46,172	46,935	49,237	5
純借入、公債管理	4,703	6,420	7,129	4,468	-37

²²⁹ 財務省：Budjettikatsastus 2015: <http://verkkojulkaisut.vm.fi/zine/38/article-4697>

²³⁰ Suomi.fi: http://www.suomi.fi/suomifi/suomi/palvelut_aitteittain/verotus_ja_rahoytus/julkinen_talous/index.html

²³¹ 財務省「政府予算」：2014年版、2015年版から筆者が作成：

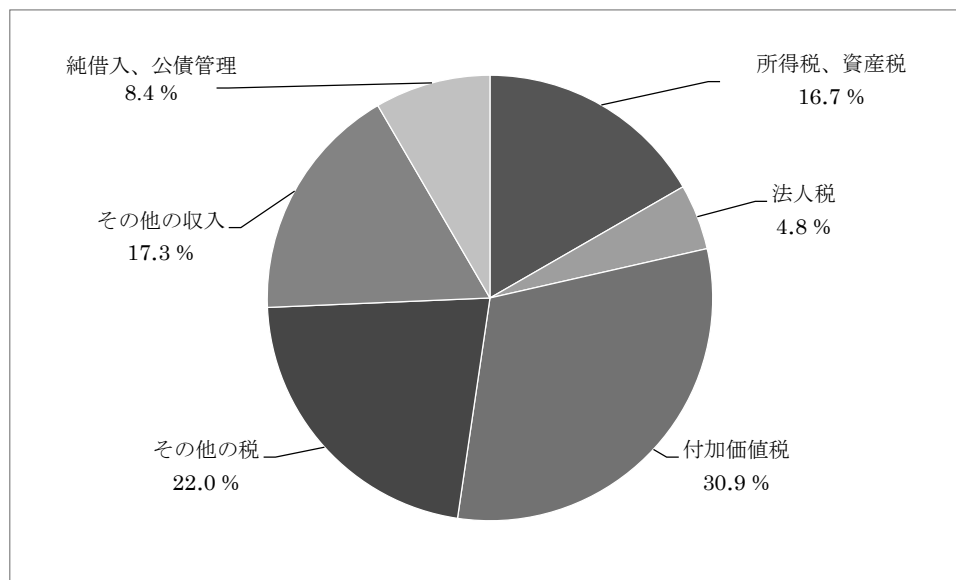
<http://budjetti.vm.fi/indox/sisalto.jsp?year=2014&lang=fi&maindoc=/2014/tae/hallituksenEsitys/hallituksenEsitys.xml&opennode=0:1:3:5>;

<http://budjetti.vm.fi/indox/sisalto.jsp?year=2015&lang=fi&maindoc=/2015/tae/hallituksenEsitys/hallituksenEsitys.xml&opennode=0:1:117:119>;

2015年度予算案のデータを割合で示すと以下のようになる。

図表6-2：財政予算における収入内訳²³²（2015年度予算）

（単位：100万ユーロ）



フィンランドの公共部門では経済の落ち込みによる赤字予算が続いており、現政権で決定された調整措置によって赤字の増大は抑制されているものの、特に国の財政で赤字財政が顕著に見られる。また、地方行政でも、税収の伸びが弱い上、人口の高齢化に伴う支出が増大するなどの要因から赤字となっている。年齢構成の変化によって労働力の量が減少する一方で、年金、医療、介護支出が増大し、公共部門の財政が圧迫される中、公共財政の成長や持続可能性に関する構造上の問題への対策が急がれている。

現在、財務省は「財政の持続可能性ギャップ (sustainability gap)」を GDP の約 4 % と試算しており、公共部門が持続不可能な債務水準に陥ることなく義務を遂行するには、2018 年までに、基本的な予測と比較して 900 億ユーロの公共部門の財政基盤の拡大が見られなければならないと評価している²³³。

²³² 財務省「政府予算」：2014年版、2015年版から筆者が作成：

<http://budjetti.vm.fi/indox/sisalto.jsp?year=2014&lang=fi&maindoc=/2014/tae/hallituksenEsitys/hallituksenEsitys.xml&opennode=0:1:3:5>;

<http://budjetti.vm.fi/indox/sisalto.jsp?year=2015&lang=fi&maindoc=/2015/tae/hallituksenEsitys/hallituksenEsitys.xml&opennode=0:1:117:119>;

²³³ 財務省：Budjettikatsastus 2015

<http://verkkojulkaisut.vm.fi/zine/38/article-4697>

(2) 教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度

ア 教育分野省管轄分野等のために充てられる特定の収入及び制度の概要

賭博及び富くじ収益からの財源移譲(2015年度予算案で5億4,111万9,000ユーロ)として、フィンランドにおける富くじの独占企業であるヴェイッカウス株式会社(VeikkausOy)の収益が、富くじ法に基づき教育文化省が管轄するスポーツ・芸術・学術・青少年事業の振興に用いられている。2015年度予算案では、5億4,111万9,000ユーロが収入として計上され、全額が分配された。分配割合と主な受益者は以下のとおりである²³⁴。

- スポーツ・運動：25%
(対象：スポーツ団体、スポーツイベント、運動に関する研修及び研究、スポーツ施設建設、スポーツ助成金及びコーチ、自治体のスポーツ事業、運動に関する国際協力、その他の運動に関する活動)
- 芸術：38.5%
(対象：演劇、映画・写真、ダンス、作曲、インスタレーション、ミュージアム、国・自治体レベルの芸術文化イベント、その他の芸術文化活動)
- 学術：17.5%
(対象：大半がフィンランドアカデミー²³⁵の財源となる。また、研究所・研究機関、学会・団体の事業、国際的な研究団体の経費、会費、データ発表の推進、アーカイブ、図書館)
- 青少年事業：9%
(対象：関連団体、自治体の青少年事業、全国レベルの青少年センター、若者に関する研究調査、研修、国内外の青少年関連プロジェクト)
- その他：10%
(検討に基づき毎年上記の分野に分配)

²³⁴ 教育文化省：http://www.minedu.fi/OPM/Linjaukset_ja_rahoytus/veikkausvoittovarat/?lang=fi

²³⁵ 質の高い学術研究調査を長期的な財源により支援する政府機関：<http://www.aka.fi/fi/A/>

1-2 収入（地方政府全体について）

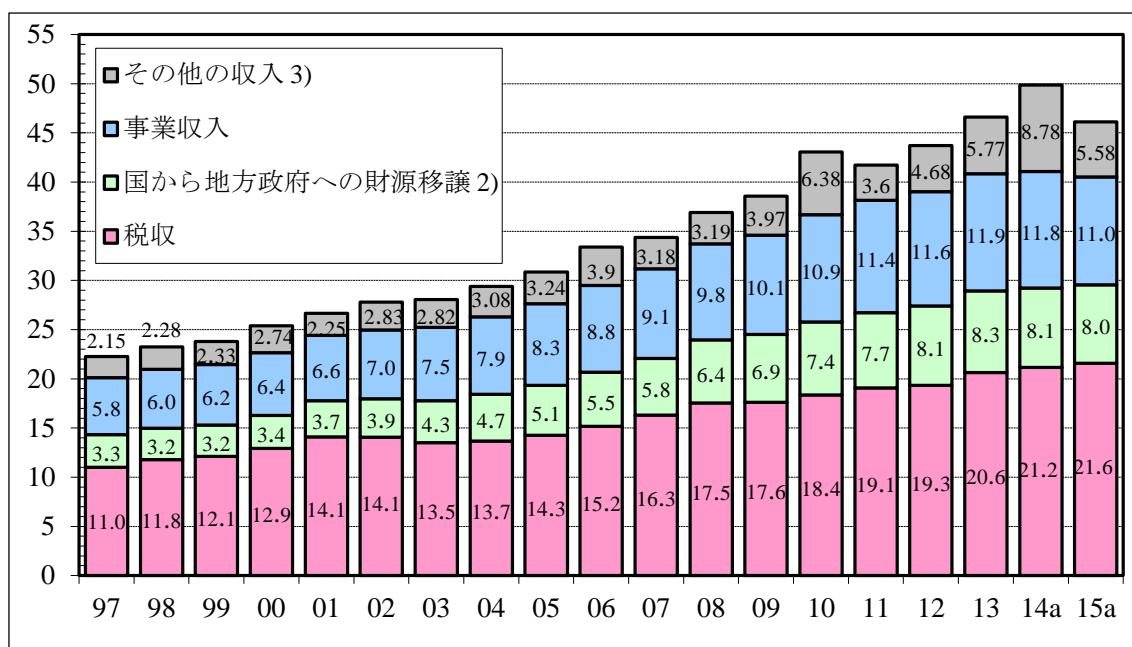
(1) 政府全体の収支構造

ア 収入に関する過去からの推移データ

フィンランドの地方政府（自治体・自治体連合）の収入は、税収（地方税、法人税、固定資産税）、国からの財源移譲（交付金）、事業収入（サービス利用料金や売上など）、その他の収入から構成され、過去5年間では400億～500億ユーロの水準で推移している。以下に、自治体・自治体連合の収入内訳と1997年～2015年の推移である。

図表6-3：自治体・自治体連合の収入内訳と推移（1997～2015年度）²³⁶

（単位：10億ユーロ）



²³⁶ フィンランド地方自治体協会

<http://www.kunnat.net/fi/tietopankit/tilastot/kuntatalous/kuviot/kuntatalouden-tilastot/Sivut/default.aspx>

なお、aが併記された2014年と2015年については推定。

第6章 フィンランド

イ 収入内訳シェア

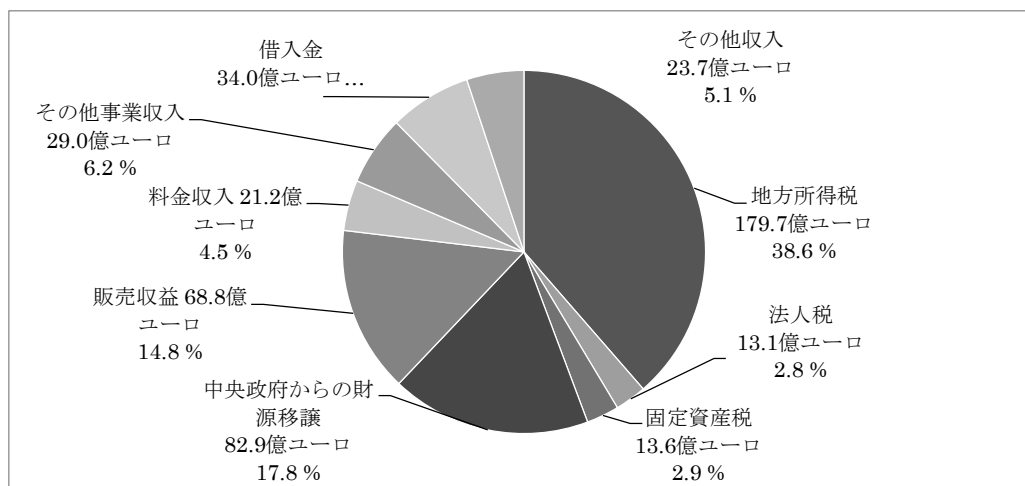
前項「(1) 政府全体の収支構造 ア 収入に関する過去からの推移データ」で示した、2013年度の自治体・自治体連合の収入、466億ユーロの内訳は以下のとおりである。

図表6-4：自治体及び自治体連合の収入内訳（2013年度）²³⁷

（単位：億ユーロ）

項目	収入額	割合（%）
収入合計	466.0	100.0
税金	206.4	44.3
地方所得税	179.7	38.6
法人税	13.1	2.8
固定資産税	13.6	2.9
国から地方政府への財源移譲（交付金）	82.9	17.8
事業収入	119.0	25.5
販売収入	68.8	14.8
料金収入	21.2	4.5
その他の事業収入	29.0	6.2
借入金	34.0	7.3
その他の収入	23.7	5.1

図表6-5：自治体及び自治体連合の収入内訳（2013年度）



²³⁷ フィンランド地方自治体協会 Laskelma kuntien ja kuntayhtymien tuloista v. 2013
http://www.kunnat.net/fi/tietopankit/tilastot/kuntatalous/kuviot/kuntatalouden-tilastot/Documents/menot_ja_tulot_jouluuu2014.pdf

(2) 教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度

ア 教育費支出等のために充てられる特定の収入及び制度の概要

国から地方政府への財源移譲²³⁸（交付金、財務省及び教育文化省）及び任意補助金²³⁹（教育文化省）制度が教育分野に適用されている。教育の実施にあたり、国は各教育実施者（大半が自治体か自治体連合、私立校の場合はその運営団体）に対して、基本的な教育の実施に充当される「財源移譲」と、開発事業などに給付される「任意補助金」の2種類の交付金を付与する。

教育分野への財源譲渡は、2009年までは分野別（基礎教育、高等学校、図書館、職業教育等）に交付金、特に教育機関の場合は児童生徒または学生1人あたり、あるいは授業時間あたりの単価に基づいて計算された額が、教育省（当時）から地方政府に対して毎月支払われていた²⁴⁰。

2010年に財源移譲制度の改革が行われて以来、教育分野のうち幼児教育（保育）、プレスクール²⁴¹（就学前教育）及び基礎教育の大部分、図書館については、社会福祉及び医療に係る財源移譲と統合され、財務省から自治体に交付される「基本サービスに関する財源移譲（交付金）」の一部として交付されている²⁴²。

イ 財務省「自治体の基本サービスに関する財源移譲」²⁴³

「基本サービス」とは、社会福祉及び保健医療、幼児教育（保育）、プレスクール及び基礎教育、図書館、文化活動一般、住民が（税金の中で）運営費用を負担している芸術基礎教育をいい、プレスクール・基礎教育部分については、人口情報に基づき各自治体（住所地）に居住する6～15歳の住民の数と、下に示す児童生徒一人当たりの「単位あたり価格²⁴⁴」から自治体の基本サービスに係る費用が算出される²⁴⁵。

また、自治体を実施する上記の基本サービスの財源全体に占める財源移譲の割合は2015年現在で自治体あたり25.44%（2014年は29.57%）と定められており、算出額がこの割合を上回る場合は、調整のため減額が行われる²⁴⁶。

この調整後、さらに僻地、島嶼部、サーミ人地方などの地域的な増額分、自治体

²³⁸ fi: valtionosuus, en: central government transfer (s) to local government

²³⁹ fi: valtionavustus, en: discretionary government transfer/grant

²⁴⁰ フィンランド地方自治体協会：

<http://www.kunnat.net/fi/asiantuntijapalvelut/kuntatalous/valtionosuudet/valtionosuusjarjestelma-uidistaminen/valtionosuusjarjestelma-2009-asti/Sivut/default.aspx#3>

²⁴¹ 子どもが6歳となる年（就学の前年）に保育園または学校で実施される。2015年1月1日付（8月1日発効）の基礎教育法改正により参加が義務付けられることになった。

<http://www.minedu.fi/OPM/Koulutus/esiopetus/?lang=fi>

²⁴² 財務省：<http://vm.fi/kunnan-peruspalvelujen-valtionosuus>

²⁴³ 同上

²⁴⁴ fi: yksiköhinta, en: unit price

²⁴⁵ 国家教育委員会：http://www.oph.fi/rahoitus/valtionosuudet/tietoa_jarjestelmasta

²⁴⁶ 2015年現在、実質的には、この段階で全自治体に減額が行われている。財務省：

<http://vm.fi/kunnan-peruspalvelujen-valtionosuus>

第6章 フィンランド

の税収に基づく調整、教育においては学区外通学に係る増額や減額など、サービスの必要性や状況要因が加味され、自治体への最終的な交付額が算出される。交付額は、自治体のサービス実施体制や自治体がどのサービス分野にどの程度の財源を充当するかには影響されない²⁴⁷。

以下は、「自治体の基本サービスに関する財源移譲」のうち、教育文化財源法（1705／2009）に基づき補填されるプレスクール・基礎教育部分の算出基準である。

図表6-6：プレスクール及び基礎教育の単位当たり価格（2015年度）²⁴⁸

（単位：ユーロ）

財務省が承認したプレスクール及び基礎教育の住所地補償の基礎部分		6,226.21	
住所地補償の基礎部分から行う控除		160.78	
民間による教育で実施する付加価値税増額分		3.59 %	
財源法に基づく活動	係数	公立（自治体）	私立
追加教育 ²⁴⁹ （11 §）	1.26	7,642.44	7,916.81
移民向け準備教育（12 §）	2.49	15,102.92	15,645.12
義務教育以外の教育	-	-	-
寄宿学校及びプレスクール（13 § 第1項）	1.41	8,552.26	8,859.28
その他の非義務教育（13 § 第2項）	-	-	-
49%の減額 = (1-0.49) x 1.41	0.7191	4,361.65	4,518.23
義務教育の延長に係る追加財源（14 §）	2.97	18,014.33	18,661.04
義務教育の延長、最重度の発達障害増額分 ²⁵⁰ （14 §）	1.79	10,857.12	11,246.89
寄宿学校増額分（15 § 第1項）	0.46	2 790,10	2,890.26
スクールホーム（15 § 第1項）	1.86	11 281,70	11,686.71
外国で実施する教育（18 §）、基本価格	1.23	-	7,728.31
科目教育（13 § 第3項）	-	3 594,49	3,723.53

²⁴⁷ 財務省：<http://vm.fi/kunnan-peruspalvelujen-valtionosuus>

²⁴⁸ 国家教育委員会：<http://www02.oph.fi/asiakkaat/rahoitus/yh15.html> vos.uta.fi/rap/vos/v15/v05yk6y15.xlsx

²⁴⁹ 通称を10年生といい、9年間の基礎教育の評点を上げる目的で基礎教育の延長として1年間行われる教育。参加は任意。

²⁵⁰ 2010年の改革後、特別支援教育については、モデルの簡略化のため、義務教育の延長及び最重度の発達障害に関する増額分（図表参照）以外は、特に増額分としての項目は設定されていない。特別支援教育は従来通り自治体の予算の範囲内で実施可能だが、特別支援の対象児童生徒数を基準とする交付金の増額は発生しない。ただし、改革に伴って基礎教育に係る基礎費用の算定モデルも人口情報に基づくものに改正された等の理由から、積算上は特別支援の実施に大きな影響は発生しないとされる。

なおフィンランドでは、児童生徒の状況に応じて3段階の特別支援モデルが生まれ（一般支援、集中支援、特別支援）、すでに通常の教育活動の中で児童生徒の学習や発達上の問題への早期介入が行われており、基礎教育の児童生徒全体の20%以上に相当する12万人以上が何らかの特別支援を受けている（2012年）。

財務省：http://www.vtv.fi/files/3558/8_2013_Erityisopetus_perusopetuksessa.pdf

統計センター：http://www.stat.fi/til/erop/2013/erop_2013_2014-06-12_tie_001_fi.html

第6章 フィンランド

フレキシブル基礎教育増額分 (16 §)	-	3 100,00	3,211.29
民間の教育実施者の業務開始 (17 §)	94 %	住所地補償の基礎部分に対して	
6 歳児	0.61	-	3,698.28
7～12 歳児	1.00	-	6,062.75
13～15 歳児	1.60	-	9,700.40

以下は、国から自治体に交付される「自治体の基本サービスに関する財源移譲」の合計額の推移である（教育部分だけではなく、基本サービス全体への給付額であることに留意を要する）。

図表6－7：国から自治体への基本サービス実施に係る財源移譲

(単位：1,000 ユーロ)

2013 年 決算	2014 年 最終予算	2015 年 予算案	推移 (1000€)	推移 (%)
8,676,002	8,612,665	8,441,261	-171,404	-2

ウ 教育省が管轄する自治体への財源移譲・任意補助金²⁵¹

教育文化省が管轄する財源移譲は、主に以下の分野で対象となる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 午前午後活動²⁵² ・ プレスクール教育の一部 ・ 基礎教育の一部 ・ 高等学校教育 ・ 職業基礎教育（後期中等教育） ・ 見習い制度 ・ 職業追加教育 ・ 特定の成人教育機関で実施される教養成人教育 |
|--|

交付額は、教育文化省が定めた単位あたり価格から決められている。2014 年現在
主な単位あたり価格は以下のとおりである。

²⁵¹ 国家教育委員会：http://www.oph.fi/rahoitus/valtionosuudet/tietoa_jarjestelmasta

²⁵² 日本の放課後クラブに相当する、小学校低学年を対象にする活動だが、始業前の早朝にも実施される場合がある。

第6章 フィンランド

- ・高等学校（後期中等教育）：6,425.98 ユーロ／生徒
- ・職業教育：10,970.06 ユーロ／生徒
- ・ポリテクニク（職業大学）：7,688.83 ユーロ／学生（2015年1月1日付で撤廃）
- ・芸術基礎教育（任意の普通教育）：74.66 ユーロ／授業1時間
- ・国民学校（成人教育）：82.60 ユーロ／授業1時間

なお、ポリテクニクについては、2014年1月のポリテクニク法の改正によって自治体による財源負担責任（全体の58.11%）が解除され、国とポリテクニク間の協定による成果指標に基づき国が直接ポリテクニクに交付金を付与する財源モデルが導入されたため、2015年度から財源移譲の対象から外れ、上記の単位当たり価格は適用されない²⁵³。

また、任意補助金は教育の質の改善を目的としたプロジェクト等に交付されている（例：強化支援・特別支援の開発事業、生徒指導の開発事業、生徒・学生福祉部門のサービス開発など）。

²⁵³ フィンランド地方自治体協会

<http://www.kunnat.net/fi/asiantuntijapalvelut/opeku/opetus/amk/amkrahoitus/amkrahoitus/Sivut/default.aspx>

第6章 フィンランド

以下は、教育文化省が管轄する地方政府への財源移譲と任意補助金の教育分野別合計額の推移（2012～2015年度）である。

図表6－8：国（教育文化省管轄）から地方政府への財源移譲・任意補助金推移²⁵⁴

（単位：1,000 ユーロ）

事業形態	2012	2013	2014	2015	2014-2015
合計	2,665,505	2,687,724	2,675,814	1,879,929	-401,129
普通教育（就学前・初等・中等教育、芸術基礎教育、午前午後活動など）	812,198	851,818	844,023	741,056	-102,967
校舎建築 ²⁵⁵	78,000	58,000	46,400	0	-46,400
職業教育	715,160	723,774	719,867	492,096	-229,971
教養成人教育	164,144	164,818	164,618	156,345	-8,473
職業追加教育	154,361	142,175	138,075	133,006	-5,069
見習い制度（職業教育/成人教育）	131,003	116,494	117,343	110,042	-14,801
若年成人向けコンピテンスプログラム	-	27,000	52,000	57,440	5,440
成人特殊教育機関	21,061	19,279	15,879	16,055	176
ポリテクニク（職業大学） （高等教育）	424,371	411,754	404,277	-	-
図書館	4,613	4,513	4,713	4,750	37
演劇、オーケストラ	74,418	81,163	80,651	81,271	420
ミュージアム	35,845	36,811	36,811	36,811	0
自治体の文化事業	106	106	106	106	0
図書館建設	5,300	5,000	4,500	4,500	0
スポーツ教育施設	17,773	17,773	18,030	19,165	492
自治体のスポーツ事業	19,058	19,147	19,200	19,200	0
自治体の青少年事業	8,094	8,099	8,321	8,086	-13

²⁵⁴ 財務省

<http://budjetti.vm.fi/indox/sisalto.jsp?year=2014&lang=fi&maindoc=/2014/tae/hallituksenEsitys/hallituksenEsitys.xml&id=/2014/tae/hallituksenEsitys/YksityiskohtaisetPerustelut/29/29.html>

<http://budjetti.vm.fi/indox/sisalto.jsp?year=2015&lang=fi&maindoc=/2015/tae/hallituksenEsitys/hallituksenEsitys.xml&opennode=0:1:123:379:807>

²⁵⁵ 2015年から新たな教育機関の設立は完全に自治体の裁量となり、その財源は財務省が管轄する「自治体支援における財源移譲」で処理されることになったため、2015年度分は本表に反映されていない。

教育文化省

<http://www.minedu.fi/OPM/Tiedotteet/2014/09/budjetti2015.html?lang=fi>

2-1 支出（国全体について）

（1）政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合

ア 政府全体の支出の内訳シェアと過去からの推移

統計センターが 2015 年 1 月に発表した公共支出に関する最新の調査によると、2013 年のフィンランドの公共部門（国、地方、社会保障基金）の総支出²⁵⁶は合計で 1,117 億ユーロ、GDP の 57.8% を占めた。分野別では社会保障の支出が最も大きく（約 43%）、特に高齢者への年金の支出が増大している。また、一般行政（公共サービス）や教育は、額としては増加してはいるものの、支出全体に占める割合は低下傾向にある²⁵⁷。

総支出には、特に 2010 年の ESA（European System of Accounts, 欧州会計制度）の導入以来、公共機関の間の調達費用（一方の公共機関では支出となるが、他方では収入となるもの）など、かなりの額の公共部門の内部経費が含まれているため、総支出は純粋な公共支出の解釈が難しい指標となっている²⁵⁸。

そのため、統計センターでは、総支出の他に、総支出より比較の意義が高い指標として「純支出²⁵⁹」と「最終消費支出²⁶⁰」も算出している。

純支出は総支出から上記の公共機関間の内部経費等を控除したもので、2013 年は約 1,010 億ユーロ（GDP の 50.2%）であった。

また、最終消費支出は、純支出からさらに公共機関自身が支払うべき付加価値税や社会保障費を控除したもので、約 500 億ユーロ（GDP の 24.8%）であった²⁶¹。以下に、2013 年分野別公的支出シェアをまとめた。

²⁵⁶ Total (Gross) Expenditure

²⁵⁷ 統計センター：http://www.stat.fi/til/jmete/2013/jmete_2013_2015-01-30_tie_001_fi.html

²⁵⁸ http://www.stat.fi/til/jmete/2013/jmete_2013_2015-01-30_tie_001_fi.html

²⁵⁹ Net Expenditure

²⁶⁰ Final Consumption Expenditure

²⁶¹ 統計センター：http://www.stat.fi/til/jmete/2013/jmete_2013_2015-01-30_tie_001_fi.html

第6章 フィンランド

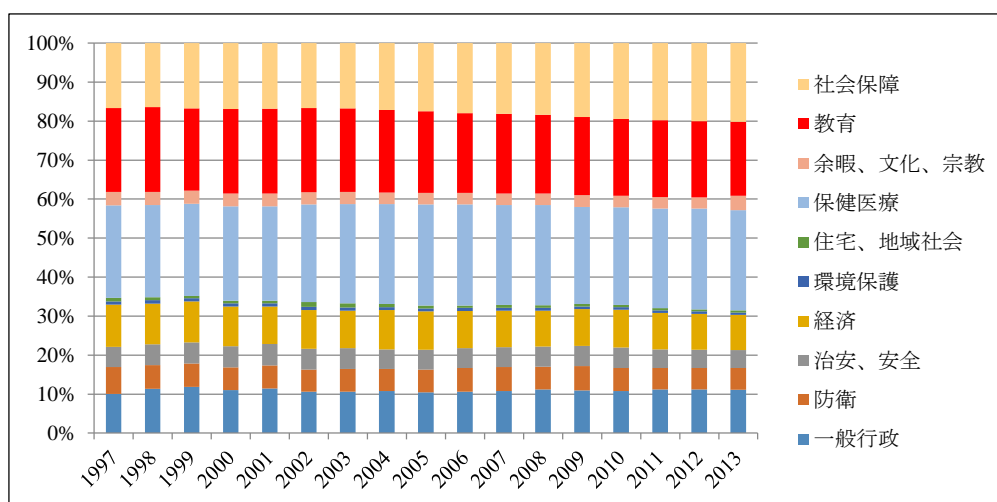
図表6-9：分野別公的支出シェア（国、地方、社会保障基金）²⁶²（2013年度）

分野	総支出（%） （約 1,170 億ユーロ）	純支出（%） （約 1,010 億ユーロ）	最終消費支出（%） （約 500 億ユーロ）
一般行政	14.4	11.5	11.1
防衛	2.6	2.7	5.5
治安と安全	2.4	2.3	4.6
経済	8.2	7.7	9.0
環境保護	0.4	0.4	0.7
住宅、地域社会	0.7	0.4	0.6
保健医療	14.5	13.3	25.7
余暇、文化、宗教	2.5	2.6	3.7
教育	11.2	11.8	19.0
社会保障	43.1	47.2	20.2
合計	100.0	100.0	100.0

以下は、公共部門の最終消費支出分野別シェアに関する 1997 年から 2013 年の推移である。

図表6-10：公共部門の最終消費支出分野別シェア推移（1997～2013年度）²⁶³

（単位：%）



²⁶² 統計センター： http://www.stat.fi/til/jmete/2013/jmete_2013_2015-01-30_tie_001_fi.html

²⁶³ 統計センターデータベースより教育支出に関する情報を抽出して作成（筆者）：

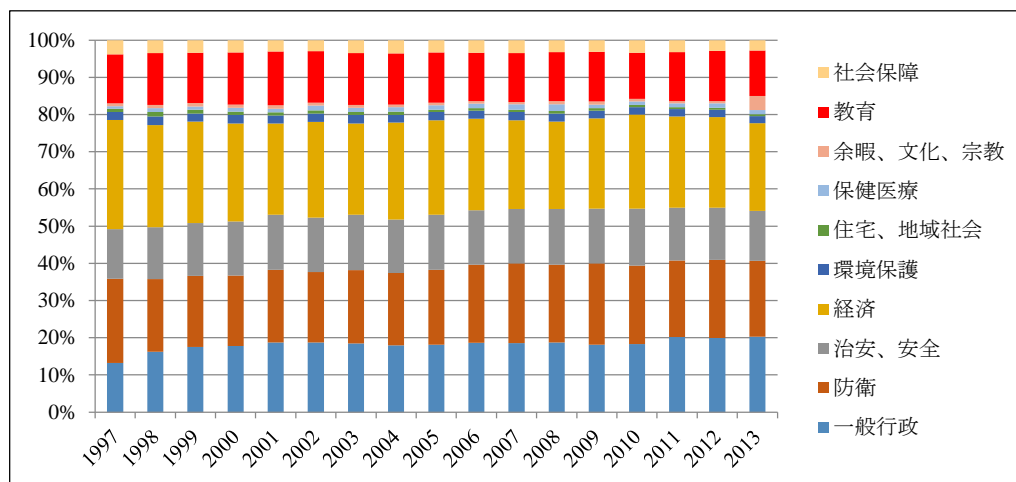
http://193.166.171.75/Database/StatFin/jul/jmete/jmete_en.asp

第6章 フィンランド

以下は、中央政府の最終消費支出、分野別シェアの1997～2013年の推移である。

図表6-11：中央政府の最終消費支出、分野別シェアの推移²⁶⁴

(単位：%)



以下は、中央政府の最終消費支出、分野別推移を数値としてまとめた。

図表6-12：中央政府の最終消費支出、分野別推移²⁶⁵

(単位：100万ユーロ)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
一般行政	957	1262	1418	1468	1649	1725	1767	1768	1847	1984	2055	2214	2263	2286	2527	2567	2758
防衛	1636	1515	1552	1566	1718	1743	1881	1912	2051	2235	2371	2471	2742	2634	2561	2704	2780
治安、安全	968	1083	1144	1204	1302	1347	1430	1417	1505	1560	1622	1765	1844	1919	1777	1815	1830
経済	2122	2133	2212	2183	2162	2369	2340	2562	2581	2621	2642	2783	3035	3156	3067	3140	3213
環境保護	161	180	177	186	186	201	224	209	230	234	241	252	259	251	241	252	262
住宅、地域社会	57	95	79	74	75	80	76	77	61	66	73	83	83	77	66	70	73
保健医療	54	79	72	84	88	118	103	121	122	133	160	213	116	121	133	158	152
余暇、文化、宗教	55	67	79	76	79	71	75	70	70	69	69	101	111	86	78	76	513
教育	950	1082	1093	1157	1276	1279	1338	1357	1373	1392	1456	1554	1667	1541	1646	1737	1671
社会保障	278	268	274	273	267	270	328	347	336	356	384	382	393	427	396	370	375
合計	7238	7764	8100	8271	8802	9203	9562	9840	10176	10650	11073	11818	12513	12498	12492	12889	13627

²⁶⁴ 統計センターデータベースより教育支出に関する情報を抽出して作成（筆者）：

http://193.166.171.75/Database/StatFin/jul/jmete/jmete_en.asp

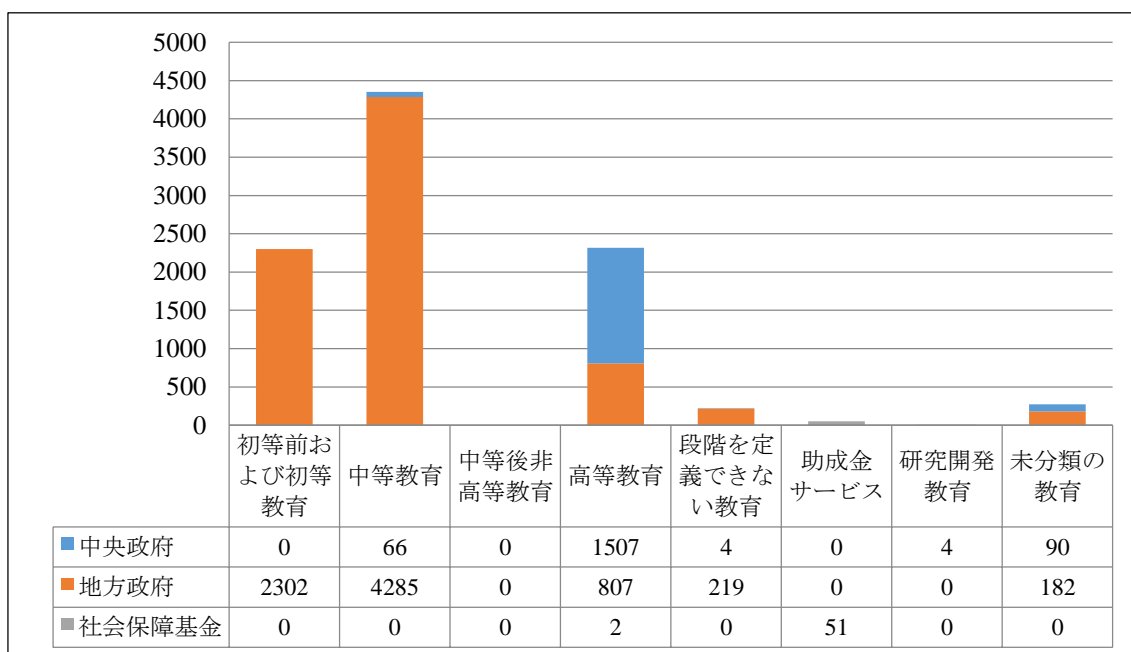
²⁶⁵ 同上

イ 教育分野全体の支出の内訳シェア

統計センターのデータによると、2013年の教育分野の公共支出（中央政府、地方政府、社会保障基金）の合計は総支出ベースで130億7,600万ユーロ、純支出ベースで119億6,500万ユーロ、最終消費支出ベースで95億1,900万ユーロであった²⁶⁶。この中で、最終消費支出の内訳シェアは以下のとおりである。

図表6-13：教育分野別の最終消費支出（2013年度）²⁶⁷

（単位：100万ユーロ）



このグラフからは、初等前及び初等教育（フィンランドの教育行政の用語で就学前教育、基礎教育のうち小学校に相当する6年間）、中等教育（基礎教育のうち中学校に相当する3年間、後期中等教育）の実施に責任を負うのは（国から交付金を受けているものの）地方政府であることが鮮明になっている。

高等教育については、フィンランドの場合は大学（学術系）とポリテクニク（職業系）の2種類があり、大学は地方政府等を通さず、国と成果に関する協定を結び、国から直接財源を確保してきた。一方、ポリテクニクは、地方政府が一定割合の運営財源を負担する義務を負っていたが、2014年施行のポリテクニク法の改正に

²⁶⁶ 統計センターデータベースより教育支出に関する情報を抽出（筆者）：

http://193.166.171.75/Database/StatFin/jul/jmete/jmete_en.asp

²⁶⁷ 統計センターデータベースより教育支出に関する情報を抽出して作成。なお、なお、統計センターが使用している分類基準・用語はユネスコの国際標準教育分類（International Standard Classification of Education, ISCED）のもので、フィンランドの教育行政で使用されている用語・分類と異なる（筆者）。：

http://193.166.171.75/Database/StatFin/jul/jmete/jmete_en.asp

よりこの義務が撤廃され、大学と同じく成果協定に基づき国から直接財源を受けることになった。

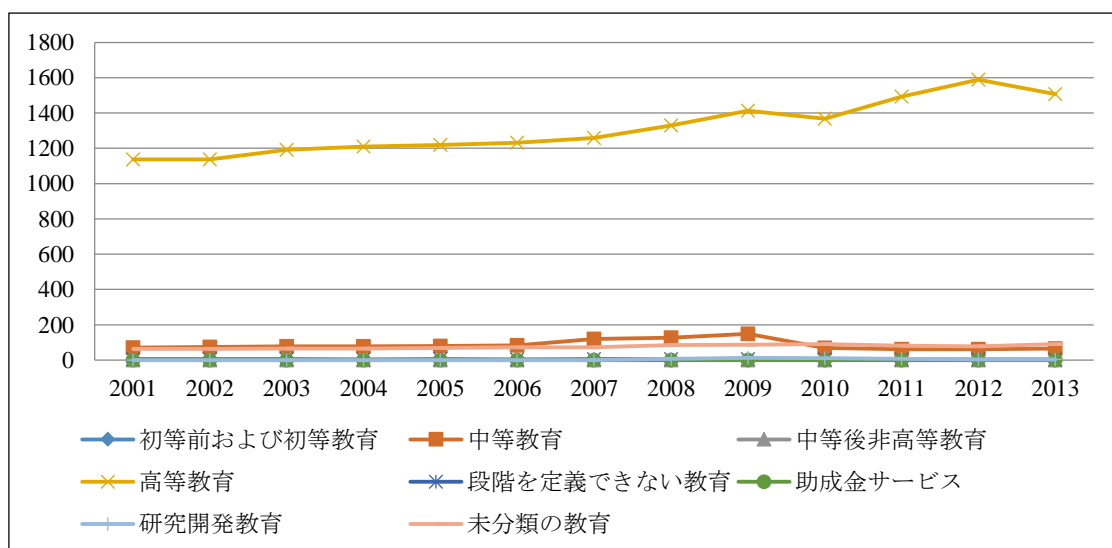
よって、今後同様のデータでは、高等教育における地方政府の支出割合が縮小されると見られる。

ウ 支出に関する過去からの推移データ

以下は、中央政府の支出の推移（中央政府全体、教育分野）をグラフにしたものである。国が直接財源を出すのは高等教育機関（2014年以前は大学のみ）その他のわずかな国立校のみと思われるため、中央政府の教育支出は高等教育を中心としたものとなっている。以下に、中央政府の教育分野別最終消費支出について、2001年から2013年の推移をまとめた。

図表6-14：中央政府の教育分野別最終消費支出推移（2001～2013年度）²⁶⁸

（単位：100万ユーロ）



²⁶⁸ 統計センターデータベースより教育支出に関する情報を抽出（筆者）：
http://193.166.171.75/Database/StatFin/jul/jmete/jmete_en.asp

第6章 フィンランド

図表 6-15：中央政府の教育分野別最終消費支出推移（2001～2013 年度）²⁶⁹

（単位：100 万ユーロ）

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
初等前及び初等教育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中等教育	71	74	77	78	80	83	119	126	149	69	62	62	66
中等後非高等教育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高等教育	1137	1137	1191	1209	1219	1232	1259	1329	1413	1368	1492	1589	1507
段階を定義できない教育	5	5	5	4	6	4	5	6	5	3	4	4	4
助成金サービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
研究開発教育	-	-	-	-	-	-	-	7	13	10	7	4	4
未分類の教育	63	63	65	66	68	73	73	86	87	91	81	78	90

（2）教育分野における各分野・領域への支出の動向

ア 特に支出が増加している分野及び領域

2015 年の予算案では、教育文化省に対し 68 億ユーロの予算が提示され、前年比で 1 億 8,600 万ユーロの増額となったものの、この増額分はポリテクニク教育における国から地方政府への財源移譲の撤廃による積算上の数値が主なもので、実質的には、高等学校、職業基礎教育、職業成人教育、ポリテクニク、教育機関の設立に関する国からの財源移譲（交付金）、教養成人教育、財源移譲の対象となる演劇、オーケストラ、ミュージアムを対象に合計 1 億ユーロの予算削減が行われた²⁷⁰。

²⁶⁹ 統計センターデータベースより教育支出に関する情報を抽出（筆者）：

http://193.166.171.75/Database/StatFin/jul/jmete/jmete_en.asp

²⁷⁰ 教育文化省：<http://www.minedu.fi/OPM/Tiedotteet/2014/09/budjetti2015.html?lang=fi>

第6章 フィンランド

図表6-16：教育文化省管轄分野 2015 年度予算案²⁷¹

(単位：100 万ユーロ、%)

	2014 年度 予算	2015 年度 予算案	2014 年度予算 からの推移	
	額	額	額	増減割合
合計	6,584	6,769	186	3
管理、教会関連、管轄分野全体の支出	124	117	-7	-6
教育通信相の管轄分野	4,883	5,021	138	3
普通教育 ²⁷²	957	803	-154	-16
職業教育	735	505	-230	-31
成人教育	529	508 ²⁷³	-21	-4
高等教育及び研究調査	2,662	3,204	543	20
文化住宅相の管轄分野	1,577	1,632	55	3
学生支援金	899	916	17	2
芸術及び文化	455	452	-3	-1
スポーツ活動	148	189	41	28
青少年事業	75	75	0	0

²⁷¹ 教育文化省：<http://www.minedu.fi/OPM/Tiedotteet/2014/09/budjetti2015.html?lang=fi>

²⁷² 就学前教育、基礎教育、追加教育、午前午後活動、高等学校教育、芸術基礎教育、教養成人教育などが含まれる。

国家教育委員会：http://www.oph.fi/opetushallitus/organisaatio/yleissivistava_koulutus

²⁷³ 内訳は教養成人教育 1 億 5,600 ユーロ、職業追加教育 1 億 3,300 ユーロ、見習い制度 1 億 1,100 ユーロ。
教育文化省：<http://www.minedu.fi/OPM/Tiedotteet/2014/09/budjetti2015.html?lang=fi>

第6章 フィンランド

教育文化省の現在の重点項目は以下の表にまとめたが、特に若者の就労とキャリアの長期化、成人のスキルの底上げを促進するための施策に多くの予算が充当されている。以下は、教育分野における 2015 年度の重点項目である。

図表 6-17：教育分野における 2015 年度重点項目²⁷⁴

教育の種類	重点項目（判明している場合は予算額）
普通教育	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎教育の質の向上と落ちこぼれ防止対策（1億7,300万ユーロ） ●特別支援児童生徒の通学要件の改善（1,000万ユーロの任意補助金） ●イマージョン教育²⁷⁵の拡大（300万ユーロの任意補助金）
職業教育 （後期中等教育）	<ul style="list-style-type: none"> ●財源システムの改正 ●全国で十分な職業基礎教育を実施するための実施機関ネットワークの更新 ●職業基礎資格取得モデルの改善
成人教育	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎教育しか修了していない若年成人を対象とした職能開発プログラム（4,700万ユーロ） ●同プログラム向け情報・ガイダンスサービス（1,000万ユーロ） ●同プログラム向け教員研修（2,200万ユーロ） ●資格を持たない成人のスキル強化（1,000万ユーロ）
高等教育	<ul style="list-style-type: none"> ●キャリアの長期化、就職難改善のため、大学の定員を一時的に3,000名増員（2014～2015年、1,800万ユーロ）

²⁷⁴ 教育文化省：<http://www.minedu.fi/OPM/Tiedotteet/2014/09/budjetti2015.html?lang=fi>

²⁷⁵ 没入法とも呼ばれる言語教育の形態で、習得対象の言語だけを使用して当該言語や他教科の授業のほか保育園・学校生活を過ごす教育のこと。フィンランドでは、主にフィンランド語を母語とする保育園児や児童への早期スウェーデン語教育として実施されることが最も多い。イマージョン教育クラスは一定の保育園や基礎学校に設置されており、希望者は当該機関に応募して在籍することになる。なお、フィンランドにおいて、法律上スウェーデン語はフィンランド語と並ぶ国語（fi: kansalliskieli, en: national language）である。

Edu.fi（国家教育委員会）：http://www.edu.fi/yleissivistava_koulutus/teemat/kielikylpy_ja_vieraskielinen_opetus

国際交流基金：<http://www.jpf.go.jp/j/japanese/dispatch/voice/taiyoushu/australia/2008/report05.html>

2-2 支出（地方政府全体について）

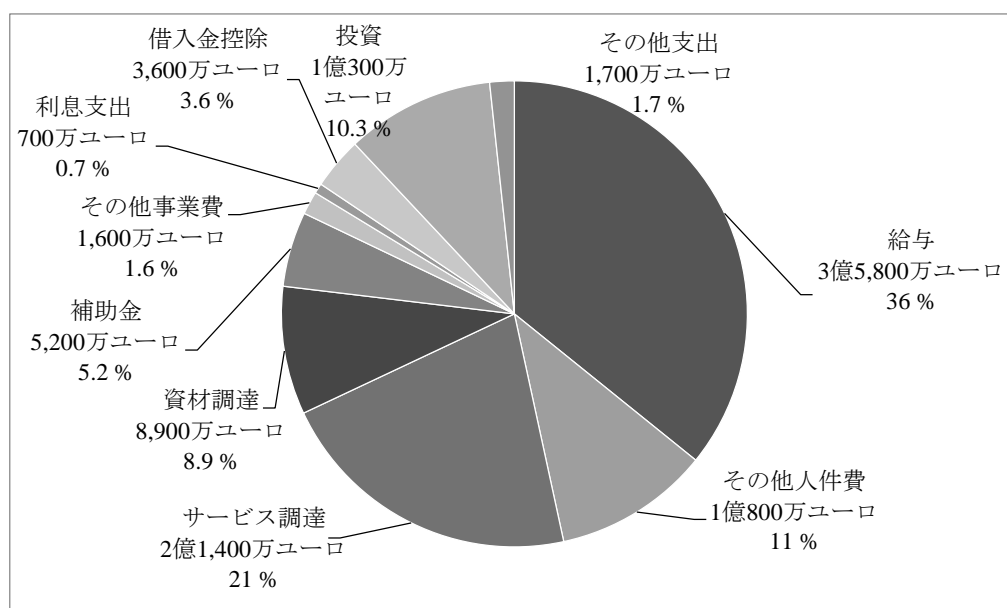
（1）政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合

フィンランドの地方行政（自治体、自治体連合）の対外支出規模は年間 420 億ユーロ前後の水準で推移しており、サービスの実施や住民の福利の推進に支出されている。支出のうち半分が税収、4分の1が各種料金及び売上によって賄われ、国の交付金が占める割合は5分の1である²⁷⁶。

以下のグラフは 2013 年度の自治体・自治体連合の対外支出を示したもので、支出合計は 458.1 億ユーロであった。支出は、主に事業費（給与・報酬、その他の人件費、サービス調達、材料購入費、補助金、その他事業費支出、合計 383.5 億ユーロ）、借入金管理（利息支出、ローン控除、合計 19.5 億ユーロ）、投資（47 億ユーロ）、その他の支出（8.1 億ユーロ）から構成されている。

図表 6-18：自治体・自治体連合の対外支出（2013 年度）

（出典：フィンランド地方自治体協会²⁷⁷）



²⁷⁶フィンランド地方自治体協会：<http://www.kunnat.net/fi/asiantuntijapalvelut/kuntatalous/Sivut/default.aspx>

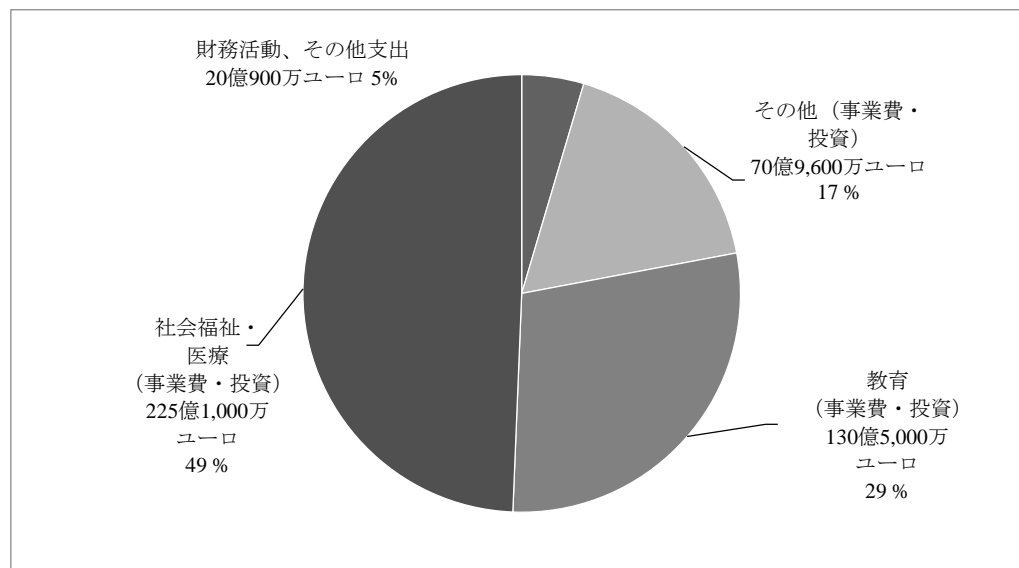
²⁷⁷フィンランド地方自治体協会

<http://www.kunnat.net/fi/tietopankit/tilastot/kuntatalous/kuviot/kuntatalouden-tilastot/Sivut/default.aspx>

第6章 フィンランド

また、分野別で見ると、これらの支出の半分近くが社会福祉部門の支出となり、教育部門の支出はこれに次ぐ29%を占めている。

図表6-19：自治体・自治体連合の事業分野別対外支出（2013年度）²⁷⁸



²⁷⁸ フィンランド地方自治体協会のデータより筆者作成

<http://www.kunnat.net/fi/tietopankit/tilastot/kuntatalous/kuviot/kuntatalouden-tilastot/Sivut/default.aspx>

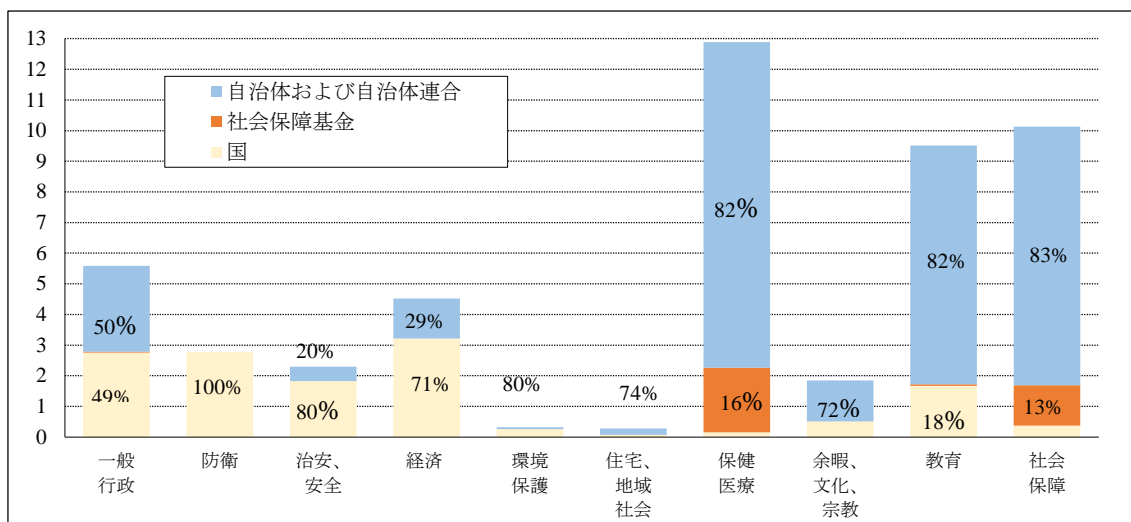
第6章 フィンランド

ア 政府全体の支出の内訳シェア

統計センターが算出した 2013 年度の公共部門（国、自治体、社会保障基金）の最終消費支出の総額は約 502 億ユーロで、うち自治体及び自治体連合（地方政府）の最終消費支出は、支出全体の 65.8%に相当する約 330 億ユーロであった²⁷⁹。

分野別の内訳は以下のグラフ及び表（金額）の通りである。

図表 6-20：公共部門の分野別最終消費支出（2013 年度）²⁸⁰



図表 6-21：公共部門の分野別最終消費支出（2013 年度）²⁸¹

（単位：10 億ユーロ）

財源	一般行政	防衛	治安安全	経済	環境保護	住宅地域社会	保健医療	余暇文化宗教	教育	社会保障	合計
国	2.758	2.780	1.830	3.213	0.262	0.073	0.152	0.513	1.671	0.375	13.627
社会保障基金	0.027	0	-	0	0	0	2.118	0	0.053	1.319	3.517
自治体及び自治体連合	2.806	0	0.468	1.312	0.065	0.204	10.614	1.336	7.795	8.433	33.033
合計	5.591	2.78	2.298	4.525	0.327	0.277	12.884	1.849	9.519	10.127	50.177

²⁷⁹ 統計センターデータベースより教育支出に関する情報を抽出（筆者）：

http://193.166.171.75/Database/StatFin/jul/jmete/jmete_en.asp

²⁸⁰ 統計センターデータベースより教育支出に関する情報を抽出（筆者）：

http://193.166.171.75/Database/StatFin/jul/jmete/jmete_en.asp

²⁸¹ フィンランド地方自治体協会：

<http://www.kunnat.net/fi/tietopankit/tilastot/kuntatalous/kuviot/kuntatalouden-tilastot-kansantalous-julkinen-talous/Sivut/default.aspx>

イ 教育分野全体の支出の内訳シェア

教育分野における地方行政の支出の内訳は以下のとおりである。

図表 6-22：教育分野、自治体及び自治体連合の総事業費²⁸²（2012年度）

（単位：100万ユーロ及び％）

内訳	支出額	内訳（％）
保育（幼児教育）	2,931	27％
教育・文化行政管理	178	2％
就学前教育	348	3％
基礎教育（初等及び前期中等教育）	4,664	42％
高等学校教育（後期中等教育）	666	6％
職業教育（後期中等及び成人教育）	1,554	14％
職業高等教育	396	4％
国民学校で実施される教養成人教育（任意）	183	2％
その他の教養成人教育（任意）	16	0％
芸術基礎教育（任意）	83	1％
その他の教育分野	16	0％
合計	8,102	100％

ウ 支出に関する過去からの推移データと特徴的な支出構造

地方政府は、保育、基礎教育、医療、福祉サービスの実施に責任を負っているため、当該分野の支出が全体で多くの割合を占めており、特に人口の高齢化に伴って、医療福祉に係る支出が増大している。

その中で、教育支出については支出の伸びがやや鈍く、支出全体のシェアも明らかに縮小しつつある。

²⁸² 「教育・文化分野、自治体及び自治体連合の総事業費」統計より、文化部門を除いた教育分野のみ抜き出して再構成した。行政管理項目については教育・文化事業の合算（筆者）

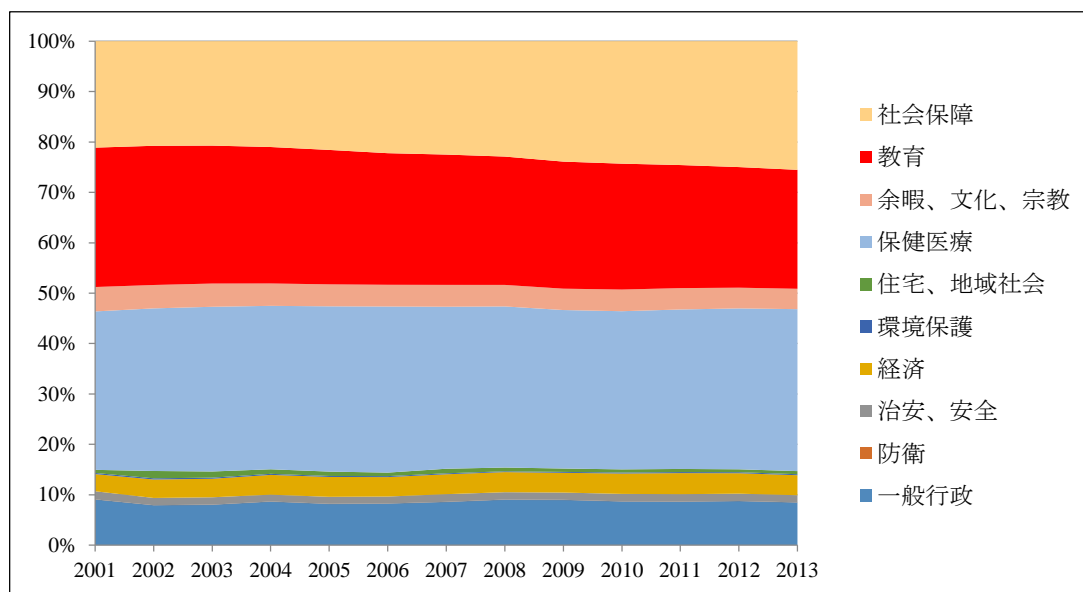
フィンランド地方自治体協会

<http://www.kunnat.net/fi/asiantuntijapalvelut/opeku/opeku-rahoitus/Sivut/default.aspx>

第6章 フィンランド

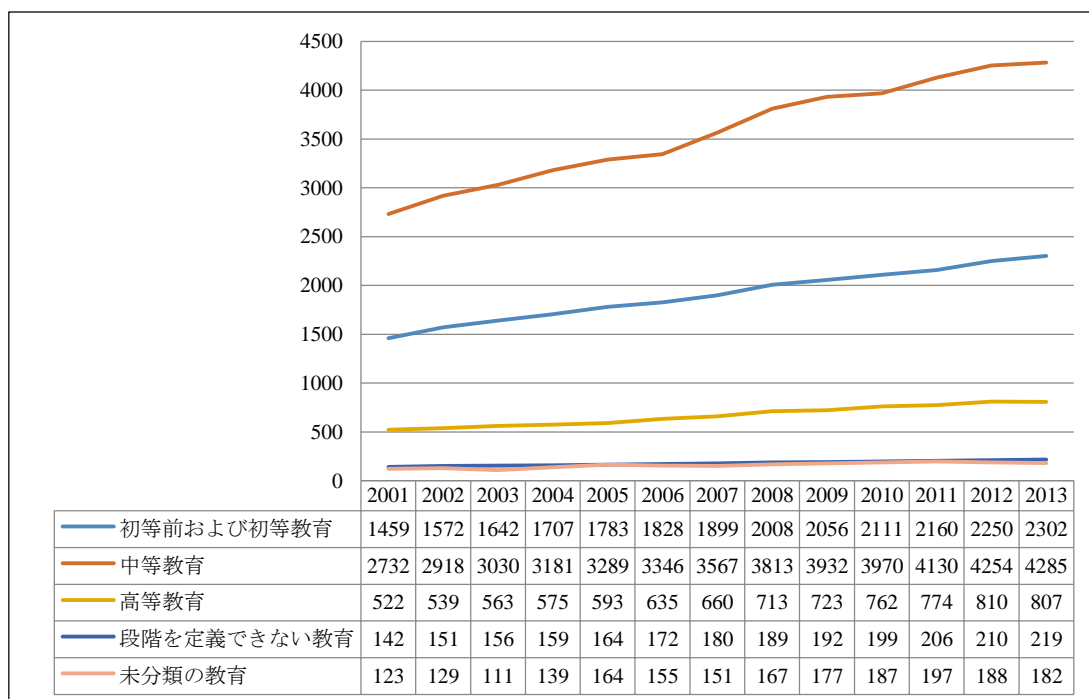
図表 6-23：地方政府の最終消費支出シェアの推移（2001～2013 年度）²⁸³

（単位：％）



図表 6-24：地方政府の教育分野別最終消費支出（2001～2013 年度）

（単位：100 万ユーロ、出典：統計センター²⁸⁴）



²⁸³ 統計センターデータベースより教育支出に関する情報を抽出して作成（筆者）：

http://193.166.171.75/Database/StatFin/jul/jmete/jmete_en.asp

²⁸⁴ 統計センターデータベースより教育支出に関する情報を抽出して作成（筆者）：

http://193.166.171.75/Database/StatFin/jul/jmete/jmete_en.asp

(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向

ア 特に支出が増加している分野及び領域

教育行政における国の重点項目は、「2-1 支出（国全体について）（2）教育分野における各分野・領域への支出の動向」を参照されたい。

地方政府は、高等教育機関を除き教育の実施に責任を負っているが、財源の用途については各自治体、及び自治体から予算を与えられた各教育機関（学校長）の裁量に完全に任されている。国からの財源移譲（交付金）は教育実施において大きな役割を果たしているが、いわゆる「イヤーマーク²⁸⁵」のない財源となり、教育実施者が独自に用途を決めることになる²⁸⁶。

²⁸⁵ 資金を特定の用途に指定すること。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/ghana/sect03_01_0009.html

²⁸⁶ 教育文化省：<http://www.minedu.fi/OPM/Koulutus/koulutuspolitiikka/rahoitus/?lang=fi>

3-1 その他の動向（国全体について）

(1) 個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除

フィンランドでは、すべての者が公立校、私立校を問わず無料の基礎教育（9年間の義務教育）を受ける権利を有し、教育だけでなく、学習活動に必要な教材や文房具、学校への送迎（遠隔地からの通学等の場合）、給食も無料である。また、基礎教育修了後の教育も、学位の取得を目的とするもの（高等学校教育または職業教育による後期中等教育、高等教育）は無料である。後期中等教育の給食は無料で、通学条件により補助の対象となる場合がある。

このように、公教育においては個人が負担する教育費自体がほとんど発生しないため、教育費自体の控除制度は存在しない。

ただし、フィンランド政府は税制において約180項目、推定で合計約245億ユーロの減免措置を設定しており、そのうち教育・芸術・文化分野に関連するものの総額は約1億5,000万ユーロの水準とされている。

教育分野に関する内訳を見ると、法人を対象とした高等教育機関への寄附に係る控除（次項「(2) 民間資金の活用」で詳述）、高等教育機関の学生を対象とした支援金に係る源泉徴収や学生ローン返済に係る減免措置、児童生徒が学校外で参加する可能性のあるスポーツ関係団体に対する付加価値税の軽減税率などが含まれている（表）。

図表6-25：税の減免額（分野別、2013～2015年度）²⁸⁷

（単位：100万ユーロ）

行政分野	2013年	2014年予算案	2015年予算案
合計	23,843	24,154	24,489
一般行政	15	15	15
教育、芸術、文化	147	149	150
社会保障	5,305	5,455	5,640
保健医療	349	356	361
住居及び環境	5,256	5,323	5,299
農林業	144	130	132
交通	1,129	1,142	1,115
産業及び経済	6,360	6,337	6,521
分類不能	5,139	5,246	5,256

²⁸⁷ 財務省「政府予算案」（Valtionvarainministeriö ”Valtion talousarvioesitykset”）2015年度
<http://budjetti.vm.fi/indox/sisalto.jsp?year=2015&lang=fi&maindoc=/2015/tae/hallituksenEsitys/hallituksenEsitys.xml&opennode=0:1:3:5:>

第6章 フィンランド

このうち、教育・文化分野における税等の減免措置は以下のとおりである。

図表6-26：教育・文化分野における税等の減免措置²⁸⁸

(単位：100万ユーロ)

税の種類	措置の内容	2013年	2014年 予算案	2015年 予算案
減免額合計		148	149	151
所得税	寄附における控除（法人を対象）	-	-	-
所得税	奨学金等の非課税 ²⁸⁹	55	55	55
所得税	地方税における学生支援金への徴税で、収入に関わらず一律の源泉所得税率（10%）を適用。月額170ユーロ未満の受給、他に収入のない場合は非課税 ²⁹⁰	10	10	10
所得税	学生ローン控除 ²⁹¹	0	0	-
所得税	学生ローン補償 ²⁹²	-	-	15
所得税	学生ローン利子控除 ²⁹³	15	15	-
付加価値	作家、芸術家等の著作権料の非課税	0	0	0
付加価値	スポーツサービスの付加価値税への軽減税率	65	66	68
付加価値	芸術品の販売及び輸入の付加価値税への軽減税率	0	0	0
付加価値	著作権団体が得る著作権料の付加価値税への軽減税	3	3	3

²⁸⁸ 財務省「政府予算案」（Valtionvarainministeriö ”Valtion talousarvioesitykset”）2015年度

<http://budjetti.vm.fi/indox/sisalto.jsp?year=2015&lang=fi&maindoc=/2015/tae/hallituksenEsitys/hallituksenEsitys.xml&opennode=0:1:3:5>

財務省のデータより教育・文化分野を抽出して筆者が作成。

https://www.vm.fi/vm/fi/04_julkaisut_ja_asiakirjat/03_muut_asiakirjat/20140915Verotu/Verotuet_2013_-_2015e.pdf

²⁸⁹ 国、自治体、その他の公共機関、北欧審議会から学業、学術研究、芸術活動のために受けた奨学金や助成金、芸術・学術・公益活動を認められたことによる受賞賞金、教育文化省が指名したトップアスリートに対して国庫から支払われるコーチ・練習助成金などが主な対象となる。

[http://www.vero.fi/fi-FI/Syventavat_veroohjeet/Apurahojen_stipendien_tunnustuspalkintoj_\(34557\)](http://www.vero.fi/fi-FI/Syventavat_veroohjeet/Apurahojen_stipendien_tunnustuspalkintoj_(34557))

²⁹⁰ フィンランド国税庁

<http://www.vero.fi/fi-FI/Henkiloasiakkaat/Opiskelu>

²⁹¹ フィンランドには、高等教育機関在学生向けに国が保証する学生ローン制度がある。一定期間内に高等教育課程を修了し学位を取得した者に対し、在学中に借入れた学生ローンのうち2,500ユーロを超過した部分の30%が、税の申告時に還付される制度。2014年8月1日より前に学業を開始した者までが対象となり、2014年8月1日以後は学生ローン補償制度に移行した。フィンランド社会保険庁（KELA）：

<http://www.kela.fi/opintolainavahennys>

²⁹² 2014年8月1日以後に高等教育機関で1年目の履修を開始し、一定期間内に課程を修了して学位を取得した者に対し、フィンランド社会保険庁が、在学中に借入れた学生ローンのうち2,500ユーロを超過した部分の40%の額を支給する制度。フィンランド社会保険庁（KELA）：

<http://www.kela.fi/opintolainahyvitys>

²⁹³ フィンランド政府またはオーランド自治州政府が保証する学生ローン、または公共機関が保証または付与する、欧州経済領域（EEA）に属する他の国の学生ローン制度の一環であるローンが控除の対象である。

国税庁：[http://www.vero.fi/fi-FI/Henkiloasiakkaat/Opiskelu/Opintolainan_korot_\(9410\)](http://www.vero.fi/fi-FI/Henkiloasiakkaat/Opiskelu/Opintolainan_korot_(9410))

²⁹⁴ 2013年1月1日現在。通常の付加価値税は24%である。

²⁹⁵ 2013年1月1日現在。通常の付加価値税は24%である。

²⁹⁶ 2013年1月1日現在。通常の付加価値税は24%である。

(2) 民間資金の活用

ア 高等教育機関に寄附した場合の優遇制度

欧州経済領域（European Economic Area、以下 EEA という）参加国または地域に所在する、公的財源を受けている大学または高等学校、あるいはそれらと連動する大学基金に寄附する場合、所得税法に基づき 850 ユーロから最大 25 万ユーロまでの寄附金額で税額控除がある。

措置の対象は法人に限られ、寄附の目的は学術、芸術、フィンランド文化保存の推進であることが条件となる²⁹⁷。

イ 個人向け・法人向け基金の概要

雇用主及び従業員が支払った雇用保険料から設立された「教育基金²⁹⁸」が、一定期間フィンランドの企業で給与所得者として勤務経験のある成人学生向けに、フィンランドの職業資格に合格した後、数百ユーロ程度の「職業資格奨学金²⁹⁹」を支給している。

受給資格を持つのは、少なくともフィンランドで合計 5 年以上被雇用者として勤務経験のある者となり、自営業者や農業従事者などは対象とならない。ただし、資格試験合格後、奨学金の申請時点での就労状況は特に問わない（失業中等でも構わない）。

奨学金の額は 366 ユーロ（2013 年 7 月 31 日までに合格）または 390 ユーロ（2013 年 8 月 1 日以降に合格）で、初めて取得した職業資格の場合は 450 ユーロが支給される。

奨学金は非課税で、資格合格から 1 年以内に申請する必要がある。

2012 年には、2 万人以上の成人学生に総額 850 万ユーロが付与された³⁰⁰。

²⁹⁷ フィンランド国税庁

[http://www.vero.fi/fi-FI/Syventavat_veroohjeet/Elinkeinoverotus/Tulon_veronalaisuus_ja_menon_vahennyskelpoisuus/Lahjoitusten_vahentaminen_verotuksessa_j \(12057\)](http://www.vero.fi/fi-FI/Syventavat_veroohjeet/Elinkeinoverotus/Tulon_veronalaisuus_ja_menon_vahennyskelpoisuus/Lahjoitusten_vahentaminen_verotuksessa_j (12057))

²⁹⁸ fi: Koulutusrahasto, en: The Education Fund <http://www.koulutusrahasto.fi/fi/rahastonesittely/>

²⁹⁹ fi: Ammattistipendi, en: Scholarship for Qualified Employee

³⁰⁰ 教育基金：<http://www.koulutusrahasto.fi/en/scholarshipforqualifiedemployee/>

3-2 その他の動向（地方政府全体について）

(1) 個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除

公教育は無償のため、個人を対象とした控除制度は存在しない。

(2) その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組

2013年1月1日より、保育は幼児教育の一環であるとして、社会保健省から教育文化省へ移管された。自治体は保育の実施責任を負い、利用者から保育料を徴収するほか、国（財務省）からの「基本サービス財源移譲」を含めた地方政府の財源が使用される。

移管前から、自治体を実施する（公立の）保育の保育料は家族数と世帯の月収により変動する制度が取られている。指数は隔年で見直しが行われており、現行の料金体系は2014年8月1日に発効した。以下に、保育料（全日）の世帯収入上限と最大支払い保育料をまとめた。

図表6-27：保育料（全日）の世帯収入上限（2014年8月1日現在）³⁰¹

世帯人数 (人)	最低世帯収入 (ユーロ/月)	支払率 (%)
2	1,355	11.5
3	1,671	9.4
4	1,983	7.9
5	2,116	7.9
6	2,248	7.9

図表6-28：最大支払保育料（2014年8月1日現在）³⁰²

	支払額 (ユーロ/月)
最大支払額	283
2人目の子どもの最大支払額	255
最小支払額（子ども1人当たり）	26

³⁰¹ 教育文化省

http://www.minedu.fi/export/sites/default/OPM/Koulutus/varhaiskasvatus/liitteet/OKM_kirje_271113_pxivxhoitoma_ksuista_suomi.pdf

※例：4人家族で世帯収入が月4,000ユーロの場合の保育料： $(4,000 - 1,983) \times 7.9\% = 159.34$ ユーロ（月）

³⁰² 教育文化省

http://www.minedu.fi/export/sites/default/OPM/Koulutus/varhaiskasvatus/liitteet/OKM_kirje_271113_pxivxhoitoma_ksuista_suomi.pdf

第7章 オーストラリア

1-1 収入（国全体について）

（1）政府全体の収入構造

オーストラリア財務省（The Treasury）が2014年9月に発表した「2013-14年度³⁰³最終予算結果（Final Budget Outcome 2013-14）³⁰⁴」報告によると、2013-14年度の発生主義会計による収入（Revenue）金額の合計は3,739億4,900万豪ドルであった。そのうち、所得税からの収入が2,488億9,600万豪ドルで全体の67%を占めていた。所得税には、個人所得税・源泉所得税のほか、付加給付税、法人税、退職基金税、鉱物資源貸借税、石油資源貸借税が含まれる。所得税収入に次いで多いのは間接税収入であり、2013-14年度は1,021億9,100万豪ドルで全体の27%を占めた。間接税には、物品・サービス税（GST）、ワイン平衡税、高級車税、国内消費税・関税（Excise and customs duty、例：ガソリン、ディーゼル、その他の燃料、タバコ、ビール、スピリッツ、その他のアルコール、その他の関税）、炭素価格決定メカニズム（Carbon pricing mechanism）、農業課税などが含まれる。こうした税収以外の収入は全体の6%で、金額にして228億6,200万豪ドルであった。これには、商品・サービスの売上、利息、配当などが含まれる。2013年から2014年度の国全体の収入内訳を以下の円グラフにまとめた。

³⁰³ オーストラリアの会計年度は7月1日から翌年6月30日までである。最終予算結果は年度終了後3か月以内に提出しなければならない。

³⁰⁴ 財務省「Final Budget Outcome 2013-14」

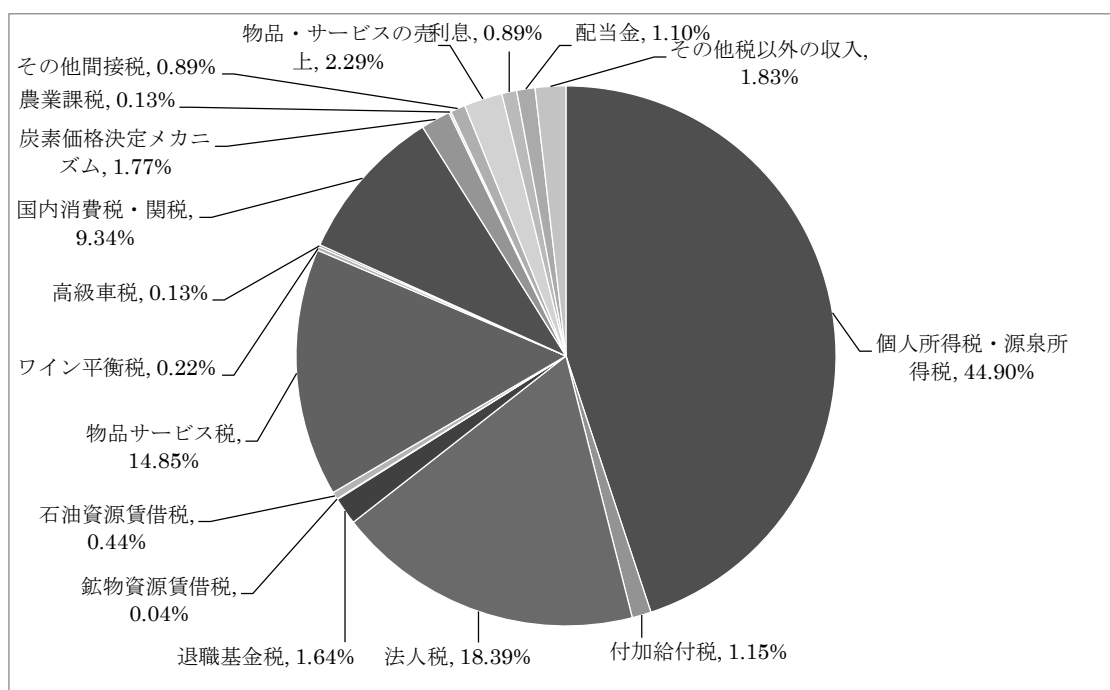
<http://www.budget.gov.au/2013-14/content/fbo/download/Consolidated.pdf>

Final Budget Outcome 2013-14 においては、(1) オーストラリア準備銀行などの公的金融機関部門（public financial corporations sector）、(2) 主に商品・サービスの売上で経営され、法的には政府から独立している郵便公社（Australian Postal Corporation）・鉄道公社（Australian Rail Track Corporation）などの公的非金融法人部門（public non-financial corporations sector）、(3) 主に税収で運営される政府省庁からなる一般政府部門（General government sector）の3つの部門の会計報告が掲載されているが、本報告書では上記のうち一般政府部門の収入・歳出について述べる。

第7章 オーストラリア

図表7-1：国全体の収入内訳³⁰⁵（2013-14年度）

（単位：100万豪ドル）



以下は、2013年から2014年度の収入額と税収入の割合である。

図表7-2：国全体の主要税項目と収入

（単位：100万豪ドル）

主要税項目	項目詳細	収入	割合 (%)
合計		373,949	100.0
所得税	個人所得税・源泉所得税	167,915	44.9
	付加給付税	4,285	1.2
	法人税	68,764	18.4
	退職基金税	6,146	1.6
	鉱物資源賃借税	141	0.0
	石油資源賃借税	1,645	0.4
	所得税合計	248,896	66.7
間接税	物品サービス税	55,517	14.9
	ワイン平衡税	826	0.2
	高級車税	476	0.1
	国内消費税・関税	34,929	9.3
	炭素価格決定メカニズム	6,623	1.8

³⁰⁵ 財務省「Final Budget Outcome 2013-14」の「Table 4: Australian Government general government sector (accrual) revenue」を元に図表を作成

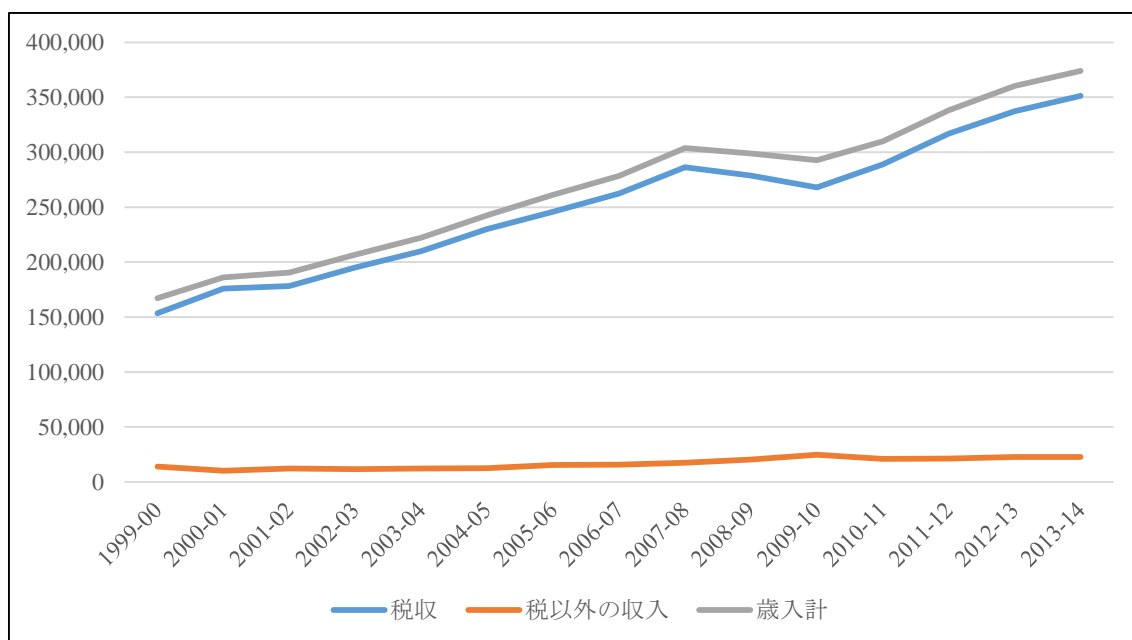
第7章 オーストラリア

	農業課税	491	0.1
	その他間接税	3,329	0.9
	間接税合計	102,191	27.3
税以外の収入	物品・サービスの売上	8,573	2.3
	利息	3,341	0.9
	配当金	4,105	1.1
	その他税以外の収入	6,843	1.8
	税以外の収入合計	22,862	6.1

また、1999-00年度、2013-14年度までの収入金額（発生主義）の推移は、以下の図表のとおりである。2008-09年度と2009-10年度に収入金額の落ち込みがあった。これは、2008年9月のリーマンショックに端を発した世界経済の停滞の影響と考えられる。その他の時期はほぼ増加傾向にあった。内訳を見ると、収入額の推移変化は税収と連動して2008-09年度と2009-2010年度に落ち込み、その後増加している。一方、税以外の収入は収入額の1割に満たない金額だが、特に大きな変化はなくほぼ横ばいで推移している。

図表7-3：国全体の収入額とその内訳の推移³⁰⁶（1999-00年度～2013-14年度）

（単位：100万豪ドル）



³⁰⁶ 財務省「Final Budget Outcome 2013-14」の「Table B9: Australian Government general government sector accrual taxation revenue, non-taxation revenue and total revenue」を元に図表を作成

第7章 オーストラリア

以下は、上記グラフを表として整理し、収入額を記載したものである。

図表7-4：国全体の収入額とその内訳の推移³⁰⁷（1999-00年度～2013-14年度）

（単位：100万豪ドル）

年度	税収	税以外の収入	収入計
1999-00	153,408	13,896	167,304
2000-01	175,881	10,228	186,110
2001-02	178,210	12,278	190,488
2002-03	195,203	11,720	206,923
2003-04	209,959	12,209	222,168
2004-05	229,943	12,564	242,507
2005-06	245,716	15,522	261,238
2006-07	262,511	15,900	278,411
2007-08	286,229	17,500	303,729
2008-09	278,653	20,280	298,933
2009-10	268,000	24,767	292,767
2010-11	289,005	20,885	309,890
2011-12	316,779	21,330	338,109
2012-13	337,323	22,836	360,160
2013-14	351,088	22,862	373,950

上記の数字はいずれも収入実績であり、収入実績が翌年度の予算金額となる。例えば、2012-2013年度の収入実績3,601億6,000万豪ドルが2013-14年度の予算である。2013-14年度の実績は3,739億5,000万豪ドルであったので、この金額が2014-15年度の予算となる。

連邦政府の収入・支出管理については憲法の第81項や第83項に定められている。また、支出予算に関しては、支出予算法（Appropriation Act）や年度予算案のほか、1997年財政管理・説明責任法（Financial Management and Accountability Act）や特定事業に関連する法律に基づいて予算が配分されている。各省庁への年度予算の割当て（annual appropriations）は、主に運営管理予算（departmental appropriations）と事業予算（administered appropriations）に分かれており、運営管理予算は日々の省庁事務にかかる支出を対象、事業予算は政府のアウトカムに基づく事業支出を対象としている。運営管理予算は人件費やサプライヤーへの支出など省庁の事務運営にかかる費用で、あ

³⁰⁷ 財務省「Final Budget Outcome 2013-14」の「Table B9: Australian Government general government sector accrual taxation revenue, non-taxation revenue and total revenue」を元に図表を作成

る程度省庁に裁量が委ねられている。一方、事業予算は年金や助成金など政府が掲げる目的を達成するために支出するものであり、支出内容は厳しく制限されている。

事業予算の中心は、特定の事業への支出が義務づけられた特別予算（special appropriations）であるが、その他にその特定事業を実施するための通常年度業務予算（ordinary annual services）も事業予算に含まれている³⁰⁸。

（2）教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度

連邦政府はポートフォリオごとに各省庁を管理しているが、省庁再編が頻繁にあるため、各ポートフォリオに位置づけられる省庁の名称や役割も頻繁に変わっている。2015年2月現在、国レベルで教育を所管しているのは教育ポートフォリオに位置づけられている省庁であり、そのトップは2014年12月21日にできた教育・訓練省（Department of Education and Training）である³⁰⁹。この省庁再編によって、前身の教育省（Department of Education）³¹⁰が担当していた保育関連の政策は社会サービス省（Department of Social Services）に移管した。前身の教育省が発行した2014年から2015年度の教育ポートフォリオ予算報告書（Portfolio Budget Statements 2014-15: Education Portfolio）が最新の教育関係財政報告書になるが、それによると、2014年5月に発表された連邦政府予算における2014-15年度の教育省への予算配分は計380億6,500万豪ドルであった。また、教育省を含めた教育ポートフォリオ全体の2014-15年度予算は、390億4,000万豪ドルであった。各機関別の予算は以下の表のとおりである。

³⁰⁸ 財政省（Department of Finance）：The Commonwealth's Appropriation Framework
<http://www.finance.gov.au/budget/budget-process/appropriation-bills.html>

³⁰⁹ 教育・訓練省（Department of Education and Training）：<https://education.gov.au/>

³¹⁰ 教育省が存在したのは1年ほどであり、その前は教育・雇用・職場関係省（Department of Education, Employment and Workplace Relations）として就業支援など雇用関係と教育が同じポートフォリオに位置づけられていた。

第7章 オーストラリア

図表7-5：教育ポートフォリオの2014-15年度予算³¹¹

(単位：100万豪ドル)

省庁名	2014-15年度予算
合計	39,040
教育省 (Department of Education)	38,065
カリキュラム・評価・報告庁 (Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority)	28
先住民・トレス諸島民研究所 (Australian Institute of Aboriginal and Torres Strait Islander Studies)	13
教職・学校指導協会 (Australian Institute for Teaching and School Leadership)	20
リサーチ評議会 (Australian Research Council)	912
高等教育品質・基準局 (Tertiary Education Quality and Standards Agency)	21
小計	39,059
ポートフォリオ内の送金	-19

上記の機関のうち、特定の事業への支出が義務づけられた特別予算が計上されているのは、教育省とリサーチ評議会のみである。特別予算の用途として、教育省は教育政策に基づく様々な助成・給付を行っており、リサーチ評議会は研究助成金の管理・運営を行っている。

教育省についてみると、連邦政府から配分された2014-15年度予算のうち、事業予算に377億4,700万豪ドル、運営管理予算に3億1,800万豪ドルが配分されている。また、事業予算のうち、366億6,500万豪ドルが特別予算として計上された。この特別予算額が具体的な教育事業への支出に該当する。2013-14年度に特別予算として教育事業に配分された予算額の合計は275億7,977万8,000豪ドルであったことから、2014-15年度は約130%の予算増加と言える。

³¹¹ 教育省「Portfolio Budget Statements 2014-15」の「Table 1: Portfolio resources Budget estimates for 2014-15 as at Budget May 2014」を元に表を作成

注：出典元ではポートフォリオの小計が\$38,126 millionで総額が\$38,107 millionとなっており、リサーチ評議会と高等教育品質・基準局の合計に該当する\$933 millionが小計・総額に含まれていないが、本報告書では教育ポートフォリオに属する機関全体の金額を算出して入れた。

<https://education.gov.au/portfolio-budget-statements-2014-15>

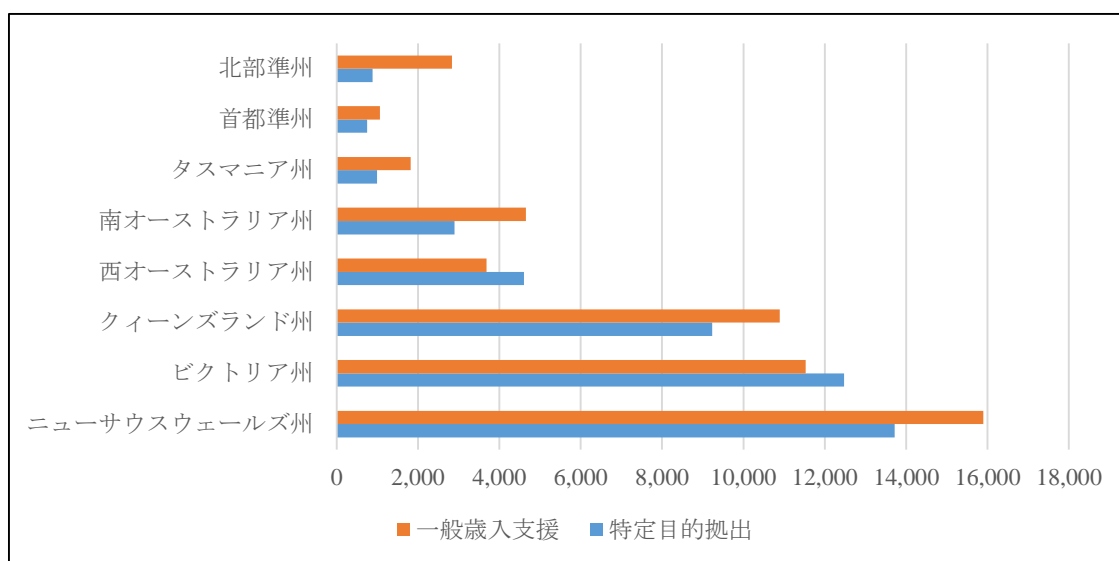
1-2 収入（地方政府全体について）

（1）政府全体の収入構造

連邦政府から州・準州政府に対しては、2009年1月1日から施行された「連邦政府財政関係に関する政府間協定（Intergovernmental Agreement on Federal Financial Relations）」に基づいて、物品・サービス税収入の配分や収入支援が行われている。拠出には「特定目的拠出（specific purpose payments）」と「一般収入支援（general revenue assistance）」の2つのカテゴリーがあり、物品・サービス税給付（GST entitlements）は一般収入支援に含まれる。2013-14年度の拠出金額は、特定目的拠出が455億5,600万豪ドル（連邦政府の収入額の12%）、一般収入支援が523億9,000万豪ドル（連邦政府の収入額の14%）、合計979億豪ドル（連邦政府の収入額の26%）を州・準州政府に拠出した。州・準州政府別、カテゴリー別に見た拠出金額は以下のとおりである。

図表7-6：州・準州政府への拠出金³¹²（2013-14年度）

（単位：100万豪ドル）



³¹² 財務省「Final Budget Outcome 2013-14」の「Table 25: Commonwealth payments to the States, 2013-14」を元に図表を作成：<https://education.gov.au/portfolio-budget-statements-2013-14>

第7章 オーストラリア

図表7-7：州・準州政府への拠出金（2013-14年度）

（単位：100万豪ドル）

	ニュー サウス ウェール ズ州	ビクト リア州	クィー ンズラ ンド州	西オー ストラ リア州	南オー ストラ リア州	タスマ ニア州	首都準 州	北部準 州	合計
合計	29,620	24,011	20,125	8,285	7,550	2,819	1,816	3,720	97,946
特定目的 拠出	13,720	12,478	9,233	4,603	2,898	995	748	881	45,556
一般 収入支援	15,900	11,533	10,892	3,682	4,652	1,824	1,068	2,839	52,390

全体では、ニューサウスウェールズ州・ビクトリア州・クィーンズランド州といった人口の多い州への合計拠出額が多く、この3つの州で全体の2/3以上を占めている。また、特定目的拠出と一般収入支援の割合はほぼ同じくらいであるが、北部準州・タスマニア州では一般収入支援の割合が圧倒的に高くなっている。一方、西オーストラリア州とビクトリア州では特定目的拠出のほうが多い。

こうした連邦政府から州・準州政府への拠出金は、国税の所得税を主とする連邦政府の収入から拠出されているが、州・準州政府はそのほかに給与支払税・印紙税などの税収や物品・サービスの売上といった収入源もある。ただし、日本のような住民税は存在しない³¹³。連邦政府、州政府のほかに地方政府があり、3つの政府レベルでそれぞれ税収がある³¹⁴。政府レベルごとに見た2012-13年度の税収額は以下の表のとおりである。州政府全体の税収は、政府間の受け渡しを除いた純粋な金額として627億5,300万豪ドルであり、主要な税収は給与支払税、不動産や金融取引にかかる税であった。地方政府全体の税収は140億2,700万豪ドルであり、州政府全体と合わせた合計額は767億8,000万豪ドルであった。以下は、2012-13年度の州政府・地方政府全体の税収である。

³¹³ 居住と税金の関係では、オーストラリアでは居住資格（居住者・一時滞在者を含む非居住者）によって所得税の税率が異なっている。

³¹⁴ 連邦政府ができる前は、州政府がそれぞれ独自の法律を持ち地方政府を統治していたという歴史的背景があるため、政府レベルが3つある。

第7章 オーストラリア

図表7-8：州政府・地方政府全体の税収³¹⁵（2012-13年度）

（単位：100万豪ドル）

税項目	税収金額
給与支払に関する税（給与支払税）	20,788
財産に関する税（不動産や金融・資本取引関連、印紙税）	21,933
商品・サービス提供に関する税（農業生産、ギャンブル、保険など）	11,089
商品・サービス利用に関する税 （自動車税、ガス・ガソリン・タバコ・酒などのフランチャイズ税）	9,688
税収合計	63,497
政府間の税収の受け渡し	-744
州政府全体の純税収額	62,753
地方政府全体の税収合計	14,027
州政府・地方政府全体の税収合計	76,780

税収以外も含めた州政府の収入内訳の例として、ニューサウスウェールズ州を取り上げると、2013-14年度の一般政府部門の収入額は660億500万豪ドルで、そのうち連邦政府からの拠出金が273億600万豪ドル（41.4%）、税収（印紙税・給与支払税など）が242億9,500万豪ドル（36.8%）、物品・サービスの売上が56億7,700万豪ドル（8.6%）、配当・税相当（tax equivalent）³¹⁶が29億6,000万豪ドル（4.5%）、その他の収入が57億6,800万豪ドル（8.7%）だった。以下は、ニューサウスウェールズ州の2013-14年度収入内訳である。

³¹⁵ オーストラリア統計局（ABS）：5506.0 - Taxation Revenue, Australia, 2012-13

<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5506.02012-13?OpenDocument>

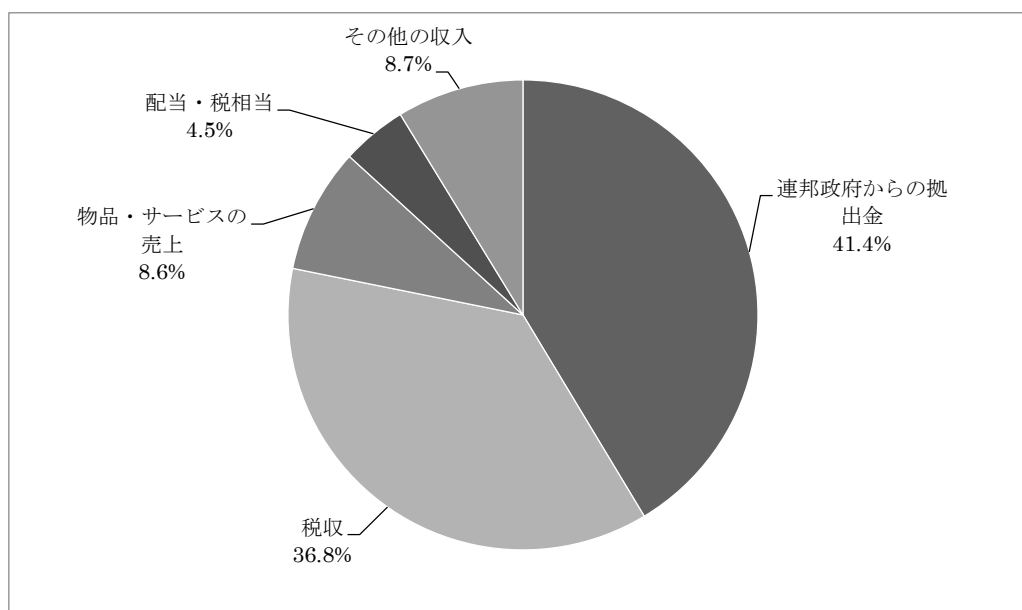
³¹⁶ 政府機関がNSW州政府収入局（NSW Office of State Revenue）に支払う所得税相当額

参考：ニューサウスウェールズ州財務省「COMMERCIAL POLICYFRAMEWORK：TAX EQUIVALENT REGIME FOR GOVERNMENT BUSINESSES」

http://www.treasury.nsw.gov.au/__data/assets/pdf_file/0005/3947/tpp03-04.pdf

図表7-9：ニューサウスウェールズ州収入内訳³¹⁷（2013-14年度）

（単位：100万豪ドル）



(2) 教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度

連邦政府から州・準州政府へ拠出される特定目的拠出金は、保健・教育・技能開発・地域サービス・住居・先住民・インフラ整備・環境に支出することを目的としたものである。特定目的拠出には、サブカテゴリーとして以下の4つの目的がある³¹⁸。

- ① 全国特定目的拠出 (National Specific Purpose Payments: National SPPs)：連邦政府が指定した目的（主要な公共サービス提供）に使うための資金
- ② 全国保健改革資金 (National Health Reform Funding)：保健制度向上のための改革資金、National SPP の1つが2012年から独立した資金カテゴリーになったもの
- ③ 学生最優先資金 (Students First Funding)：連邦の学校向け基金を増やすことを目的として実施された基金
- ④ 全国パートナーシップ拠出 (National Partnership Payments)：全国的に意義のある改革を実施するため、あるいはそうした改革を行うための権限を得るための資金

全国特定目的拠出は連邦政府が指定した目的にのみ、州・準州政府が使うことができる資金であり、各州・準州政府の人口規模に応じて配分される。また、連邦政府は政府間合意書に定められた成長因子 (growth factors) をもとにして州・準州政府にあらかじめ資金提供を行い、年度末に成長因子の結果データを分析して配分を調整する。

³¹⁷ ニューサウスウェールズ州財務省「COMMERCIAL POLICYFRAMEWORK: TAX EQUIVALENT REGIME FOR GOVERNMENT BUSINESSES」

³¹⁸ 財務省「Final Budget Outcome 2013-14」 Council on Federal Financial Relations
<http://www.federalfinancialrelations.gov.au/>

例えば、教育関係の特定目的拠出である National Schools SPP の場合は、政府系の学校（公立学校）に在籍している生徒・学生数に応じて州・準州政府への配分が決められている³¹⁹。2014年1月からは National Schools SPP やその他学校関連の全国パートナーシップ拠出が学生最優先資金（Students First funding）に変わった。学生最優先資金には、政府系学校（government schools）・非政府系学校（non-government schools）向け資金、非政府系学校への投資資金・特殊事情資金、非政府系代表団（non-government representative bodies）向け資金がある。学生最優先資金は、2013年豪州教育法（Australian Education Act 2013）と当該法に基づく合意書にしたがって各州・準州に配分されている。一方、全国パートナーシップ拠出は、政府間合意書に基づいて特定かつ全国的に意義のある事業・改革などに対して資金提供を行うものである。そのため、事業や改革の実施期間に限定して拠出されている。

³¹⁹ 成長要因は個々の National SPP によって異なる。例えば、National healthcare SPP の成長要因は、オーストラリア保健・福祉研究所（Australian Institute of Health and Welfare）の保健物価指数（health price index）の5年間の平均値をもとにしたコスト指標や、病院利用で加重した推定人口の増加、技術発展といった要因が成長要因として検討される。National schools SPP（現在は Students First funding に統合）の政府系学校の場合は、継続的に必要となるコストの平均値の上昇や、フルタイム相当の入学者数の増加が成長要因に該当していた。一方、非政府系学校の場合は、2008年学校支援法（Schools Assistance Act 2008）に基づいて成長要因が決められていた。

Council on Federal Financial Relations : Payment Arrangements

http://www.federalfinancialrelations.gov.au/content/inter_agreement_and_schedules/current/Schedule_D.pdf

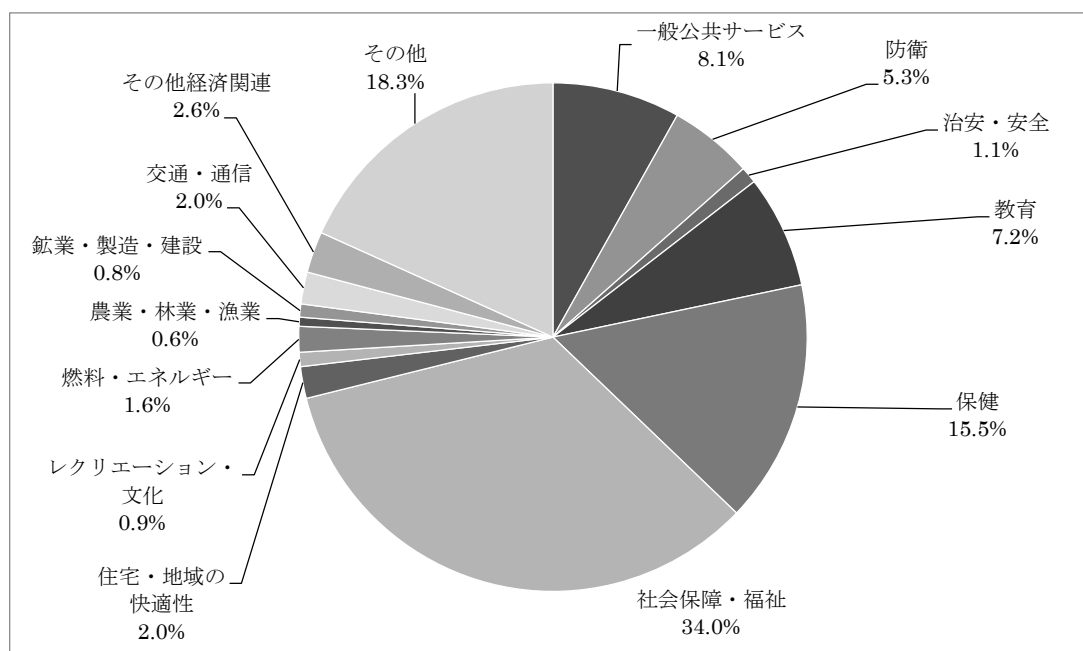
2-1 支出（国全体について）

（1）政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合

「2013-14 年度最終予算結果（Final Budget Outcome 2013-14）」報告によると、2013-14 年度の支出金額の合計は 4,138 億 4,300 万豪ドルであった。分野別の内訳は、社会保障・福祉関係が最も多く全体の 34%（1,405 億 6,600 万豪ドル）を占め、次いで保健関係が 15%（639 億 8,300 万豪ドル）、一般公共サービスが 8%（336 億 4,200 万豪ドル）、教育関係が 7%（296 億 6,900 万豪ドル）、防衛関係が 5%（221 億 1,300 万豪ドル）と続く。2013-14 年度支出内訳を以下の円グラフにまとめた。

図表 7-10：国全体の支出内訳³²⁰（2013-14 年度）

（単位：100 万豪ドル）



³²⁰ 財務省「Final Budget Outcome 2013-14」の「Table 5: Australian Government general government sector expenses by function」を元に図表を作成

<http://www.budget.gov.au/2013-14/content/fbo/download/Consolidated.pdf>

第7章 オーストラリア

上記の円グラフについて、支出額を下記に記載した。

図表7-11：国全体の支出内訳（2013-14年度）

（単位：100万豪ドル）

内訳項目	支出
合計	413,843
一般公共サービス	33,642
防衛	22,113
治安・安全	4,368
教育	29,669
保健	63,983
社会保障・福祉	140,566
住宅・地域の快適性	8,355
レクリエーション・文化	3,749
燃料・エネルギー	6,749
農業・林業・漁業	2,385
鉱業・製造・建設	3,451
交通・通信	8,407
その他経済関連	10,838
その他	75,568

上記の支出には純資本投資 (net capital investment) や非金融資産 (non-financial assets) は含まれておらず、支出とは別に計上されている。参考として、2013-14年度の教育関係の純資本投資額は1,000万豪ドル³²¹、非金融資産は3,200万豪ドルであった。

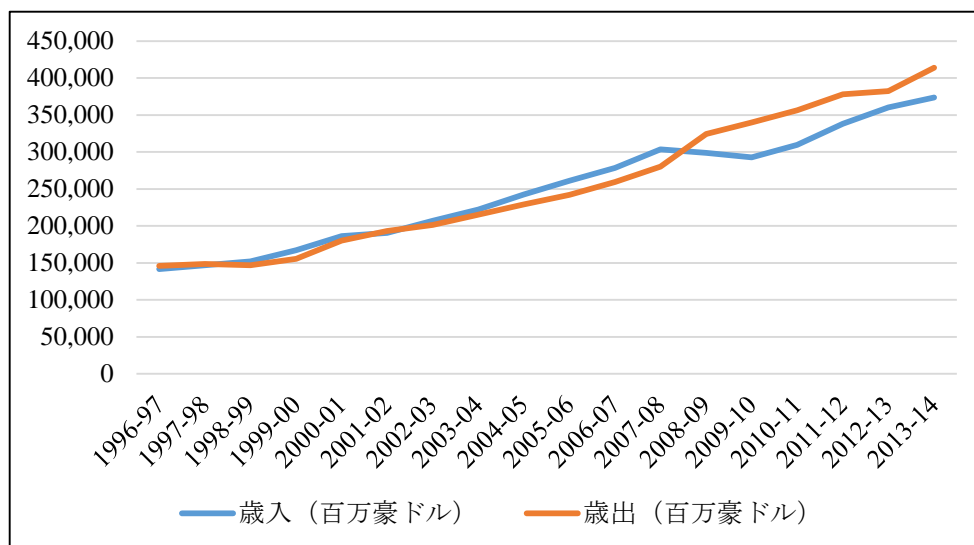
また、1996-97年度から2013-14年度までの支出額の推移を収入額推移と比べて見ると、以下の図表のとおり、2004-05年度から2007-08年度は収入が支出を上回っていたが、その後2008-09年度と2009-10年度に収入金額が減った時期に支出額が急増し、収入と支出の開きが拡大した。その後、徐々に拡大の幅は縮まったが2013-14年度に再び支出額が急増した。

³²¹ 財務省「Final Budget Outcome 2013-14」の「Table 6: Australian Government general government sector net capital investment by function」：<http://www.budget.gov.au/2013-14/content/fbo/download/Consolidated.pdf>

第7章 オーストラリア

図表7-12：収入・支出額推移³²²（1996-97年度～2013-14年度）

（単位：100万豪ドル）



図表：収入・支出額推移³²³（1996-97年度～2013-14年度）

（単位：100万豪ドル）

年度	収入額	支出額	年度	収入額	支出額
1996-97	141,688	145,821	2005-06	261,238	242,334
1997-98	146,820	148,652	2006-07	278,411	259,276
1998-99	152,106	146,772	2007-08	303,729	280,188
1999-00	167,304	155,558	2008-09	298,933	324,612
2000-01	186,110	180,094	2009-10	292,767	340,208
2001-02	190,488	193,041	2010-11	309,890	356,353
2002-03	206,923	201,259	2011-12	338,109	378,005
2003-04	222,168	215,361	2012-13	360,160	382,644
2004-05	242,507	229,245	2013-14	373,950	413,845

さらに、支出額の推移について過去10年間の内訳を見ると、社会保障・福祉分野、保健分野、教育分野は常に主要分野であり、いずれも支出額は増えてきていることがわかる。以下に、過去10年間の支出内訳の推移をグラフと表にまとめた。

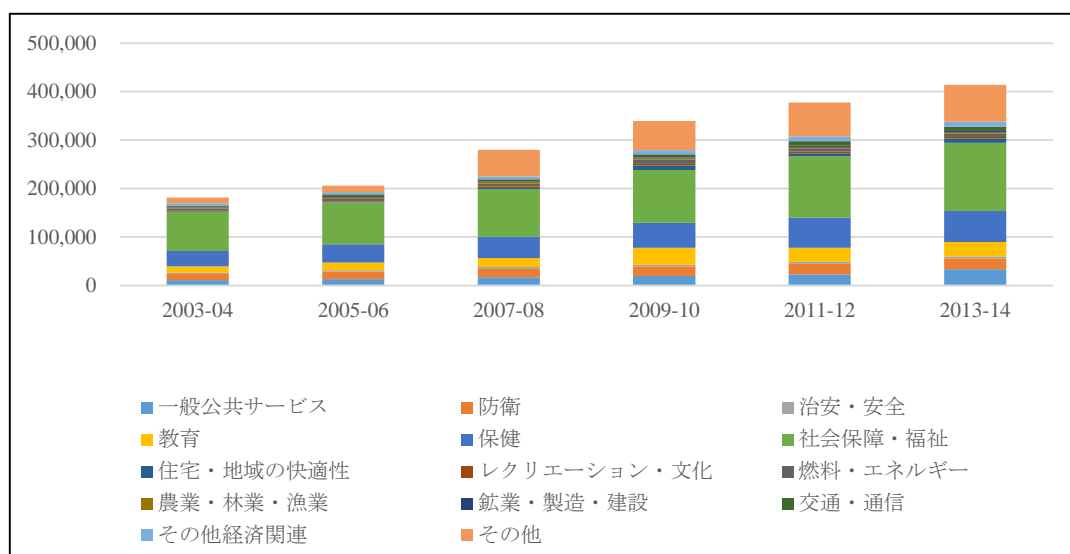
³²² 財務省「Final Budget Outcome 2013-14」の「Table B7: Australian Government general government sector revenue, expenses, net capital investment and fiscal balance」を元に図表を作成
<http://www.budget.gov.au/2013-14/content/fbo/download/Consolidated.pdf>

³²³ 同上

第7章 オーストラリア

図表7-13：過去10年間の支出内訳の推移³²⁴

(単位：100万豪ドル)



図表7-14：過去10年間の支出内訳の推移³²⁵

(単位：100万豪ドル)

	2003-04	2005-06	2007-08	2009-10	2011-12	2013-14
合計	181,238	206,096	280,109	339,239	377,739	413,843
一般公共サービス	10,848	12,790	16,615	19,202	23,153	33,642
防衛	12,937	16,194	17,670	20,150	21,692	22,113
治安・安全	2,386	2,558	3,506	3,593	3,999	4,368
教育	13,398	15,883	18,433	34,889	29,050	29,669
保健	31,771	37,549	44,397	51,426	62,012	63,983
社会保障・福祉	80,103	86,219	97,842	109,197	126,747	140,566
住宅・地域の快適性	1,634	2,248	2,910	9,029	6,180	8,355
レクリエーション・文化	2,168	2,585	3,207	3,280	3,809	3,749
燃料・エネルギー	3,494	4,046	5,361	8,473	6,464	6,749
農業・林業・漁業	2,038	2,780	3,834	2,816	2,953	2,385
鉱業・製造・建設	1,589	1,905	1,410	1,630	2,245	3,451
交通・通信	2,816	3,075	4,129	6,641	9,129	8,407
その他経済関連	4,286	4,874	5,926	8,627	10,054	10,838
その他	11,771	13,393	54,868	60,283	70,253	75,568

³²⁴ 財務省「Final Budget Outcome」の2003-04年度版、2005-06年度版、2007-08年度版、2009-10年度版、2011-12年度版、2013-14年度版の「Australian Government general government sector expenses by function」を元に作成（図表の見やすくするため、1年おきにデータ取得）。

2013-14年度版 <http://www.budget.gov.au/2013-14/content/fbo/download/Consolidated.pdf>

³²⁵ 同上

第7章 オーストラリア

図表7-15：教育段階別支出の推移³²⁶

(単位：100万豪ドル)

	2007-08 年度	2008-09 年度	2009-10 年度	2010-11 年度	2011-12 年度	2012-13 年度
就学前教育 ³²⁷	2 439	2 983	3 089	3 325	4 216	4 452
初等中等教育	30 496	33 106	39 102	40 167	38 737	40 625
高等教育 ³²⁸	20 559	23 022	24 197	26 183	27 438	29 097
通学 ³²⁹	1 261	1 326	1 352	1 381	1 401	1 354
その他分類 ³³⁰	763	1 930	3 729	4 610	4 060	4 034
合計	55 519	62 366	71 469	75 666	75 852	79 563

(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向

教育省に配分された特定事業への使用が義務づけられた特別予算について、事業実施の根拠となる法律に基づく分類によると、もっとも多かったのは2003年高等教育支援法（Higher Education Support Act 2003）に基づく事業で、2013-14年度の予算実績は129億9,250万1,000豪ドルで、2014-15年度予算ではさらに159億5,058万2,000豪ドルが拠出される。次いで多いのは2013年全国教育法（Australian Education Act 2013）に基づく事業で2013-14年度の予算実績は68億3,012万3,000豪ドル、2014-15年度予算は143億3,136万豪ドルと倍以上に増えている。1999年新税制（家族支援）法（A New Tax System（Family Assistance）Act 1999）と2013年青少年質向上基金特別会計法（Early Years Quality Fund Special Account Act 2013）に基づく事業への支出動向はほとんど変わらず、2008年学校支援法（Schools Assistance Act 2008）に基づく事業は2013-14年度で終了した。事業の根拠となる法律ごとに見た2013-14年度の実績と2014-15年度予算特別予算は以下の表のとおりである

³²⁶ オーストラリア統計局「政府会計統計、教育、オーストラリア、2012-2013」

<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/5518.0.55.001>

³²⁷ 原語は Pre-school & education not definable by level

³²⁸ 原語は Tertiary Education。高等学校、中等学校、ジムナジウムのように中等教育を終えた人を対象にした教育段階

³²⁹ 原語は Transportation of students

³³⁰ 原語は Education n.e.c. (= not elsewhere classified)

第7章 オーストラリア

図表 7-16：特別予算の 2013-14 年度実績と 2014-15 年度予算³³¹

(単位：1,000 豪ドル)

根拠となる法律	2013-14 年実績	2014-15 年度予算
合計	27,579,778	36,665,458
1999 年新税制（家族支援）法 (A New Tax System (Family Assistance) Act 1999)	5,289,988	6,218,543
2008 年学校支援法 (Schools Assistance Act 2008)	2,332,333	0
2013 年全国教育法 (Australian Education Act 2013)	6,830,123	14,331,360
2013 年青少年質向上基金特別会計法 (Early Years Quality Fund Special Account Act 2013)	134,833	164,973
2003 年高等教育支援法 (Higher Education Support Act 2003)	12,992,501	15,950,582

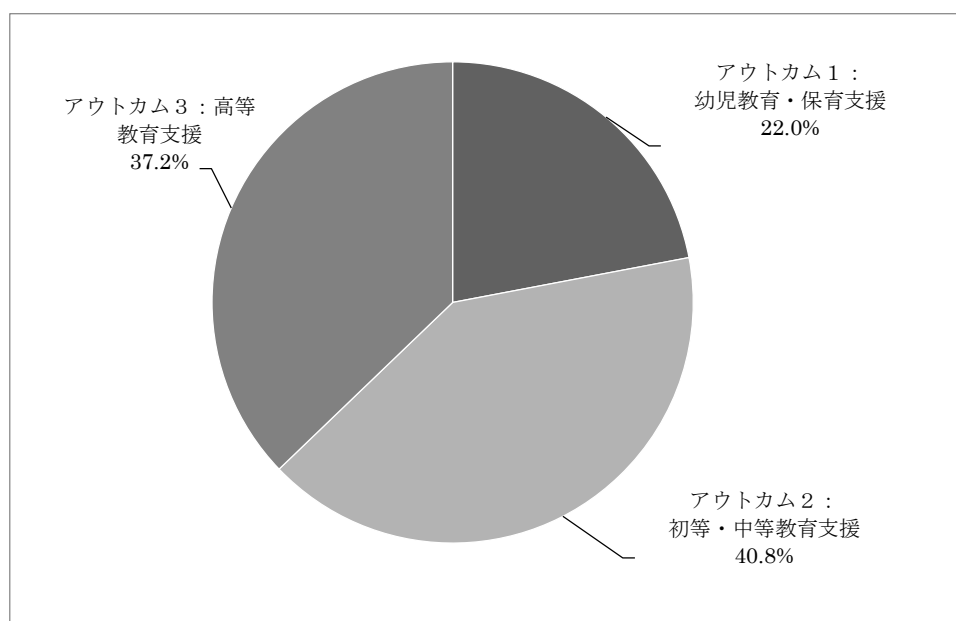
また、教育省では3つのアウトカム (Outcome) を掲げ、そのアウトカムを達成するための事業プログラムをそれぞれ設定しており、上記の根拠となる法律は複数の事業プログラムに適用されている場合もある。3つのアウトカムの内容は、アウトカム1が質の高い保育・幼児教育の提供と家族支援、アウトカム2が小学校・中等学校（日本の中学・高校に該当）における生徒の学習能力・読み書き能力・計算能力と学業成績の向上、アウトカム3が経済生産性や社会福祉の発展を推進するために質の高い高等教育・国際教育・国際研究を進めることとなっている。アウトカム別の支出割合は、アウトカム2の初等・中等教育支援がもっとも多く全体の40.8%を占め、次いでアウトカム3の高等教育支援が37.2%、アウトカム1の幼児教育・保育支援が22%となっている。アウトカム別に見た支出割合とプログラムごとの支出額は以下の図表のとおりである。

³³¹ 教育省「Portfolio Budget Statements 2014-15」の「Table 1.1: Department of Education resource statement Budget estimates for 2014-15 as at Budget May 2014」を元に表を作成
<https://education.gov.au/portfolio-budget-statements-2014-15>

第7章 オーストラリア

図表7-17：アウトカム別支出割合³³²（2013-14年度）

（単位：％）



アウトカム1は、育児給付や保育料払戻といった就学前の子どもを持つ家庭への経済支援が大半を占めている。アウトカム2では、政府系学校及び非政府系学校への全国支援が主要プログラムとして位置づけられている。また、アウトカム3では、約半分が連邦政府助成金スキームに支出されていた。

³³² 教育省「Portfolio Budget Statements 2014-15」の「Table 2.1.1: Budgeted expenses for Outcome 1」「Table 2.1.2: Budgeted expenses for Outcome 2」「Table 2.1.3: Budgeted expenses for Outcome 3」を元に図表を作成
<https://education.gov.au/portfolio-budget-statements-2014-15>

第7章 オーストラリア

図表7-18：アウトカム別プログラムごとの支出額³³³（2013-14年度）

（単位：1,000豪ドル）

	2013-14年度 実質支出 ³³⁴	2013-14年度 支出見込
アウトカム1：幼児教育・保育支援		
プログラム 1.1：育児制度支援（Support for the Child Care System）	540,880	664,703
プログラム 1.2：育児給付（Child Care Benefit）	2,359,607	3,140,717
プログラム 1.3：保育料払戻（Child Care Rebate）	2,225,144	3,163,979
プログラム 1.4：幼児教育（Early Childhood Education）	3,000	8,043
アウトカム1の合計金額	5,128,631	6,977,442
アウトカム2：初等・中等教育支援		
プログラム 2.1：政府系学校への全国支援 （Government Schools National Support）	2,407,817	5,113,578
プログラム 2.2：非政府系学校への全国支援 （Non-Government Schools National Support）	6,796,473	9,260,387
プログラム 2.3：学校支援（School Support）	154,925	148,773
プログラム 2.4：職業トレーニング（Trade Training）	29,723	46,457
プログラム 2.5：デジタル教育（Digital Education）	225	0
プログラム 2.6：障害のある生徒支援 （More Support for Students With Disabilities）	12,856	14,251
プログラム 2.7：若者支援（Youth Support）	105,625	67,273
アウトカム2の合計金額	9,507,644	14,650,719
アウトカム3：高等教育支援		
プログラム 3.1：連邦政府助成金スキーム （Commonwealth Grants Scheme）	4,879,005	6,478,708
プログラム 3.2：高等教育退職年金プログラム （Higher Education Superannuation Programme）	337,986	375,276
プログラム 3.3：高等教育支援（Higher Education Support）	485,616	571,372
プログラム 3.4：高等教育ローンプログラム （Higher Education Loan Programme）	1,474,734	1,381,051
プログラム 3.5：高等教育リサーチへの投資 （Investment in Higher Education Research）	1,291,730	1,755,928
プログラム 3.6：リサーチ能力（Research Capacity）	153,421	196,821
プログラム 3.7：国際教育支援（International Education Support）	38,979	72,075
アウトカム3の合計金額	8,661,471	10,831,231

³³³ 教育省「Portfolio Budget Statements 2014-15」の「Table 2.1.1: Budgeted expenses for Outcome 1」「Table 2.1.2: Budgeted expenses for Outcome 2」（47、48 ページ）「Table 2.1.3: Budgeted expenses for Outcome 3」（65、66 ページ）を元に図表を作成：<https://education.gov.au/portfolio-budget-statements-2014-15>

³³⁴ 実質支出額は、2013年9月18日から2014年6月30日までの推計値である。

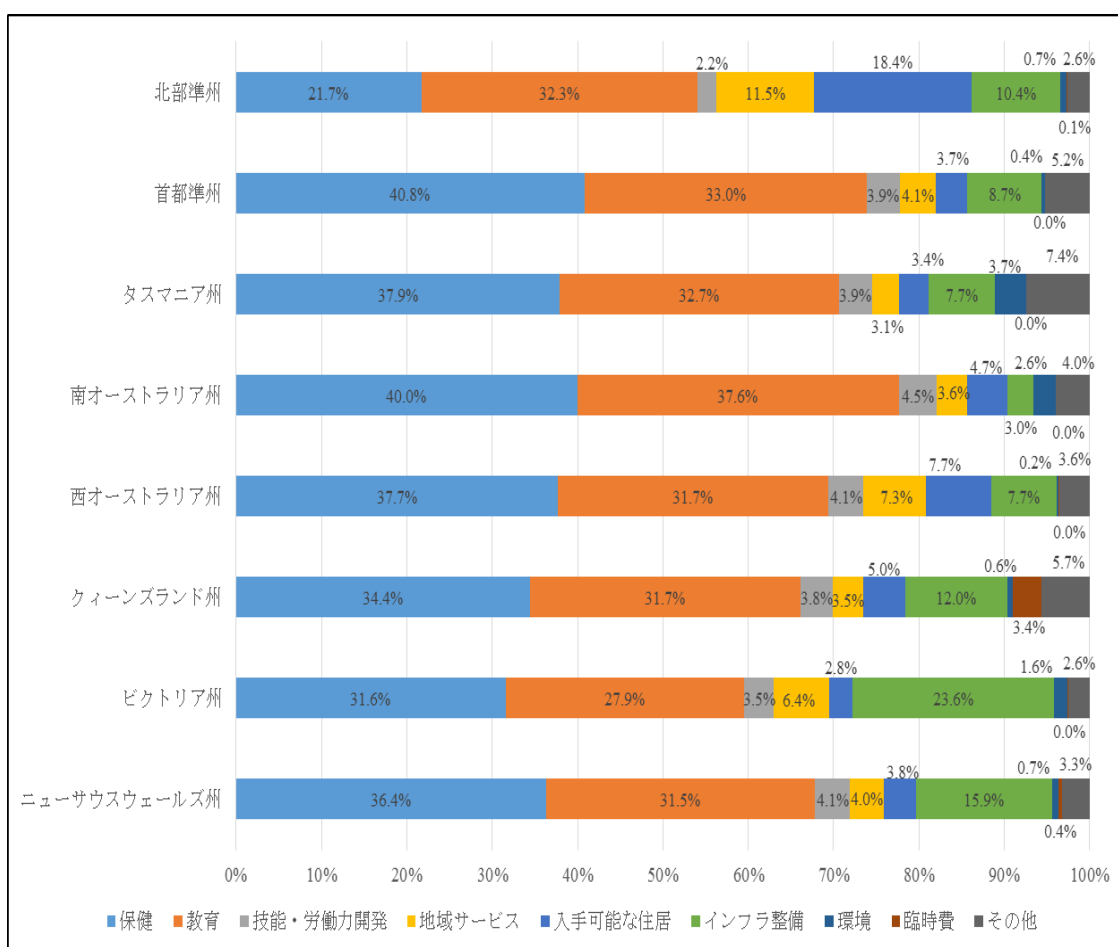
2-2 支出（地方政府全体について）

(1) 政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合

連邦政府から各州・準州政府に2013-14年度に特別目的として拠出された金額を分野別に見ると、以下の図表のとおり、保健と教育の2つが主要分野であり、ほとんどの州でこの2つの分野が全体の約60~70%を占めている。保健分野のほうが教育分野より若干比率が高めであるが、ほとんどの州で両分野は30%を越えている。

図表7-19：連邦政府から州・準州政府への特定目的拠出金分野別割合³³⁵

(単位：%)



³³⁵ 財務省「Final Budget Outcome 2013-14」の「Table 27: Total payments for specific purposes by sector, 2013-14」を元に図表を作成：<http://www.budget.gov.au/2013-14/content/fbo/download/Consolidated.pdf>

第7章 オーストラリア

図表7-20：連邦政府から州・準州政府への特定目的拠出金額³³⁶

(単位：100万豪ドル)

	ニュー サウス ウェールズ州	ビクト リア州	クィー ンズラ ンド州	西オー ストラ リア州	南オー ストラ リア州	タスマ ニア州	首都 準州	北部 準州	合計
合計	13,720	12,478	9,233	4,603	2,898	995	748	881	45,557
保健	4,989	3,940	3,179	1,736	1,158	377	305	191	15,875
教育	4,319	3,483	2,926	1,458	1,091	325	247	285	14,135
技能・労働力開発	560	437	347	189	129	39	29	19	1,750
地域サービス	542	803	327	334	104	31	31	101	2,273
入手可能な住居	522	346	462	353	136	34	28	162	2,043
インフラ整備	2,182	2,947	1,105	354	88	77	65	92	6,910
環境	100	198	54	11	75	37	3	6	485
臨時費	58	5	310	2	0	1	377
その他	448	319	523	165	116	74	39	23	1,708

連邦政府から州・準州政府に教育関係の用途として2013-14年度に拠出された金額は、141億3,500万豪ドルだった。この金額は、連邦政府から州・準州政府へ拠出される特定目的拠出金455億5,600万豪ドルの32%に該当する。保健分野と合わせると、教育と保健で全体の約2/3を占めている。

また、上記の特定目的拠出のほか、「1-2 収入（地方政府全体について）」の項で述べたように、連邦政府は税収（主に物品サービス税：GST）を一般収入支援として州・準州政府に配分している。こうした連邦政府からの拠出に加えて、印紙税・給与支払税などの税収や物品・サービスの売上などによる収入全体から財源が教育に充てられている。例えば、ニューサウスウェールズ州の場合、2013-14年度の教育費の内訳は、就学前教育・特別教育に17億5,500万豪ドル、初等・中等（前期・後期）教育に94億1,300万豪ドル、高等教育に18億3,100万豪ドル、生徒の送迎輸送に7億4,300万豪ドルであり、教育関係の支出は計137億3,100万豪ドルであった。ニューサウスウェールズ州政府が連邦政府から教育用途の特定目的拠出として受け取った金額43億1,900万の倍以上の金額を、ニューサウスウェールズ州政府は教育に支出していた。以下の図表は、ニューサウスウェールズ州の2013-14年度の教育支出の内訳を一覧表にしたものである。

³³⁶ 財務省「Final Budget Outcome 2013-14」の「Table 27: Total payments for specific purposes by sector, 2013-14」を元に図表を作成

<http://www.budget.gov.au/2013-14/content/fbo/download/Consolidated.pdf>

第7章 オーストラリア

図表7-21：ニューサウスウェールズ州教育支出内訳³³⁷（2013-14年度）

（単位：100万豪ドル）

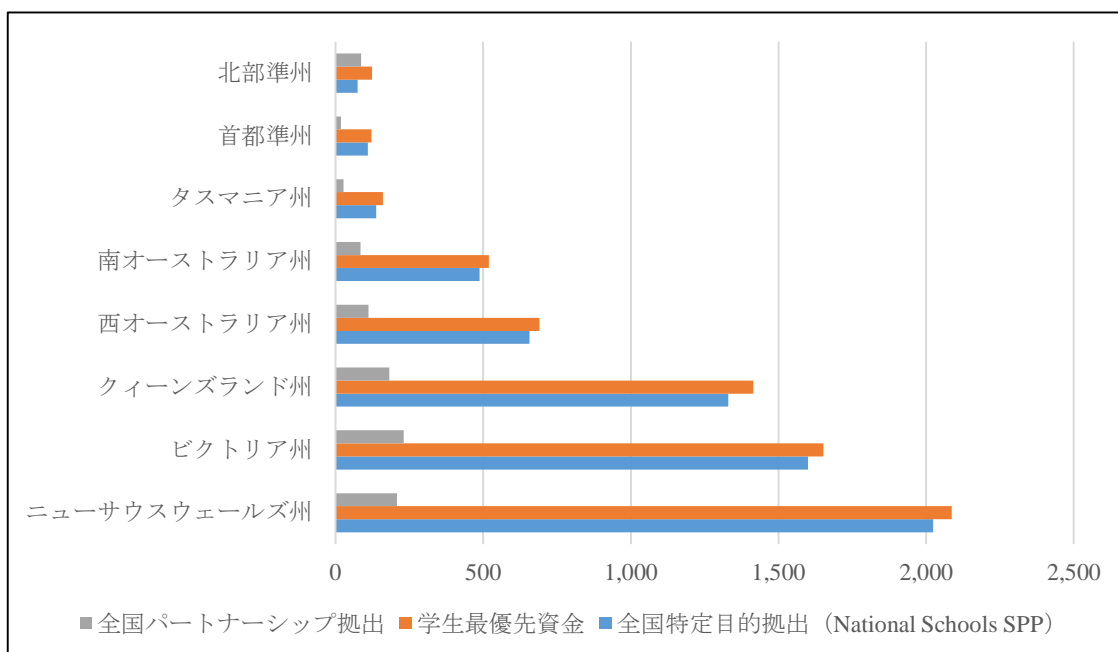
支出内訳	支出額
合計	13,731
就学前教育・特別教育	1,755
初等・中等（前期・後期）教育	9,413
高等教育	1,831
生徒の送迎輸送	743

（2）教育分野における各分野・領域への支出の動向

2013-14年度に連邦政府から各州・準州政府へ、教育関係の用途として特定目的拠出された金額を、サブカテゴリー別に見たものが以下の図表である。

図表7-22：州・準州政府が連邦政府から教育用途として受け取った金額³³⁸

（単位：100万豪ドル）



³³⁷ ニューサウスウェールズ州財務省「Report on State Finances 2013-14」の「Table 8: NSW General Government Sector Expenses by Function」を元に作成

³³⁸ 財務省「Final Budget Outcome 2013-14」の「Table 28: Total payments for specific purposes by sector and category, 2013-14」を元に図表を作成

<http://www.budget.gov.au/2013-14/content/fbo/download/Consolidated.pdf>

第7章 オーストラリア

図表7-23：州・準州政府が連邦政府から教育用途として受け取った金額³³⁹

(単位：100万豪ドル)

	ニューサウスウェールズ州	ビクトリア州	クィーンズランド州	西オーストラリア州	南オーストラリア州	タスマニア州	首都準州	北部準州	すべての州の合計
合計	4,319	3,483	2,926	1,459	1,091	325	248	285	14,135
全国特定目的拠出	2,024	1,600	1,330	657	488	138	109	75	6,422
学生最優先資金	2,087	1,652	1,414	690	519	160	121	123	6,766
全国パートナーシップ拠出	208	231	182	112	84	27	18	87	947

連邦政府から教育用途として受け取った収入金額がもっとも多かったのはニューサウスウェールズ州で43億1,900万豪ドル、次いでビクトリア州が34億8,300万豪ドル、クィーンズランド州が29億2,600万豪ドルと続いている。

また、特定の事業や改革支援として拠出される全国パートナーシップ拠出の対象となった教育関係の事業・改革は以下の図表の通りである。拠出金額が全国的に高かったのは、Smarter Schools というプログラムであり、当該プログラムにおける「教師の質向上 (Improving teacher quality)」として1億7,381万1,000豪ドル、「社会経済状況の低い学域支援 (Low socio-economic status school communities)」として1億4,088万8,000豪ドルが全国に拠出された。その他の主要プログラムとしては、「障害を持つ子ども支援プログラム (More support for students with disabilities)」に8,148万9,000豪ドル、「読み書き・計算能力向上プログラム (Improving literacy and numeracy)」に8,077万4,000豪ドル、「先住民の幼児教育 (Indigenous early childhood development – children and family centres)」に7,508万7,000豪ドルが連邦政府から州・準州政府へ拠出された。

³³⁹ 財務省「Final Budget Outcome 2013-14」の「Table 28: Total payments for specific purposes by sector and category, 2013-14」を元に図表を作成 (61 ページ)
<http://www.budget.gov.au/2013-14/content/fbo/download/Consolidated.pdf>

第7章 オーストラリア

図表7-24：全国パートナーシップ拠出の内訳³⁴⁰

(単位：1,000 豪ドル)

プログラム名	金額
合計	947,142
読み書き・計算能力向上	80,774
公立学校の独立化	3,720
先住民の幼児教育	75,087
賢いお金の使い方教育	1,032
障害を持つ子ども支援プログラム	81,489
全国の幼児教育・育児サービスの質向上	9,541
学校への再生可能エネルギーシステム導入	17,950
進路プログラム	1,287
学校の安全プログラム	4,814
Smarter Schools プログラム	
・教員の質向上	173,811
・社会経済状況の低い学域支援	140,888
北部準州の支援	
・学校勤務者の質の向上	51,093
・入学・出席の測定拡大	2,338
学校内職業訓練センター	70,688
誰もが利用できる幼児教育	232,630

³⁴⁰ 財務省「Final Budget Outcome 2013-14」の「Table 38: Payments for specific purposes to support state education services, 2013-14」を元に図表を作成（72 ページ）

<http://www.budget.gov.au/2013-14/content/fbo/download/Consolidated.pdf>

3-1 その他の動向（国全体について）

（1）個人が支出した教育費に対する支援や控除制度等

主に後期中等教育や高等教育を受ける機会を支援するため、連邦政府が行っている取組としては以下の給付制度がある。

図表7-25：連邦政府による給付制度と条件

給付制度の名称	給付条件
青少年手当 (Youth Allowance (student))	16～24歳の若者（フルタイムの学生・研修生・求職中・病気）を対象とした給付制度。収入金額や子どもの有無、自宅か1人暮らしかなどの条件によって給付金額が異なる ³⁴¹ 。
オースタディ (Austudy)	25歳以上のフルタイムの学生・研修生を対象とした給付制度。収入・資産の審査、既婚・未婚など条件によって給付金額が異なる ³⁴² 。
アブスタディ (ABSTUDY)	先住民及びトレス諸島民のフルタイム学生・研修生を対象とした給付制度。収入・資産などの審査がある。他の給付制度との併願もできる ³⁴³ 。

また、仕事に直接関連する自己学習費用（教材・講習会参加費など）に対する税法上の優遇措置として、所得のある人が毎年行う確定申告（Tax Return）時に、雇用されている仕事に直接関係し職業能力を高めるのに役立つ自己学習にかかった費用について控除申告することができる。ただし、必要性を証明するなど様々な条件がある³⁴⁴。なお、後述の HELP のローン返済は申告の対象にならない（雇用主が代わりに負担している場合を除く）。

（2）民間資金の活用

オーストラリアの税制では、政府認定機関や認定機関が行う寄附イベントへの寄附を控除申告できる。学校の施設整備に関する基金も認定機関に含まれている。控除対象となる寄附かどうかは、寄附したときに受け取る領収書に記載されている³⁴⁵。

³⁴¹ 福祉省（Department of Human Services）：Youth Allowance

<http://www.humanservices.gov.au/customer/services/centrelink/youth-allowance>

³⁴² 福祉省：Austudy <http://www.humanservices.gov.au/customer/services/centrelink/austudy>

³⁴³ 福祉省：ABSTUDY <http://www.humanservices.gov.au/customer/services/centrelink/abstudy>

³⁴⁴ 国税庁「D4 - Work-related self-education expenses 2014」

<https://www.ato.gov.au/Individuals/Tax-Return/2014/Tax-return/Deduction-questions-D1-D10/D4---Work-related-self-education-expenses/>

³⁴⁵ 国税庁「D9 Gifts or donations 2014」

<https://www.ato.gov.au/Individuals/Tax-Return/2014/Tax-return/Deduction-questions-D1-D10/D9---Gifts-or-donations/>

(3) その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組

高等教育機関や職業訓練機関で学ぶ費用を支援する制度「Higher Education Loan Program : HELP」は、学生が学費や学生負担費用などを借りることができるローンプログラムで、所得に応じて返済が発生する仕組みになっている。いわゆる所得連動返還型奨学金である。HELPは種類がいくつかあるが、いずれもオーストラリアの市民権保持者または人道支援永住ビザ保持者を対象としている。それぞれの概要は以下のとおりである³⁴⁶。

図表7-26：HELPの種類と概要

HELPの種類	各制度の概要
HECS-HELP ³⁴⁷	<p>対象：連邦政府支援の高等教育機関（Commonwealth supported place）に入学し、下記の受給資格要件を満たした学生</p> <p>内容：学費のうち学生負担分（student contributions）³⁴⁸を HECS-HELPで支払うことができる。HECS-HELP 申請資格者は国税庁（Tax Office）で情報が管理され、就職後の年収額が一定額（2013-14年度は年収 51,309 豪ドル、日本円で約 500 万円）に達すると返済義務が発生する仕組みになっている³⁴⁹。</p> <p>受給資格要件³⁵⁰：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連邦政府支援の高等教育機関における政府支援利用学生 ・オーストラリア国民または人道的永住ビザ保有者 ・調査日（census date、要件審査日）までに（受給対象となる）高等教育機関・対象科目に入学・登録した者 ・オーストラリアにおいて在籍課程の1単位以上を履修する者＝滞在要件³⁵¹を満たす者 ・調査日（または所定の日）までに（冊子「HECS-HELP, Commonwealth supported places information」の内容を確認の上）当該高等教育機関に対し HECS HELP 申請を行った者

³⁴⁶ 教育・訓練省「Higher Education Loan Program (HELP)」

<https://education.gov.au/higher-education-loan-program-help>

「Public universities」 <https://education.gov.au/public-universities>

連邦政府「HELP Paying My Fees」

<http://studyassist.gov.au/sites/studyassist/helppayingmyfees/pages/help-paying-my-fees>

³⁴⁷ Higher Education Contribution Scheme – HELP の略

³⁴⁸ 政府認定大学の学費は政府が学費の一部を負担するため、学生（オーストラリアまたはニュージーランドの市民権保持者とオーストラリアの永住ビザ保持者）は学生負担分の金額のみ支払う。

³⁴⁹ シドニー大学「Commonwealth-supported places」

<http://sydney.edu.au/future-students/domestic/undergraduate/costs/commonwealth-supported-places.shtml>

³⁵⁰ オーストラリア政府 Study Assist

<http://studyassist.gov.au/sites/studyassist/helppayingmyfees/hecs-help/pages/hecs-help-welcome#ResidencyRequirements>

³⁵¹ residency requirements

第7章 オーストラリア

FEE-HELP	<p>対象：政府支援以外の高等教育機関に入学し、学費全額を支払う必要があり、下記の受給資格要件を満たした学生</p> <p>内容：FEE-HELP を利用して学費を払うことができる。</p> <p>受給資格要件³⁵²：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FEE-HELP 対象の高等教育機関またはオーストラリア・オープン・ユニバーシティ（OUA、遠隔教育大学）の在学学生 ・ 以下の国籍要件を満たした者 <ul style="list-style-type: none"> －オーストラリア国民：在籍課程における1単位以上の履修 －人道的永住ビザ保有者：単位履修継続中のオーストラリア居住 －永住ビザ保有者：海外訓練人材ブリッジング・スタディ対象者かつ教育期間中のオーストラリア居住者 ・ 調査日までに対象課程に入学した者 ・ 所定の FEE-HELP 限度額内の受給であること
OS-HELP	<p>対象：連邦政府支援の大学（学士課程）に入学し、下記の受給資格要件を満たした学生</p> <p>内容：海外留学に必要な費用を OS-HELP で支払うことができる。</p> <p>受給資格要件³⁵³：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学に6か月間の OS-HELP 受給を申請し認められた者 ・ オーストラリア国民または人道的永住ビザ保有者 ・ OS-HELP を複数件受給していない者 ・ 連邦支援の大学在学学生で、かつ標準的学習量1単位（one EFTSL、フルタイム学生の1年間学習量相当）を履修済みである者 ・ 留学先での教育がフルタイム、かつその内容が本国の課程履修の一部として扱われる場合 ・ 海外留学終了時（通常1単位）に、EFTSL が 0.125 以上ある者 ・ 大学に納税者番号（tax file number、TFN）または TFN 申請証明（Certificate of application for a TFN、国税庁発行）を提出した者
SA-HELP	<p>対象：下記の受給資格要件を満たした学生</p> <p>内容：学生サービスや設備使用費を SA-HELP で支払うことができる。</p> <p>受給資格要件³⁵⁴：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オーストラリア国民または人道的永住ビザ保有者 ・ 高等教育機関の在学学生 ・ 高等教育機関に納税者番号または納税者番号申請証明を提出し、納

³⁵² オーストラリア政府 Study Assist

<http://studyassist.gov.au/sites/studyassist/help-payingmyfees/fee-help/pages/fee-help#AmIEligible>

³⁵³ オーストラリア政府 Study Assist

http://studyassist.gov.au/sites/studyassist/help-payingmyfees/os-help_overseas_study/pages/os-help-loans-and-study-overseas#Eligibilit

³⁵⁴ オーストラリア政府 Study Assist

<http://studyassist.gov.au/sites/studyassist/help-payingmyfees/sa-help/pages/sa-help#AmIEligible>

第7章 オーストラリア

	<p>税者番号要件を満たしている者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関が指定する日までに SA-HELP 受給申請登録を行った者
<p>VET FEE-HELP³⁵⁵</p>	<p>対象：認定された高度職業教育機関のコースに入学し、下記の受給資格要件を満たした学生</p> <p>内容：VET FEE-HELP を利用して授業料を払うことができる。</p> <p>受給資格要件³⁵⁶：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア国民または人道的永住ビザ保有者（教育期間中オーストラリアに居住する者）かつ FEE-HELP 受給額が限度額内である者 ・下記のいずれかの在籍者要件を満たす者 <ul style="list-style-type: none"> －対象となる教育機関において授業料等を負担する学生で、学部のディプロマまたは上級ディプロマ、大学院の修了サーティフィケートまたは修了ディプロマ³⁵⁷課程の在籍者 －（オーストラリア首都特別地域を除く）州政府援助対象の学生で、学部のディプロマまたは上級ディプロマ課程の在籍者 －ビクトリア、南オーストラリア、クィーンズランド、西オーストラリア、ニューサウスウェールズ各州政府の援助対象学生でサーティフィケートIV資格コースの在籍者 ・上記在籍者要件に加え、調査日までに認定高度職業教育機関の所定科目の履修登録をした者

HELP 受給資格者の情報は国税庁（Tax Office）に届けられるため、納税者番号によって銀行口座や雇用主による退職年金制度などの情報とつながり、さらには所得のある人に毎年申告が義務づけられている確定申告（Tax Return）によって個人の収入額が管理される。そのため、所得連動という形で、収入が一定額に達したら HELP の返済義務が生じるというタイミングも管理することができる。また、OS-HELP、FEE-HELP、VET FEE-HELP については税額控除を受けることもできる³⁵⁸。

なお、この制度は、現在進められている高等教育改革により 2016 年 1 月から新制度になる予定である。新制度では、HECS-HELP と FEE-HELP の一体化やローン手数料の廃止、対象となる高等教育機関・コースの拡大、学費設定の規制緩和、返済義務が生じる年収額の見直しなどが行われる。

³⁵⁵ Vocational Education and Training – HELP の略

³⁵⁶ オーストラリア政府 Study Assist

<http://studyassist.gov.au/sites/studyassist/help-payingmyfees/vet-fee-help/pages/vet-fee-help#AmEligibleForVFH>

³⁵⁷ 訳語については下記を参照した。

「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 オーストラリア」大学評価・学位授与機構

http://www.niad.ac.jp/english/overview_og_j.pdf

³⁵⁸ 国税庁「OS-HELP, FEE-HELP and VET FEE-HELP – tax deductibility」

<https://www.ato.gov.au/Individuals/Studying-and-student-debt/In-detail/HELP/OS-HELP,-FEE-HELP-and-VET-FEE-HELP---tax-deductibility/>

3-2 その他の動向（地方政府全体について）

(1) 個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除

税制は連邦政府の政策になるため、個人が支出した教育費に対する控除は上記の国全体についての動向で述べたとおりである。

(2) 民間資金の活用

個人・法人・その他民間団体（業界団体・保護者グループなど）から学校に寄附があった場合、その寄附金は信託ファンド（Trust Fund）に預け、州政府の財務省が管理するため、学校が独自に教育費用として支出することはできない。学校と州の教育担当省との間に総合的な会計報告が確立されていないため、教育担当省は概算で寄附金額を算出している（ニューサウスウェールズ州政府の例）³⁵⁹。寄附を行った個人・法人・民間団体が税額控除を受ける制度は国の制度にならうため、上記3-1の（2）で述べた内容となる。

(3) その他教育財源を確保するための特色ある制度・取組

州政府から州内の大学やスポーツクラブなど様々な団体に対して助成金が給付されている。名目は地域内のパートナーシップ確立といったものであるため、特に教育に限定されるわけではないが、教育機関がこうした助成金を申請して受け取っている場合もある³⁶⁰。

³⁵⁹ ニューサウスウェールズ州教育・地域省（Department of Education and Communities）「Annual report 2013」
<http://www.dec.nsw.gov.au/about-us/how-we-operate/annual-reports>

³⁶⁰ 同上